

省の一局となりて全國の警察を總轄す。而て地方駐在の警察官はその俸給薄くその地位卑きに係らず尙ほ一種の勢力を有すと云ふ。

### 第六篇 宗教

ロシアの宗教はギリシア正教或は單にギリシア教とも云ひ遠くその教統を東ローマ帝國の國教より傳承せるものなり。即ちキリスト紀元十世紀の末期にロシアのブラデミル一世始めてギリシア教に歸依せしより同教は漸くスラブ諸族の間に傳播せり。爾後ロシア人は久しく東ローマ帝國の首府たるコンスタンチノブルの中央大僧正の管轄に屬せしが十五世紀の中頃に至り竟に獨立して自國の大僧正を選びモスクバを中心として別個の教會を組織するに至れり。然

れどもこの宗教はスラブ人種を悉く同一の教會の下に包含するものに非らずして國によりて各々別個の教會を組織せり。即ちロシア人はロシア教會をセルビア、ブルガリア人は別にセルビア教會、ブルガリア教會をなせり。此の如くスラブ族の諸國は皆獨立の教會を構成すと雖も諸教會が正教より傳來せる教條を信奉して毫末も修正を加へざる點に至りては則ち一なり。かのローマ舊教にては十六世紀の初期にドイツ人ルターなるもの起りて新説を廣へ大に舊教の積弊を論じ斷然舊教より分離して別派を生ずるに至りぬ。現今廣くヨーロッパ各國に流布する新教是なり。されば舊教には時に新教義の唱導あるが爲に却て自派の教條及び組織の改良を促がす事あるも正教に於ては然らず。唯古聖の垂教を遵奉するのみにして嘗て固有の思想を加へたること莫し。又た舊教に於てはローマ法皇は固く教界の皇たるを自信しその信徒に對しては獨り教條の信奉を強ふるのみならず同時に現世の忠誠を要求して常に神意的主權を掌握せんとせり。されば之が爲に屢政教二權の争衡を醸ししことヨーロッパ史上に例證甚だ多し。然るに正教に於てはローマ法皇の如き強大なる教界の主



權者なく個人の信仰は頗る自由なるを以て經典の解釋禮拜の儀式又は祈禱語の如き總て他人の掣肘を受くること莫しされば舊教は進歩的にしてローマ法皇を中心とせる求心的運動は絶えず行はれ正教は保守的にして遠心的運動に傾くの概あり。

茲に吾等の特に注意すべきことは正教がスラブ民族の國家と常に興廢存亡を同ふする事是なり。嘗てグルジャのロシアに并せらるゝやその宗教もロシア教となり又たブルガリアのトルコより分離するやその宗教も亦た獨立せるが如きは如何に正教と國家と密接なる關係を有するかを知る可し。

此の如く正教は國家と存亡を共にするの結果は竟に政府が宗教に干渉するの端緒を啓けり。即ち各教會が相互の關係は全く獨立不羈なりと雖も一教會がその國家に對する關係は次第に従屬的態度を取るに至れり。此事はスラブ諸族を通じて皆一様なれども殊にロシアがその教會に對する干渉を最も甚しとなす。此事たる一面に於ては政教二權の對立を防ぎて君主の權勢を鞏固にし且つ國民の精神的統一を得るの利ありと雖も他面に於ては之が爲に國民思想の發達

を阻害し國家を鎖國となし従ひて國民を迷想偏見に陥るゝの弊なき態はず。即ち十世紀末ロシアの始めてギリシア教に歸依するや教會の用語としてギリシア語を用ふることを禁じ之に代ふるにスラブを以てせり。次で十五世紀に至りコンスタンチノブルより全く獨立するに及びロシア人は茲にギリシア并びにラテンの文明と永く隔絶するの端を啓けり。是よりロシア國民の思想文化は常に世界の趨勢に後れ國民をして益頑冥固陋の深淵に沈ましめざれば宗教の儀式の如きも新舊兩派が時勢に鑑みて屢改善を加ふるに反しロシア正教徒は却て四五世紀頃より襲用せる祈禱禮拜の様式を尊重するの風あり。されば葬婚若しくはキリスト復活祭の式より精進斷食の業に至る迄悉く古制を墨守して毫も修正を加ふることを好まざるなり。ロシア人が殊に舊式を尙ぶの適例は今日も尙ほユリウス暦を用ふるの一事なり。現今の世界各國は概ねグレゴリオ暦を採用するもロシアのみ依然として舊暦を用ふるはロシアの祭日に特別の關係あるを以てなり。故にロシアは新暦に従ふ時は此等の祭日を失ふが故に新暦の精確なるを認むるも之を採用すること能はずと云ふ。ロシア國民が偏屈なる保



守主義に傾きて世運の進歩に無頓着なること概ね此の如し、吾人は先づロシア教會の組織を述べ次に僧侶及び宗派の別に及ぼさんと欲す。

### 第一章 教會の組織

皇帝と國  
教

ロシア皇帝は國教の保護監視者たれどもその首長には非るなり、女皇カタリナ二世は嘗て親ら教會の首長と稱せしも唯女皇の權勢上より云へるのみにしてイギリス王がアンゴリア教會の首長として法律上認定せられたるが如きものに非ず、然れどもロシア國民が皇帝を以て神祐によれる正教の擁護者となし深く之を尊崇するは蓋し宗務に關して皇帝は任免黜陟の大權を有するに因るのみ、されば皇帝は神學及び教義の問題に就てはその裁決權を要求すること莫く總て之を教會に委付せり。

宗務院

宗務院はロシアに於ける會議制の嚆矢にしてペテロ大帝の朝に始めて設置せられしものなり、即ちこの以前に於ては全國の宗務は皆大管長の管轄に屬せしより自ら一國內に政教二權の分裂を生じ國家の統一を缺くと尠からざりき、

れば大帝が大管長制を廢するや新たに宗務院を置きその議員を悉く勅任官とし始めて教權をも帝權の配下に立たしめたり。

宗務院議員には正議員と補助議員との二種あり、正議員は常任にしてキエフ、モスクバ及びペテルブルグの中央大僧正之を率ゆ、殊にノブゴロドとペテルブルグの中央大僧正は第一議員と云ひ概ね議長となる、補助議員は一時の就職にして四五の大僧正、僧正及び長老より成る、その下に妻帯の二僧あり、一人は皇帝の懺悔式を掌り一人は軍隊の大布施僧たり、宗務院の長官を總監と云ふ、總監は皇帝の代理として教會の事務が勅令に遵據するや否やを監督す、されば總監は皇帝と宗務院との連鎖にして大臣委員會に出席し政府提出の議案を宗務院に致しその決議案は之を皇帝に上奏して勅裁を仰ぐ、若し宗務院にして違法の決議をなす時は總監は之を破棄するの權あり、又た毎年一回づゝ教會、僧侶及び正教に關する報告書を皇帝に捧呈して帝國の宗務を報告す。

宗務院の取扱ふ事務は教會の規律慣習、學林の教育、異教の調査、宗儀と宗教出版物との檢閲となり、而て宗務院は主に檢閲及び宗教裁判を司り、總監は學林と財



務とを監理す。

宗務の統轄上より全國を分ちて六十一宗區となし三中央大僧正、十四大僧正及び四十八僧正之を分轄す而て僧正は宗務院が任命せる三名の候補者中より皇帝之を任命し大僧正には概ね一二名の副僧正ありて大僧正の事務を輔佐す。各宗區には宗區會あり、その議員は僧正の指令により宗務院の任命を経たるものなり。この會は宗區受持の僧正を助けて區内の庶政を討議し又た宗規及び婚姻に關する裁判をも處理す。又た各宗區には宗務院の指令により總監の任命せる書記あり、宗教の常務に參與するを以てその權頗る強し。僧正と宗區會とは教會の瘵合資金の使用僧侶の任免等に就ては之を宗務院に上申してその許可を得ざるべからず。又た僧正は毎年その受持區内に於ける學林教會の聖式或は改宗等に關する事項を取調べて之を宗務院に報告するを要す。されば宗務院と宗區との關係は恰かも内務省とその管轄たる州及び地方との關係に似たる點あり。ロシアの中央集權の方針は獨り政治上にのみ止まらずして宗教にも亦た同一の主義の行はるを認むるなり。方今全國には約八千七百三十八萬五千の教

徒あり。

## 第二章 僧侶

ロシア國教の僧侶に二種あり、帶妻にして教會に居住するものを白僧と云ひ、獨身にして律院に孤棲するものを黒僧と云ふ。白僧は多く自由を愛し新奇を尙ぶと雖も、黒僧は概ね統轄を喜び舊慣を重んずるの風あり。此の如く黑白の二僧はその思想及び法務に關して異なる點あるを以て吾等は本章に於て主に二僧の狀態を説かん。

(一) 白僧 白僧は實に正教内に於ても世襲的の特別團體をなせり。かく白僧が社會の諸階級と殆んど絶縁して一種の階級をなせる所以のものは一は土地附農民制度の爲に一般農民は他業に轉ずる事を得ざりしが故に彼等の白僧となるもの無く、又た白僧は俗人と結婚せんとする時は許可を得べき規定なるに依り自ら白僧間に婚を重ねるの風習を惹起し、竟に世襲の一階級とならざるを得ざりき。アレキサンデル二世の土地附農民を解放するや白僧にも職業の自由選



擇權を與へ又た何人と雖も白僧となり得べき事を規定せしかど現今も尙ほ教會は白僧の獨占する所なり。

白僧の長老を牧師と云ふ。普通の寺領には一人の定めなれども大なる寺領には二人を置くことあり。その下に副牧師ありて牧師を輔佐す。この外には唱歌師、鐘撞人等種々の法務に従事する下役あり。

黒僧

(二) 黒僧 黒僧は律院に閑居して戒行を謹しみ情慾を制し難行と遁世とによりて専ら解脱を希ふ僧にして東洋的宗教の臭味を帯ぶる點多し。かく黒僧は已に縁を俗界に絶つが故に白僧の如く布教を以て民衆を濟度し或は事業を興して世益を圖ること無し。ロシアの黒僧はヨーロッパ諸國の律僧と異り概ね保守退隱的にして現世の風教に直接の貢獻を爲さずと雖も彼等は深く野蠻未開の荒域に入り自ら野を拓きて農耕に従事せしより自ら植民者を誘致し一字の律院の所在地をしてやがて新市街となさしめたる例證に乏しからず。即ち中アジア及びシベリアの開拓に間接の功勞ありしものは實に此派の僧侶なり。

黒僧の律院はキエフ、モスクバ、ブラヂミル、ノボゴロド等の舊市に多く黒土地方

律院の種

及び南部平原に至るに従ひ次第に減少す。各宗區には少くとも律院一あり。その院主は宗區會議員たり。

尼僧

律院に二種あり。法律上國庫の補助を受くるものと受けざるものとあり。國庫の補助を受くべき律院は更に三級に分る。第一級に屬する律院は之をラバと云ひ(一)キエフ州のベチェルスク(二)モスクバの北に當れるトロイツ(三)ペテルブルグ附近のセントアレキサンデルネブスキ及び(四)ウラリア州のボチアイエフの四大律院にしてその院主は皆中央大僧正たり。第二級をスタプロビギアスと云ひその數凡そ七院あり。第一級と第二級とは格別の大院にして第三級は更に三等に分る。而て住僧の數は院の格によりて定員あり。以上諸級の律院は古來より所藏せる寶物の外に廣大なる寺領を有せるものありしかど歴世の皇帝は寺領を收公してその代に一定の補助金を下附する事とせり。

(三) 尼僧 ロシアの制規に據れば男子は三十歳女子は四十歳の年齢に達せざれば僧院に入る事を許さず。然れども法令には妙齡なる婦女の尼寺に入ること



は信女と稱して尼寺に入るもの多し。されば尼院の数は律院よりも少けれどもその人數の却て多きは之が爲なり。而て尼寺は教會若しくは律院の如き煩雜なる俗務なきを以てその生活は極めて清淨にして餘裕あり。尼は平生手工などして糊口の一助となし寺の維持の爲めには自ら巡行して布施を請ふ。近年博愛の主義により尼寺も律院の如く病院などを設け自ら看護の任に當るもその規模設備ともに完からず之を西ヨーロッパ諸國の尼寺のものに比すれば尙ほ甚だ幼稚なりと云ふ。

今こゝに近年の各種寺院の總數と僧尼の人數とを示さん。

公私立會堂	六六、一四六院	尼寺	二八六寺
牧師及副牧師	四四、二八四人	尼	九、一〇九人
唱歌師等	五七、八九六人	信女	二七、〇三七人
律院	四九七院		
僧	八、八二〇人		
信士	七、三三八人		

### 第三章 ラスコル及び諸別派

(甲)ラスコル ロシアにはギリシア正教と源流を同ふすれども一種異りたる經典と儀式とに據るものあり之をラスコルと云ふ。而てラスコルは整然たる團體を組織せざるを以て宗派の名にあらざり又た諸宗派の總稱にも非らず。唯國教に反對する異説及び教義の集合にして精神上の一種の團體なりと云ふ可し。而てラスコルは多く下層社會に傳播し農夫職人及び商人の之れが信徒たるもの多し。

ラスコルが正教より全く分離するに至りしは正教が祈禱書に加へたる修正に反對なりしに因れり。大ロシア人は神學の眞義よりも寧ろ禮拜祈禱の形式を過重せしを以つて祈禱文の解釋上より竟に雜然たる諸派を生ずるに至れり。凡そ活版印刷の發明以前に在ては經典は悉く手寫せるが故に讀寫の際過誤に陥るを免れず。又た經書に一地方の慣習を添載するものあり之が爲めに正教の聖書は最も蕪雜を極めたりしかばバシル四世はギリシアの僧マキシムをアトス山



より迎へて祈禱書に改正をなさしめたるに信徒の反對甚しかりしかばバシル帝の改修も奏効なかりき。次で十七世紀の中頃に至り時の大管長ニコンは廣く全國より古ギリシア及びスラブ語經典の謄本を採集しコンスタンチノブル及びアトスの二高僧を召して之をギリシア語の正本と對照し大に添削をなせる後ち臣民に命ずるに必ずこの新經典を使用すべきを以てせり。當時の高僧は概ねニコンの改革に賛同せしも一般の宗教團體は依然として祖先傳來の經典を眞正なりとして勅命を奉せず竟に永久國教と分離するに至れり。蓋し信徒が此の如く數回の改正に頑強なる抵抗をなせしは彼等が一般に舊習を尙び儀式は宗義と密接の關係あるを以て毫末も變更を加ふべからずとなすに在り。即ち彼等はスラブ語の祈禱書を以てギリシア語のそれよりも遙かに精確なりとし又た彼等が傳承せる慣例は正教のそれよりも一層尊嚴なりと思料し總て國風を尊重するの餘り外國傳來の事物を排斥せんとするの傾向ありき。

十八世紀に至りペテロ大帝は政治より日常些末の風俗に至る迄頗る過激なる改革を斷行せし時彼は從來の傳説迷信の如きは毫も顧慮する所なく根底より

之を一掃せんとを圖りき。是に於てロシアの頑冥なる信徒はいよ／＼大帝の改新を喜ばず甚しきに至りてはペテロを目してニコンの再生なりと誹謗するものさへありき。彼等は改革に反對するの極茶煙草珈琲の如き或は鋪石の如き總て外國輸入品の使用は宗義に違背すとなし聖經の字句を引用してその使用を禁止せり。此の如くラスコル派が一方に於ては熱心なる國粹保存論者、愛國家なりと雖も自ら好んで世界の文化と疎絶するが爲めに愈迷心と偏見とを助長せり。

初め舊式を過重するラスコルが力を極めて正教の改正に抵抗して竟に之と絶縁するや當時之を指揮すべき僧正は僅かに一名に過ぎざりしが此僧正はやがてニコンのために幽殺せられしかばラスコル教徒は全く自己の統領を失ひ之が爲に同一ラスコル中に有僧無僧の二派を生じたり。

有僧派は初め正教教會の逃亡僧をして聖式を掌らしめしが十九世紀の中頃に至り全然獨立して自派の僧侶を戴くに至りき。無僧派は一旦僧侶を有せざることに決定せしを以て僧官就任の聖餐式は亡るび僧侶の執行せる儀式も亦た廢



絶するに至れり。この派は婚姻の式を司るべき僧侶無きを以て結婚も自然に行はれざるの結果を呈せしが無僧派は無妻に關する極端の理論に馳するの餘或は妾を畜へ或は姪行を犯して顧みざるに至れり。

現今ラスコル諸派はノブゴロドの舊植民者、ウラルの坑夫、シベリアの移住民及び東北のコサックの間に最も廣く流布す。この外小ロシア、白ロシア、ポーランド及びリウオニア等には信徒多しと雖も皆大ロシア人の移住者なるを以てラスコルは大ロシア人特有の宗義なりと云ふも不可なきが如し。而て中央及び南東ロシアには有僧派多く北方には無僧派多し。かくラスコルが帝國の邊境に蔓延する所以は中央政府の干渉を受くること尠く且つ此等の地方には舊慣今も尙ほ存ずるを以て布教の便宜多ければなり。ラスコルはイギリスのピウリタン教徒の如く實にロシア民族膨脹の先驅をなせるものなり。即ち彼等は北方の森林地方に侵入し或は南東若しくは西方バルト沿海諸州の植民開拓に偉大の功勞をなせり。前頁に説きし如くラスコルはロシア下層社會に流布し最も能くその思想性行を發表するものなるを以て更に進んで有僧無僧二派の特質を述べん。

## 有僧派

有僧派は正教の教條を信奉して教會組織をなす。往時この派が遁僧社團の異名を受けしは彼等が首領として戴ける僧侶の多くは正教の遁僧たりしを以てなり。今日に於ても此派には僧侶ありと雖俗人の長者ありて統率の任に當るを以て僧侶は昔日の如き實權を有せざるなり。初め有僧派は無僧派の如く森林若しくは國境外に群集して遁世的植民地を構成せしが十九世紀に至りニコラ一世は之に抑壓を加へ或社團を廢止したる事ありしかど信徒は再び新邑を作りて毫も所信を翻へざりき。かく有僧派は多年統一する所なくして各一方に割據せしが一八四六年にはボスニアの僧アムプロシオなる者始めて有僧派の中央僧正に推されてブコウナ別派の一寺院ビロクニツに座位せり。然れども爾後屢中央政府の壓迫をうけしかど少しも屈服せず。オーストリア及びトルコの信者は彼を以て有僧派の首長となしモスクバに於ける有僧派の長老會も亦之を公認せり。是に於て有僧派は始めて鞏固なる教會組織をなし全國を幾多の宗區に分ち僧正を置きて宗務を司らしめたり。然るに一八六三年時の首長は新宗制の纂輯に關して端なくモスクバの長老會と軋轢を生ぜり。是に於



無僧派

てモスクバの信徒は全く大本山たるビロクニツァなどの交通を断ち且つ有僧派の教義は正教と源流を同うするのみならず亦た同一のキリストを尊奉する旨を宣言せり。政府はこの好機に乗じて稍正教に近接し來れる有僧派を改宗せしめんとし往年有僧派に對して下せる破門の宣言を取消す等あらゆる手段を用ひたりしも有僧派は尙ほ政教二權の並立と教會が國家の統治下に立つことを厭ひ今日に至りても尙ほ自派の獨立を主張す。

無僧派ベスボグチ この派は殊に些末の儀式に拘泥するが故に派内に百端の議論を惹起して殆んど歸一する所なしと雖も經典を誦し洗禮を施こし又た懺悔式を行はんが爲に一名の長老あり。

彼等は有僧派の如く率先して未開の絶域に移住して信仰の自由を樂めり。その最初の大植民地はロシアの北西に當るオネガ湖畔にして是より次第に北方に傳播して白海に及びり而てこれ等の團體中最も有名なるものをボモルチー派となす。カタリナ二世の御世モスクバに疫病起りし時始めて市外にツレオブラジンスキと云へる墓地を興して茲に大本山を建てしも外界の攻撃と嫌疑とを

遍歴派

不言派

否定派

被むりニコラ一世の御代大本山は竟に政府に收公せられたり。この派は有僧派よりも頑冥にして皇帝の爲めに祈禱を捧ぐるとを拒む者あり殊に結婚に就きては議論二派に分れテオドシウス派の如きは絶對的に婚姻の不可を唱ふるも又た結婚は教義に違反せざる事を主張するものあり然れども近年無僧派も次第に圭角を脱して次第に溫和寛裕の主義に傾けり。

無僧派の別派に遍歴派ベスボグチなるものあり。彼等は現世を以て惡魔の妖窟となし眷族をすて、深く林中に隱遁し浮世と絶縁するを本分となす。さればこの派の男女は別に一種の共産的社會をなして互に姉妹と呼び又た兄弟と稱せり而てこの派は結婚を嚴禁するを以て却て人倫を紊亂し私通姦姪の如き互に相犯して顧みざるの弊ありと云ふ。又た遍歴派と同じく無僧派に屬する不言派なる一派あり。緘黙無言を以て第一の要義となすが故にこの派の起源及び現狀の如何を詳らかにし難きもの近年ベサラビア、ポルガ下流及びシベリア地方に蔓延す。又た現世には一の神聖なるもの存せずとの議論より一切の儀式を排斥し唯禮拜を以て神に奉仕する否定派あり。



合理派

若行派

去精派

(乙)別派 ラスコルは正教の儀式修正に反對して起れるものなれども、此外にもキリスト教は經典解釋又は祈禱の形式の教にあらざりて全く信仰の教法たることを主張する二別派あり。甲を神秘派と云ひ豫言者を信じ靈感奇幻によりて直に救世主に會通すべしとなす。乙を合理派と云ひ冥想推理によりて天國に遊び神の擁護を仰がんとするものなり。

(一)神秘派 この派に二種あり。一を若行派と云ひ他を去精派と云ふ。若行派は決してその教義を文字に表はすこと莫し、その教義は制慾的にして神秘を守りて聖靈を信じ且つ固く宴飲と結婚とを禁ず。而て彼等は神に感通せんが爲めに身神を過勞して自忘の境に入らしむべき一種の舞蹈を行ひ或は烈しく自己を鞭撻し或は燭火を以て自身を毀傷する事あり。是れ若行派の名ある所以なり。去精派は自己の心性を涵養し清淨無垢ならしめんが爲めに男女色慾の精根を毀損し以て罪障を未發に防がんとするものなり。要するに神秘派の二派は與に神と人間との接觸を妨ぐるものは五體の不淨垢汚にありとなし渾身の慾望を禁遏せんとしてかゝる極端に馳せ身體を毀損して顧みざるに至れり。

スコポリ派

スツマン派 (205)

(二)合理派 神秘二分派は皆身體を損傷して神前に跪かんことを希ふものなれども合理派は然らず。唯人の眞靈によりて神を知り又た神と接せんことを欲す。合理派に二小別あり。一をスコポリスチーと云ひ他をモロカンと云ふ。二派皆古來の禮式を蔑視し自家を禮拜堂にあつるを以て教會の組織を爲さざるなり。兩派は皆ロシアの南西部より始めて唱導せられたるものにしてルーテル又はカルビン派の如き新教の影響を受けたること疑なきものゝ如し。而てスコポリスチー派は人心を重じ人を以て活書となすもモロカン派は聖書を基礎となす。又た前者は天國と地獄との存在を非認し神と人とは元來同一體にして正義の存在を待ちて神人始めて生命ありと説くが如き此派はスラブ諸派中に立ちて獨り純理の尙ぶべきを説く。モロカン派は精靈の自由を説けどもその教義は一轉して共產主義の社會論となりて或は納税を拒み或は兵役に服せざるものあり。彼等は財産の共有を唱へ現世を改造して天國たらしめんことを夢想するものなり。

(三)此外の別派 上述諸派の外にスツマンデウム及びサバス派あり。前者は西ヨ



トロッパの新教の直系を受け主に南部ロシアに行はる。即ち古來よりオデッサに移住して新教を奉ぜしドイツ人等は時々集會を催ふし、がこの會合は漸次にロシア人を感化し竟に彼等をして正教會より分離せしめたり。彼等は聖式を行はず又た僧侶及び祭日なし。その教儀をなす時は唯聖書を讀み讚美歌を誦するのみ。而てこの派は學問を尙ぶより自ら自由獨立の精神に富む。又たサバズ派は土曜日を聖日と定む。その教義はユダヤ教と似たる點多く主に南部ロシアの下層社會に流布す。

#### 第四章 異教

ロシア帝國は領土寔に廣大にしてその内には幾多の異人種を包含するを以て異教も亦た頗る多く大抵自國の宗教を信仰するの自由を有す。今異教中殊に重要なるものを説かん。

(一) 舊教 舊教の根據地はポーランドなれども又たリトワニア、白ロシア及び小ロシアにも流布せり。舊教はポーランドに根底をたつると已に久しく國民は

サバズ派

舊教

概ね之に歸依するを以て政府は百方之を國教に改めしめんとするも舊教徒に對する過激の措置は却てポーランド人をして舊教に對する信心を強からしめしのみ。

此派はベテルンゲに舊教宗務院を置きモヒレンフの大僧正之が總監たり。その議員は各區の代表者にして皇帝の裁可を経て就任す。されば舊教は一見その形式に於てはロシア國教と大差なきが如しと雖も儀式慣例の如きは依然として舊式を遵用して變更する所なし。現今全國に十二宗區あり。この内ポーランドは七州を占む。然れども政府の干渉甚しきが爲に僧正は定員を有すること能はず且つ教育及び學林の如きも年を逐うて減少するの傾向あり。且つ一八六三年以後ポーランドに於ては律院の閉鎖せられしもの多く僧尼の人數も亦た勅令によりて制限せられたり。又た舊教信者は概ね要職に就くとを得ず。甚だしきに至りては會社或は工場に舊教徒の就職を制限せしとさへありと云ふ。是に據るも如何に政府が舊教を壓倒して之を帝國の國教に改宗せしめんとするの意向あるかを推知するに足らん。近年の調査によれば信徒の總數は千百四十餘萬人に及べ



り。

(一) 聯合派 表面は國教の儀式によりて禮拜を行へども實は舊教を信奉するものなり。故に之を聯合派と云ふ。政府が舊教に對する措置頗る嚴峻なるを以て政府の冷遇を受けざらんが爲に竟に舊正二教を合併するに至れり。

(二) 新教 新教の最も廣く弘通する地方はフィンランドなり。この國は新教を國教と定め教會は全く自治なり。バルト沿海三州も亦た新教を奉ず。而て政府は舊教に對すると同一方針をとり力めて之を正教に改めんことを圖る。而て改宗の基礎は少年の教育に在るを以て政府は新教學校の監理權を收め或は正新二教徒の結婚に制規を與へ以て異端をロシア化せんとせり。現今凡そ三千七百餘萬の信徒あり。

(三) アルメニア教 この教派は初めカトリコスと云へる宗務監を戴き宗區の代表者之を選擧して自治制たりしもアレキサンデル三世の治世に至り此派は殆んど帝權の支配を受くるに至れり。即ち從來アルメニア派は自己の設立せる宗教學校を有せしもその管轄權を削がれ加之アルメニア語の使用を禁じ之に

代ふるにスラブ語を以てせられたり。されば現今の同派は組織に於ても實力に於ても殆んど政府の干渉を免るゝこと能はざるの窮狀に陥れり。

(四) ユダヤ教 ユダヤ人はポーランド諸州及びロシアの各市に散居す。彼等は國中到る處に別種の強固なる社會をなすのみならず全く異りたる一神教を奉じ會堂の外に經典を講じ又は祈禱を行はんが爲めに講義所を設立せり。かくの如くユダヤ人は帝國の治下に於て全く別種の團體をなすが故に假令宗教の信仰自由を許可せらるゝも彼等は常に政府の排斥冷遇する所となること他の異教徒の比に非るなり。即ち彼等は旅行居住の自由を與へられざるも兵役租税に關してはロシア臣民と同様の義務を負担せざるべからず。彼等は其の本據たるポーランドに於ても尙ほ土地所有或は公務就任の權なく甚しきに至りては職業の種類にすら制限を付せられたりと云ふ。現今ロシアに居住するユダヤ人は凡そ五百二十萬人にして彼等の多くは商賈兩替貸金或は行商の如き商業に従事す。

(五) イスラム教 政府は嘗てイスラム教徒を改宗せしめんとし百方盡力せし



が常に効を奏せざりしより爾來政府は寛裕主義を以て彼等を統治せり。帝國内の信徒は凡そ千四百萬にして人數の多きこと正教に次ぐ。

イスラム教にはモラーと云へる教長ありて平生部落の子弟を教誨し又た仲裁者となりて糾紛を裁判す。モラーの上官をムフチと云ふ。ムフチは主要の宗區に駐在する教監にして信徒の選舉により政府の許可を経て就職する宗教及び民事上の高等裁判官なり。又た宗務會なるもの有りてムフチを輔佐す。その議員はモラーの選出するものなり。教徒は政治上の特權を有せざれども土地を所有し酷税を納めざるの權を有す。

(七)喇嘛教 近年まで佛教の一派たる喇嘛教はボルガ下流域に存せしも其後洗禮を受けて國教に歸せしもの多し。

## 第七篇 教育

ロシアは國民教育のために諸種の學校を設置し文部大臣をして之を統轄せしむ。然れども或る特種の學校は他省若しくは高等官廳の設立維持に係るもの尠からず。此等は勿論文部省の管轄に屬せざるなり。例へば諸種の學校の宗務院に屬するが如き或る學校は陸海軍省内務省等の支配を受け又た多數の女學校は宮内省の一局に屬するが如き是なり。

文部省は管下の諸學校を監督せんが爲めに帝國を分ちて十四學區となし各學區には大臣が任命せる主監を置き一方には各區の學務を擔當せしめ他方には文部省の地方機關として連絡を保持せしむ。而て各學區は區域廣大に失し統轄に不便を感ずるを以て更に學區を分ちて若干の小學區となし主監が任命せる視學等をして親しく教務を指揮せしむ。又た文部省内には學務參議會ありて大學より小學に至るまで總て教育に關する事務を議定す。吾人は先づ小學校より大學に至るまでの學制を歴叙し次に公私立の専門教育を講究し最後に女子



教育の一斑を説かん。

### 第一章 一般教育

#### 第一項 初等教育

小學校

(一) 小學校 我國の小學校に相當するものにして學齡兒童に教育の根底たるべき初等の學術を授けると共に宗教及び倫理の教訓をなさんとするに在り。ロシアの小學校は十九世紀の中頃に至るまではその組織極めて不完全なりしもアレキサンデル二世の時に至りて大に面目を一新せり。同帝はロシア近世の明主にして政治法律等に諸般の改革を斷行し又た國民教育に關しても改善する所多かりき。即ち地方教育は之を州區の議會及び市會に委付して維持監督の任に當らしめたり。是より地方教育は従前よりも資金豊富にして而も監督周到なるを得たりしかば普通教育は俄に勃興し同帝の末年には各種の小學凡そ二萬三千に達し百十五萬の子弟を訓育するに至れり。

小學校は概ね州區市町村の如き自治團體の公立にして宗務院附屬の小學校は

宗務院附屬小學校

各地方の牧師管轄區の設立する所なり。而て此等の小學校を監理經營するものは學務委員會にして州區の貴族長之が議長となり議員は文部内務二省の官吏及び自治團體よりの代表者なり。

小學校の必修科目は(一)宗教(二)教會用スラブ語の讀書習字(三)ロシア語(四)習字(五)算術及び(六)讚美歌の六科目にして尙ほ此外に體操を課する事を得。

前述の小學校よりも程度稍高尙なるものあり。市町に在るものは修業六ヶ年にして宗教讀書及び習字教會用スラブ語算術幾何ロシア國史及び地理博物及び物理學一班圖書體操及び唱歌を教授す。而てこの種の小學校と同規程の者及び二ヶ年制の小學校は郡村にあり皆文部省の管轄に屬す。

一八九八年の統計に據れば文部省附屬の各種小學校は全國に三萬七千四十六校ありて約八萬四千の教員は二百六十五萬の兒童を教育せり。

(二) 宗務院附屬小學校 ロシアに於ては國教の勢力甚だ強大なるを以て宗務院は文部省と對立して國民教育の一部を擔當しその規模及び普及の點に於ては文部省に劣らざるものあり。而て宗務院の管轄に係る小學校に二種あり第一



種の小學校は兒童に簡易なる國教の教養と初步の學術とを授けんとするに在り。第二種の小學校は第一種よりも程度稍高尚にして文部省附屬の小學校と程度を同するも教科の大部分は宗教に關するものにして讀書及び算術の如きは極めて平易なるを旨とせり。而て以上二種類の小學校の監督は牧師管區の教育會之を掌る。

一八九八年の統計に據れば此種の小學校數は文部省管轄のものよりも多くして四萬二十八校に達し約六萬八千の教員は百四十七萬の子弟教育に従事せり。此外に前述諸學校と程度を同する夜學校及び日曜學校ありて正則の小學に入るに能はざるもの、便に供す。又た異教徒若しくは未開民の小兒を教導せんが爲めに特設せられたる小學校あり。即ちバルト及びボルガ地方の新教徒或はカフカズ、トルキスタンのイスラム教徒等の爲めにその風俗と舊慣とを斟酌して相當の教育を施すの類是なり。尙ほ此外に陸軍内務二省等に附屬するものあり。總て前述の諸學校を合計するも約千六百餘校と十三萬五千の就學兒童あるに過ぎざるを以て初等教育は文部及び宗務院の司掌する所なりといふも妨

小學校と  
同程度の  
諸學校の

なかるべし。

第二項 中等教育

中等教育の目的は小學課程の卒業生をして我國の中學より高等學校にわたる程度の學科を修學せしめ卒業の後は實業に従事するか或は高等諸專門學校又は大學に入らしめんとするに在り。而て中等教科の學校は次の三種に分る。

中學校

(一) 中學校 我國に於ては能く之に相當する學校なきも中學と高等學校とを合併せしものに似たり。此種類の學校は一七二六年始めてペテルブルグに設置せられしが爾後屢中等教育の學制に變更ありて一八七一年に至りぬ。此年大に改正を行ひ中等教育の基礎は頗る固定せり。然れども同年以後中學校の主要なる學科はギリシア、ラテン語二科となりて授業時間の大半を占むるに至り歴史の如きは全廢せられ博物の如きも時間を削減せられたり。さればロシア現制の中學校は我が國のものよりも遙に専門的にして高等諸學校の豫備門たる性質を有す。

副中學校

(二) 副中學校 その組織は殆んど中學校と同一なれども學年は中學校の八年



露國の實相

に比して二年少きを異れりとす。  
一八九九年の統計を見るに以上二種の學校は全國に二百三十七校ありて七萬七千餘人の生徒を養成せり。

實科中學

(三)實科中學校 この學校の目的は實業に關する緊要なる教育を施し尙ほ將來高等實業學校に入りて各種の技藝を研究せしむるに在り、學年は六ヶ年にして第五第六の二學年に於ては實務に必要な學科を課することを得、全國に百十三校ありて約三萬四千五百の生徒を教育せり。  
同じく中等教科にして文部省の管轄に屬する師範學校及び女子中學校あれどもこは後章に於て述ぶる所あるべし、此外陸海軍遞信大藏等の諸省及び他の大官廳に屬する中學校は凡そ三百九十八校ありて約六萬三千八百の男女生徒を教養せり。

第三項 高等教育

(一)大學 大學は西ヨーロッパ諸國の制度に倣ひ設置せられたるものにして學術技藝の蘊奥を研究する最高等の學校なり、ロシア最初の大學は一七五五年始

めてモスクバに建てられ爾後數十年の間この大學はロシア學術の淵藪たりしも十九世紀に至りて各所に設立せられ現今全國に九大學あり。  
大學は概ね之を(一)文科(二)理科(三)法科及び(四)醫科の四科に大別すと雖も大學によりては悉く以上の四科を置かざる者あり、即ちペテルブルグ大學は醫科を缺くも東洋語學科を有し、トムスク大學には唯法醫の二科あるのみ、又ユリエフ大學即ちドルバトには大學には四科の外に新教神學科あるも新ロシア大學には醫科あるのみ、今左に諸大學の所在地創立年代と一九〇三年に於ける現在學生の總數を示さん。

大學名	所在地	創立年代	就學生數
モスクバ大學	モスクバ	一七五五(一八〇三再興)	四、四九六八
ユリエフ	ドルバト	一八〇二再興	一、六七六
ハルコフ	ハルコフ	一八〇四	一、三六一
カザン	カザン	一八〇四	八七三

第七節 教育



露國の實相

ベテルブルグ	ベテルブルグ	一八一九	三、七五三
セントブラヂミル	キエフ	一八三三	二、四五五
新ロシア	オデッサ	一八六四	一、三七一
ワルシヤ	ポーランド(ワルシヤ)	一八六九	一、三二二
トムスク	シベリア(トムスク)	一八八八	五九六

高等專門學校

大學には總長ありて一校の總務を督し評議會ありて重要なる事務を議定す。十九世紀の末期に至るまでは總長と評議員とは頗る寛裕なる自治權を得評議會は總長各分科大學長及び教授を選定せしも一八八四年の法令により評議會はこの權を削がれ文部大臣の職權に歸するに至れり。

(二) 高等專門學校 前掲の大學の外に之と程度を同する高等專門學校凡そ七校あり。

(イ) アレキサンデル一世法政學校 (在ツアルスコエロ 一八一一年設立)

國家有用の人才を養成する目的とす豫科の上に本科六級あり。内三級は高等の

普通學科を脩め次の三級に於て法律政治及び倫理學を修む。

(ロ) 帝國法學院 (一八三五年設立)

本校創立の目的は司法省奉職の官吏を養成するに在りしも一八九七年以後は他の官廳にも仕ふるの資格を與へたり。七級あり。最初の四級に於ては中學又は副中學教程の諸科を修め後の三級に於ては法學を履修す。

(ハ) デミドフ法律學校 (ヤロスラフ 一八六八年設立)

デミドフ氏の寄付により一八六八年に創設せられたる高等法學院なり。

(ニ) 歴史言語學校及び(ホ) ニエジン學院 (一八六七年設立)

兩校の學科程度は文科大學に准じ各種の中等學校の古典語教師を養成するを目的とす。

(ホ) 考古學學校 (在ベテルブルグ 一八七九年設立)

一八七九年カラチョフ氏の設立にして考古學を教授し二ヶ年を以て修了せしむ

(ヘ) ラザレフ東洋語學校 (在モスクバ 一八一五年設立)

アルメニア人教育の任に當るべき教員を養成せんが爲め一八一五年ラザレフ



氏之を創設せしが一八四八年學則に變更を加へて二部に分ち第一部は七級より成る中學教科の學校にして第二部は三級組織にして主に東洋語學を教授す。ロシアの教育統計は頗る不安全なるを以て最近年に於ける以上諸學校の學生人數の精細を知り難きも一八九七年頃の統計に従へば最も多人數のものも二百八十一人を超えずといふ。

## 第二章 専門教育

### 工業專門學校

#### 第一 工業專門學校

工業教育の目的は熟練なる技師として商工業の設計に従事し或は技師技手として仕官すべき有用の人物等を養成するに在り。この種の著名なる學校を左に列記すべし。

- (一) ニコラ一世高等工業學校 (在ペテルブルグ)
- 一八二二年の創設にしてロシア實業學校の最も古きものなり。學校は機械及び化學の二部に分れ修業年限は五ヶ年なりとす。一八九九年には約千二十人の學生なりき。

の學生なりき。

- (二) アレキサンデル三世高等工業學校 (在ハルコフ 一八八五年設立)
  - 分科及び學年の制は前者に同じ。
  - (三) 帝室高等工業學校 (在モスクワ 一八三〇設立)
  - 學制は前途の二校に同じ。
  - (四) リガ市立諸藝學校 (在リガ 一八六二設立)
  - バルト沿海諸州民の實業を修めんとするもの爲めにリガ市の建設せし學校にして一八九六年に校則の改正あり。是より機械化學、土木建築、農藝及び商業の六科に分れ學科によりて學年を異にす。
  - (五) アレキサンデル二世諸藝學校 (在キエフ 一八九八設立)
  - 有望なる工藝技師の養成を目的とす。學科は化學機械、土木及び農學の四部分る。
  - (六) ニコラ二世諸藝學校 (在ワルシヤ 一八九八設立)
- 前者と與に大藏省の管轄に屬し分科及び學科規程も亦殆んど前者に同じ又



ペテルブルグにも諸藝學校あり。同じく大蔵省に屬し商業造船冶金及び電氣工學の四科に分る。

(七) カタリナ二世鑛山學校 (在ペテルブルグ 一七七三設立)  
農務及御料地事務省の管轄に屬し鑛山技師の養成を目的とす。

(八) エカテリノスラフ高等鑛山學校 (在エカテリノスラフ 一八九九設立)  
探鑛冶金の二科あり。

(九) アレキサンデル一世逓信技師養成所 (在ペテルブルグ 一八一〇設立)  
一八〇九年フランス人ベタンクールの計畫により創立せるものにして逓信技師の養成を目的とす。

(一〇) 帝國土木學校 (在モスクバ 一八九五設立)

以上の二校は皆逓信省に屬す。

(一一) ニコラ一世土木技師養成所 (在ペテルブルグ 一八四二設立)  
土木建築架橋等の土木技師養成を目的とす。

(一二) アレキサンデル三世電氣工業學校

内務省の所管にして通信技師の養成をなす。  
以上は高等の工藝を修むる専門校なれども此外に中學程度の實業學校ありて技師の助手たるべきものを育成す。多くはモスクバ、ロヅ、カザンの如き工業最も盛大なる地に設立せられ全國に十八校あり。又此等の學校よりも程度尙ほ簡易なる學校凡そ二百七十ありて徒弟を修養す。

農業學校

第二 農業學校

農藝及び農業經濟の専門家を養成するを目的とす。

(一) モスクバ地方經濟學校 (在モスクバ 一八九四設立)

農業經濟と農業土木との二科に分る。

(二) ペテルブルグ林學校 (在ペテルブルグ)

(三) 地方經濟及林學校 (在ノバアレクサンドリヤ 一八六九設立)

(四) 葡萄栽培學校 (在クリム 一八九四設立)

以上の四校は高等農業學校なれども此外に農藝の一般を教授する中學程度の學校總て十一あり。初等程度のもは百十校ありて多くは農務及御料地事務省



の所屬たり。農業諸學校は一般に工業學校よりも其數少く且つ設備の如きも頗る劣る所あり。

又モスクバには司法省所轄のコンスタンチン測量學校ありて測量及び土木の二科に分れ程度は實科中學校の上級に同じ。

商業學校

第三 商業學校

政府は一八九四年の法令を以て自今設立せらるべき各種の商業學校は皆大藏省に屬すべきことを規定し一八九六年には更に商業學校の學制を定めて四種とせり。即ち第一及び第二種學校の目的は責任を以て將來商工業に従事すべき青年を育成し第三及び第四種の學校に於ては十二歳以上の商家の店員に商業上必要の智識を授けんとするに在り。近年内外の商工業を振興せんとするや政府はこの方面に注意し爾來商業學校の設立は著しく増加せり。されば一八九九年には大藏省所管の商業學校すべて五十六あり一萬一千の生徒を教育せしも近年は更に二十五校を各地に増設すべき豫定なりといふ。

第四 軍學校

陸軍省に屬し高等の學術を研究する大學四あり。(一)ニコラ歩兵大學(二)ミカエル砲兵大學(三)ニコラ工兵大學及び(四)アレキサンデル軍法大學是なり。之に次て歩騎砲工の四兵科を教授する士官學校總て八あり。尙ほ此下に屬する幼年學校と教導團とありて共に初等程度の軍學を授く。

海軍の高等學校を海軍兵學校といひ水路航海造船及び機械科の四部に分る。又クロインスタトには海軍機關學校ありて造船及び工業の二科を置く。尙ほ海軍にても陸軍の如く幼年學校を置く。その詳細は軍事篇に載するを以て茲に唯梗概を擧ぐるのみ。

教員養成學校

第五 教員養成學校

中等教育諸學校の教師は多く理文二大學の卒業生とペテルブルグ及びニエジン歴史言語學校の卒業生なり。然れども小學教員養成のためには特に全國に分置せられたる二種の師範學校あり。一八九九年には合計七十二の學校ありて千百餘名の生徒を有せり。又前頁に述べたるが如く宗務院は文部省と分離し別に小學教育を管理するを以て其管轄小學校の教師を養成せんが爲めに各所に十



四の師範學校を分置せり。

第六 醫學校

ロシアの諸大學には大抵醫科の設置あり醫學の最高研究所たれども此外ペテ  
ルブルグには高等軍醫學校ありて高等程度の醫術を修むるに便ならしむ一八  
九九年には七百五十人の學生ありき又ペテルブルグ、モスクバ及びハルコフに  
は産科婦人科微菌學等に關する五醫學校あり尙ほ産婆及び看護婦養成所總て  
十四校あり。

第七 宗教學校

宗教學校中にて程度最も高尚なるもの四校あり、キエフ、モスクバ、ペテルブルグ  
及びカザンの高等學林是なり、學年はいづれも四年にして中學林の卒業生若し  
くは入學試験の及第者を採用し將來宗教教育又は教職に就き正教の爲に盡力  
すべき者を教育す。

中學林は將來國教教會に奉仕すべきものに必要なる智徳の教育を施すを目的  
とす、生徒は總て官費にして正教信者の子弟は階級を問はずして皆入學するこ

とを得、學科は概ね中學程度に準ずるも最も神學科に重を措く、一八九九年には  
高等學林は四校總て八百人の學生を有し中學林は五十五校ありて千八百人の  
生徒を養成せり、又た小學林は生徒に簡易なる教育を與へて他日教會に仕ふる  
の準備をなす、その資金は地方僧侶之を支出し教區の僧正之を監督す、現今全國  
に百八十五校ありて三萬一千の兒童を訓育せり。

第八 美術及音樂學校

美術學校の最も有名なるもの六校ありて繪畫彫刻及び建築製陶等に關する高  
等教育をなす、殊にモスクバに在るストロゴノフ圖案學校の如きは最も盛にし  
て就學生二千人に達せり、尙ほ此外にも美術學校凡そ十校あり、音樂教育に就き  
てはペテルブルグとモスクバは中心となり前地には二十四校後地には二十三  
校あり、此の他帝國の各地に在るものを合算する時は百五十五校となるを以て  
見れば音樂教育は他學よりも比較的普及發達せるも、如し。

第三章 女子教育



吾人は前章に於て女子教育をも併せ説かんと欲したるも記述錯雜なるが故に之を省略せるを以て茲に一章を設けてロシア女子教育の梗概を述べん。小學校或は之と同程度の學校に於ては女子は概ね男子と教室を同するも大都市町の學校中には稀に男女の二部を分設するものあり。女子の中等教育は實にカタリナ二世の時に生まれり。即ち同女皇はベツキイ氏の建言をいれ一七六四年ペテルブルグに貴族の女子を教訓すべき中學を設立せり。爾後他の市町も之に倣ひて諸處に同様の女學校を設置せしかど就學者の大部は貴族なりしかば女子中等教育はいまだ一般の階級に普及せざりき。十九世の中頃一般の女子の志望者を入學せしむるの方針を執りしが一八七〇年に至りこの學校は女子中學校及び副中學校に変更せられたり。即ち前者は七級後者は三級にして女子に必要な中等教育を施せり。この後女子教育は次第に普及し一八九九年には文部省所屬の中學校のみにて三百十六校ありて九萬四千餘の女生徒を教養せり。此他にも尙ほ宮内省宗務院の所轄及び私立學校あり。總て此等を合算する時は四百七十七の女學校は約十二萬九千五百の生徒を養

成せり。

又ペテルブルグとモスクバには女子に高等教育をなす專門學校ありて前者は文理の二科に分れ文科に於ては主として歴史及び言語學を理科に於ては物理と數學とを修學せしむ。この學校は私立なれども校長及び教授は文部大臣の任命する所なり。後者は一八八八年以來閉學せしが一九〇〇年に至りて再興せられたり。而てペテルブルグ高等女學校は頗る盛にして一八九九年には九百六十人の生徒を有せり。

又ペテルブルグ軍醫學校の制に倣ひ同府の設立せる女醫學校あり。一八七七年の戰役に同校生徒は看護婦として殊勳をたてしが近年校名を改正し五年間に小兒科及び産科婦人科を修業せしめたり。而て卒業生は女醫の資格を附與せられ帝國何れの地に於ても自由に開業することを得。蓋し女子專門學校の嚆々たものなり。

宗教女學校は正教僧侶の女子教育を目的とすれども世間の女子も亦入學することを得。六學年にして程度は女子中學校のものに準じその卒業生は小學女子



部の教員となる。一八九九年には全國に此種類の學校六十九校ありて一萬五千以上の女子を教育せり。

### 第八篇 軍事

#### 第一章 陸軍

##### 第壹項 軍制

軍政は大陸に國を立つるが故に、古來重きを陸軍に置きしが、近ろ太平洋岸に雄飛せんとするに因り、頻に海軍を擴張し、海軍費は陸軍費と相ならびて非常の巨額に達せり。

(一)兵制 元來ロシアは農國なれども、國民皆兵の制を擧めたるは、最も新しき

兵制

事に屬し、其前にありては、多く武を業とするものを用ひたり。コサックの騎兵當時の遺物として今日に至る。其他西ヨーロッパにならへる歩兵あり、砲兵ありしも、クリム戰役以後、軍隊の改良を計らんが爲めに、先づ土地附農民解放の制を布き、尋て徵兵制度調査會を組織し、各國の制を參照して、新制を施けり。時に一八七四年一月十三日なり、其法律によれば

一、ロシア國民にして、法律に因り、權利を失へるもの、外は、盡く國防の義務を負ふ。

但しトルキスタン地方、シベリア沿海州、アムル地方及びシベリア邊地の住民は、兵役の義務を免除せられ、又アストラハン、アルハンゲルスク、ツルガイ、ウラルスク及びシベリアの各地に住居する外國人は、募集に應ずるの義務なし。

二、代人若くは代價金を以て、兵役の義務を免るゝを許さず

但し家族貧困にして男子募集に應ずる能はざるときは、除外例とす

三、服役の義務は、滿二十一歳に始まり、四十三歳に終る



露國の實相

四、募集に應じたるもの、一部は常備役に一部は第二種國民役(オボルチェニ)に編入す。

常備役に編入せらるゝものは十八箇年間身を軍籍におき、五ヶ年間現役に服し餘は直ちに後備役に入る。

但し陸軍大臣は現役年限を短縮するを得。

在郷軍人は其郷里所屬軍銜の指揮に従ひ義務年限中は六週間以内を以て演習の召集に應ず。

動員は皇帝勅令を以て之を行ふ。

第二種國民役は二十一歳より四十三歳までの男子にして武器をとり得るものを以てこれを編成す。

第二種國民役は戰時國防に任じ平時は時々召集せられて教練をうく。國民役は之を二種に分ち

第一種は常備役の補欠に充つべきもの及び現役を終りたるものを以て組織し第二種は此以外の國民を以て編成す。

但し第一種に入るべきものにして常備役に入りたるもの、外は兵役義務年限中最初の四年間に六週間を期限とし二回召集に應じ訓練をうくるの義務あり。

五兵役の義務を免除せらるゝものは次の諸項の一に該當するものとす。

一、体格不良のもの

二、ギリシア正教の僧侶及び唱歌僧、及び高等學林等の宗教研究所を修了せしもの(其數廿萬より九十五萬に及ぶ)

三、家政上家計を司ふる男子

四、職業によるもの。(イ)醫師、(ロ)藥劑師、(ハ)獸醫、(ニ)大學々生、(ホ)官公立學校教員。但し戰時には其範圍極めて縮少せらる。

亦一時徵集を猶豫せらるゝものは(一)家計の情況により二ヶ年以内の猶豫を與ふ。(二)高等なる學術の研究學生は在學年間

附、現役年限は、兵種と教育の程度如何とに因り、之を定む。

此制度は、國情と民福とを參酌して、規定せられたるものなりしも、施行の際多



の缺點を發見し、爾後多少細目の改正を加へ、また補足をなしたるところあり、中に志願兵の制度を設け、またアホトニキイ制を定む。アホトニキイとは、法律上當然兵役を免除せらるべきもの、志望により、身を軍籍におくもの是なり。此種の者は若くは國民役後備役に編入せられ、常に軍の先頭において動作せしむ。なほ外カウシア地方のロシア人、及びテレク、ダゲスタン地方のロシア人以外の住民、フィンランド地方の住民に對しては、特別徵兵令を施行す。内カウカシア地方の人民に對しては、一八九三年六月、新徵兵令を施す。オセチン種以外のイスラム教徒は、兵役を免除す。オセチン種、及内カウカシアのロシア人に對しては、他の國民と同令を施行す。フィンランドに對しては、一八八一年の一月十三日、一般徵兵令を施行せられたり。是によれば、フィンランド人民は、其地の軍隊に編入せられ、志願兵及びアホトニキイのみ、ロシアの規定に従はしむ。

ロシア陸軍の華とも稱すべき、コサックに對しては、特別制を布けり。一八七四年の法令に依れば、他の兵種と頗る異るところあり。また翌一八七五年、ドン、ウラル地方のコサックに特別制度を行ふ。此法制によれば、コサックは服役部、及び防禦部の二

部に分れ、服役部は、三個の團體を有す。即ち第一團は十九歳より廿一歳までの壯丁にして、入營豫備となり、第二團は二十一歳より二十二歳まで、第三團は二十三歳より二十五歳まで、第四團は二十六歳より二十八歳まで、第五團は二十九歳より三十一歳まで、第六團は三十二歳より三十四歳まで、第七團は三十五歳より三十七歳まで、第八團は三十八歳より四十歳まで、第九團は四十一歳より四十三歳まで、第十團は四十四歳より四十六歳まで、第十一團は四十七歳より四十九歳まで、第十二團は五十歳より五十二歳まで、第十三團は五十三歳より五十五歳まで、第十四團は五十六歳より五十八歳まで、第十五團は五十九歳より六十一歳まで、第十六團は六十二歳より六十四歳まで、第十七團は六十五歳より六十七歳まで、第十八團は六十八歳より七十歳まで、第十九團は七十一歳より七十三歳まで、第二十團は七十四歳より七十六歳まで、第二十一團は七十七歳より七十九歳まで、第二十二團は八十歳より八十二歳まで、第二十三團は八十三歳より八十五歳まで、第二十四團は八十六歳より八十八歳まで、第二十五團は八十九歳より九十一歳まで、第二十六團は九十二歳より九十四歳まで、第二十七團は九十五歳より九十七歳まで、第二十八團は九十八歳より一百歳まで、第二十九團は一百歳以上、第三十團は未詳。

なり、第三團は常備隊の補充となるべきもの、五箇年を期限とす。故にコサックの服役年限は、前後を通じて二十箇年となす。其他常備隊に入らざるコサックは、すべて國防の事に任ず。

コサックよりなる軍隊は、三種とし、各自其義務と、服役年限とを異にす。第一種のもの、は武器、軍馬等を自辨し、第二種のもの、は五ヶ月間召集に應じて、軍隊教練を受け、第三種のもの、は唯武器を所藏するを要す。また免役、輕減等に關しても、特典を付與せらる。

以上のべ來れる常備隊第一、二國民役及びコサック隊を以て、ロシア陸軍を編成す。軍隊は陸軍大臣の規定に従ひ、年々丁年に達したる壯丁中より、試験により新兵を入營せしめ、以て除隊の兵士と交代せしむ。其交代期限は五月なり。入營すべき壯丁の體格規定の如きは、今茲に之を畧す。唯身長のみにつきては、

近衛兵 身長一七メートルより低からざるべきこと (五尺六寸四分)



露國の軍制

工兵 同 一五五メートルより低からざるべきこと (五尺一寸二分)  
 騎兵 同 一六六四メートルより低からざるべきこと (五尺四寸三分)  
 砲兵 同 一六六四メートルより低からざるべきこと (五尺四寸三分)  
 グレナジール兵 同 一六六四メートルより低からざるべきこと (五尺四寸三分)  
 狙撃兵 同 一五五メートルより低からざるべきこと (五尺一寸二分)  
 (但し一六四四メートルをこゆべからず)  
 の如し。

軍政

ロシアは亦馬匹の饒多なるを以て鳴り、軍馬は買上げにより年々補充をなす。  
 (二)軍政 陸軍を總管するものは、陸軍大臣にして、皇帝に直隸し、其下に次の諸職あり。

- 大臣官房
- 帝室武官局
- 軍務局
- 最高法官部

軍管區

及び次の八部

- 一 參謀本部、二 經理部、三 砲兵部、四 工兵部、五 軍醫部、六 教育部、七 高等法官部、八 コサック部、
- 並に次の三局
- 一 騎兵局、二 射撃局、三 衛生事務局

となす。以ていかに陸軍大臣の權力重大なるかを察するに足らん。  
 陸軍大臣は我國若くは他の立憲國に於けるが如く議會の制裁を蒙むることなきにより其行動頗る自由にして豫算の如きも必要と認めれば任意に改正するを事務の敏活と秘密とは最も完全に保持せらるゝと稱す。

(三)軍管區及び要塞 全國を分ちて左の十四軍管區とす。

- (一) ベテルブルグ (二) フィンランド (三) ビルナ (四) ツルシヤフ (五) キエフ (六) オデッサ (七) モスクバ (八) カザン (九) ドン (十) カフカズ (十一) トルキスタン (十二) シベリア (十三) アムル (十四) クアンツン

國境極めて廣大なるにより要害の地に要塞城壘を築きて此を守る。其最も堅牢



なるは西方ポーランド地方にして並て國內の鎮撫を司らしむ。ウイッスラ河沿岸  
ブグ河の地方最も要害たり。また國境を距る遠からざる内地に大部隊を駐在せ  
しめ、以て外敵と叛民とに備ふ。フルシヤ、ノボゲオルギエフスク、ブレスト、リトフ  
スク、コブナは第一級、オデッサ軍區のケルチ、ビルナ軍區のリババ、アムル軍區のウ  
ラデポストクは第二級、フィンランド軍區のビボルグ、ビルナ軍區のウットヅウインス  
ク及びオソイベツ、オデッサ軍區のセバストボル及びオチョコフ、カフカズ軍區のカ  
ルスバツームは第三級の要鎮たり。其他四十六要塞ありて各地に散在し、常に防  
備を怠らず。

編制

(四) 編制　ロシア陸軍は分れて三十一軍團となる。其種類次の如し。

近衛軍團一

グレナデル兵軍團一

カフカズ軍團二

トルキスタン軍團二

シベリア軍團二

騎兵軍團二

歩兵軍團二十一

なほ各軍團に附屬する師團の數平時組織に於ては

近衛軍團は歩兵三個師團、旋條銃兵一旅團及び騎兵二個師團より成り、グレナデル兵軍團は歩兵三個師團及び騎兵一個師團よりなる。

歩兵軍團の中第二、三、五、六、九、十一、十二、十四、十五、十九の十個軍團は各歩兵二個師團騎兵一個師團よりなり、第四、十三、十八、二十、二十一の五個軍團は歩兵二個師團のみにて編制し、第一、七の二個軍團は歩兵二個師團及び兵歩一個師團よりなり、第八、十の二軍團は歩兵二個師團及び一個旅團と騎兵一個師團よりなり、第十六軍團は歩兵二個師團及び騎兵一個旅團よりなり、第十七軍團は歩兵二個師團歩兵二個旅團及び騎兵一個旅團より編成す。  
カフカズ第一軍團は歩騎各二個師團より成り、其第二軍團は歩兵二個師團、旋條銃兵二個旅團騎兵一個師團より成る。  
トルキスタン及びシベリア軍團の編成は共に明らかならず。



各軍團は二個若くは三個師團よりなり。師團は旅團二個或は三個を合せて編制す。軍團には砲兵、工兵、中に城壘隊、電信隊、工兵、架橋兵、鐵道隊、豫備軍馬廠あり若干ありて平時軍團の實力將校千〇三十人、兵卒四萬七千六百五十三人、馬一萬六千九百六十五頭、野砲百二十四門あり。戰時には多少の異動を生ず。國民軍は多く軍隊に在りし兵士の歸休せるものより組織し、其補充は豫備徵員を以てす。國民軍の兵種は通常の軍隊と異なることなく、其編成また常備軍に同じ唯兵數は土地の情況によりて各々異同あり。

第二項 軍隊

兵種

(一) 兵種 兵種は步騎砲工の四にして別にコサックと稱する特別部隊あり。徵兵令により徵集せられたる國民を以て之に充つ。將校は五十歳に至れば現役軍籍を脱するを得るを原則とすれども、將官以上及び參謀官のみは五十五歳に至るまで現役に從事せざるべからず。皆軍隊の教育諸種の勤務に従ひ若くは中央部に在りて帷幄に參ずること、我國に異ならず。また定期の賜暇を得、特別の情狀あるものは、不時の歸休を聽許せらる。將校の下に特務士官ありて新進の士官候補

軍屬

者に、野外の教練を施し、有事の際は、將校の列に加はる。而して之に任ずるものは、下士其他の軍屬にして、特に教育あるものに限る。

(二) 軍隊附屬の諸官 ロシア軍隊に特別の任務に當る種々の軍人軍屬あり、其中

(一) 僧侶 四級に分れ、各中隊に必ず一人づゝ隨伴せしめ、政府の命令により、任免せられ、ギリシア正教の教義を授く。また軍隊により新教の僧侶をして、隊附とならしむることあるも、極めて少數なり。

(二) 主計官 隊の大小により、地位に高下あれども、必ず毎隊一人を有す。主計の最高官は、將官を以て之に任じ、軍隊に附屬せず。中央部に在りて陸軍大臣の幕下に屬す。

(三) 軍醫及び看護手、

(四) 獸醫、

(五) 砲兵附屬官、

(六) 土木官、



露國の官制

- (七) 測量隊
- (八) 藥劑官
- (九) 教育普通係 多數無學の兵士に初歩の算筆讀書を教授し日用の不便を免れしむ。
- (十) 世話係 酒保若くは音樂遊戯の斡旋をなす。

あり此等の軍屬の待遇は、其位地によりて定まるものとす。

兵卒と將校との間に在るものは、下士にして兵種及び軍隊の特制により種々の階級あれども我國の下士と異るところなく唯智愚の別あるのみ軍隊の最下級にして最も多數なるは兵卒にして下士と同じく各種の區別あれども一々列擧の煩にたへされば之を略す。

(三) 將校 兵役に従事するは國民一般の義務にして法制上何等の制限をも將校とならんとするものに加へされども上官は歴史上多く貴族より出づる習慣あり是れ士官の體面を保つが爲めに莫大の費用を要し支給せらるゝ俸給のみにては到底立行がさるに因る今日の將校は多く士官學校の出身者にしてモスク

將校

由來

兵種	歩工	砲兵	見習士官	騎	コサック
	少尉	中尉	大尉	少尉	中尉
官	少佐	中佐	大佐	少佐	中佐
	少將	中將	大將	少將	中將
官	元帥	大將	少將	少將	少將
	帥	帥	帥	帥	帥

コサック隊

以上ほロシア本國一般の軍隊に關する將校以下の情況を叙したるに因り、是より簡單に、コサックの情況をのべんとす。

(一) 由來 コサックはトルコ人がステップの住民に與へたる名目にして、遂に一種の組合名とれり其初めは、ポーランド領たりし、南ロシアの農民、クリム半島のタタル人の入寇に報いんが爲め組織したる、血氣の若物の寄合にして、タタル人



入寇すれば、草野にかくれて、其歸途を要し、奪はれたる財産の一部を回復せり。爾後彼等は、自から盜賊の群に入り、ポーランド逃亡人、ロシア不逞の徒此に加はり、ドンの下流にある、川中島を根據とせり。此の如く彼等は、初めポーランド邊防に當りしが、後遂にロシア帝國の爪牙となり、戰時に於て盡したる功績、一々枚擧するに遑らず。是に於て政府は、其特別の階級たるべきを認許し、一切の事、其部落の處置に一任し、至も干渉せず。唯其監督權を、陸軍大臣に屬せしめ、大臣は、コサックの總督をして、此が制御をなさしむ。總督は、民事軍事を兼攝し、名義上、一八二七年以來、コサックの總長を、皇太子の職となす。總督の下に、アタマンなるものあり、軍の長となるもの、及び民政に長たるもの、二種に分る。コサックは、すべて軍人となり、平時に在りては、召集年齢に相當する壯丁の三分の一を以て、軍隊に加入せしめ、他のものは、一般軍隊の如く、一種の組合を作り、常備軍の補充をなし、農牧に従來す。

(二) 組織  
コサック軍隊は、分て十一區となす。ドン、クバン、テレク、アストラハン、オレンブルグ、ウラル、シベリア、セミレチンスク、外バイカル、アムル、及びウスリ地方是なり。區を分て、數多の小區、オクルーグ、又はアトダールとす。小區をひさむるに、アタ

マン(少將に相當す)あり、區内兵馬の事を所理し、また民政の長たり。彼等住居の土地は、みな皇帝より付與せられ、政治上種々の區域を作る。其最小單位は、スタニツにして、同時に人民の最小團體たり。コサック人みな此に入り、法律により土地を共有し、防備の義務之に伴ふ。若し此に定住せざるときは、小作人たり。コサックまた土地を共有する義務として、一定の費用を負擔し、團體の積立金を作り、以て不時の災害に備へ且つ、軍隊に要する諸費を辨し、從軍者遺族の救護、軍人の扶助料等に、あつ、其用途一にスタニツ會の決議に依る。コサックは、政府より徵稅を免る。故に此義務あり、政府は、また軍隊を強固ならしむるが爲めに、積立金にて支辨し、難き軍隊の供給を補助す。此軍用積立金は、大藏大臣の管理する所なり。

スタニツは、農民のミル組織の單位たるボロストに相當するものにして、通常小部の土地と住民三十戸内外を有す。此に住するコサックは、皆自治制を行ひ、其有様頗る共和的なり。此コサックは、皆兵となるべきものなれども、商業に従事するコサックは、平時は、服役の義務を免除せらる。但し其代償として、百五十ルーブルより三百ルーブルまでを、義務年限中に、軍衛に差出さざる可らず。



(三)馬匹 コサックと共に世に有名なるは其馬匹とす。ロシア政府は殊に意を此に留め特に飼馬局を設け、良馬の産出を計る。然れども近頃人口の増加に伴ひ、原野の開墾益頻繁となれるに因り、従來牧草を産したる地方は、漸く減少し歴史に有名なるドンコサックの軍隊に用ひらるゝ軍馬の如きも、形骸共に不良となり、遂に駄馬とならん、とする傾向を生ぜり。唯アジア地方に於ては、牧場なほ廣大なるが故に、良馬を供給することを得、蓋しコサックの牧場はヨーロッパの牧場と同じく牧草みな精選の種類にして、雜草を除き、相當の肥料を施し、其發育を計ること我國の島に異ならず。故に此に養はるる畜類の發育甚だ良好にして、到底我國の比に非ず。此くて養成せられたる單馬は、相當の教練をうくること、士卒に異ならず。其士卒の馬術に巧なる觀るものをして、曲馬ならざるやを疑はしむ。

コサックは、キンサルと稱する短剣を帯び、サシカと名づくる大刀を横たへ、ピカとよふ長槍を執る。馬上に在るものあり、また銃を携へて徒歩するものあり、衣服は尋常の兵士と異なるざるもの、又は固有の長衣を着くるものありて、一定せず。一に其地方の習慣による、今十一部コサック隊の成立年代と順序とを表示すべし。

十六世紀	十七世紀	十八世紀	十九世紀
ドンコサック 一五四九年より一五七〇年ロシアより特許を得て定住 ナボログコサック ドニエプルの對岸に在るを以て名く	ドンコサック ザボログコサック テレク隊 グレベン隊	ドン隊 一七七五年ロシア軍に破られ全く滅び殘黨黒海隊となる テレク隊 グレベン隊 ボルガ隊となり一七三二年ウラル山をこえてカラムクの故地に入り三箇の隊となる アストラハンコサック隊となる(一七五〇)	ドン隊 黒海隊(クマン) 一七八〇年六カ年カフカズカマヒス海を隊に新てめ集をクサコクサック邊境 クバン隊 テレク隊 一八一八年アストラハン隊となる オレンブルグ隊 十九世紀の中葉より農民加入多く勢力増加す ウラル隊 シベリア隊 一八五一年外バ アイカル 隊とな 一八五二年外バ アイカル 隊とな 一八五九年外バ アイカル 隊とな 一八八九年外バ アイカル 隊とな
テレクに於てロシア移民及び土民と混じりテレク隊となる ガテレク上流にてロシア移民と混じりテレク隊となる ナボログコサック 小部ボルガ地方に残る	シベリア隊 となりて遂にカムチアツカにも至る ヤイク隊 コサックの大部アタマン、エルマクに従ひて東移す	シナに當るが爲官邊防を嚴にしコサックを移す農民も亦住す 外マイカルに於てシナに當るツンゲー、スベリ、アト種と合す 邊境隊となるロシア移民亦加はる	シベリア隊 となりて遂にカムチアツカにも至る ヤイク隊 コサックの大部アタマン、エルマクに従ひて東移す



軍隊の要部は凡そ上に陳べたる所の如し。其大部は外國の侵寇を防ぎ内邦の叛亂を鎮するが爲めに各地に屯在す。邊境の要塞及び内地の城塞此なり。此駐屯の軍隊は相互に連絡を保つが爲に軍道及び鐵道の布設をなす。其大要は交通の條下に述べたれば茲に再説せず。

### 第三項 教育機關

機關 ロシアの士官以上は、クリム戰役以前に在りては、教育を缺き、相當の知識なきもの極めて多數なりしも、戰敗の結果軍事教育の等閑に付すべからざるを悟れり。是に於て先づ貴族學校を起して軍人たるべき子弟を教育し、またモスクバ、ペテルブルグの二ヶ所に、士官學校を創立し、戰術其他軍隊に必須の技能を教授せしめたり。而して其卒業生は、近衛兵を始めとして各師團に配付せしが、此後學校に入るものは依然貴族にして、中等以下の臣民の從學するものを見ざりき。後種々の改良を局部に加へ、今日に於ては次の諸機關あり。

初等及び下級の教育所としては、幼年學校及び教導團の二種あり。幼年學校は、初め近衛士官の子弟養育所たりしが、到底一般の需要を充たす能は



ざるを知らず、遂に西ヨーロッパの組織を参照し、ペテルブルグに幼年學校及び扈從幼年學校を置く。幼年學校は、陸軍省より經費を支給し、極めて少數を除くの外は官費生を收容し、時としては團體の貸費を許す。學生の年齢は十歳より十八歳までとし、課程は中學校に同じく、ドイツ語及びフランス語を必修科とす。扈從幼年學校とは特別なる階級の子弟に、軍事教育を施す所にして、其一部は扈從として、至尊に侍す。故に校風華美を尙び、教育亦貴族的なり。なほフィンランドに於ては幼年士官學校を設け、フィンランド軍隊のみならず、一般軍隊に配付すべき軍人の教育をなし、其組織ロシア本國と異らず、唯經費のフィンランド政府より支給せらるゝのみ。

教導團即ち下士の養成所は、國都に四ヶ所を設けたるを初めとし、全國二十所に建設せらる。其教育方法及び年限の如きは、一に兵種によるといへども、皆初等の學術及び教練の二途を教授し、卒業の後は各地に於て兵卒の教練に従事す。

此等初等の教育を終りたるものは、規定の許す限り上級の教育を受くることを得て、將校の列に入る。此教育所を士官學校となす。

士官學校の入學生は、主として幼年學校の卒業生とす。士官學校は設立の當初幼年學校上級の學生を集めて組織したるものなりしが、一八六七年以後一學校となりぬ。校内種々の分科となり、學生は軍人とし、その技能を習得す。學科は二年を以て終り、更に特別研究をなさしむ。而る後始めて隊付を命ぜらる。教授の學科は主として兵學に關係あるものにして、時としては語學の一科を交え、また宗教の一部を教授す。蓋し部下の統御に缺くべからざるを以てなり。

士官學校はペテルブルグ(一)モスクバ(二)キエフ(一)の四校は、何れも多數の歩兵科學生を養ふ。なほペテルブルグに騎兵科(一)砲兵科(二)工兵科(一)の四學校あり、此等諸在學々生の數は、軍隊の増加と伴ふが故に、明言するを得ず。近來士官學校に入學すべき學生養成所として、貴族學校を作れり。入學の學生は多く、武官の子弟及び貴族となす。其制頗る幼年學校と相似たり。

士官學校の學生にして、更に高等なる研究をなさんが爲めには、特別の研究所に入るの便宜あり。また地理學の知識を得るが爲めに、志願者は地理研究所に入るを得。學年は三ヶ年を以て終り、學生の數は四十人を定員とす。



高等なる兵學の研究所は、即ち陸軍大學にして、其數六あり、四個は、兵學の蘊奥を極むるものにして、他の二校は、特別の技術習得所となす。

(一)ニコラ歩兵大學 (二)ミカエル砲兵大學 (三)ニコラ工兵大學及び (四)軍法大學は、學術に關するものにして、東洋研究所(在校三ヶ年にして士官に東洋語學及び東洋に關する知識を授く外務省に於て設立せる學校内に置く)及びペテルブルグの高等軍醫學校は、特殊の技能を教ふ、なほ六種の専門學校の外に、士官に短期を以て教育をなすこと、我戸山學校に似たるものあり、即ち射擊學校、騎兵學校、砲兵學校、電氣學校、及び輕氣球研究所の如き是なり、其名目の示すところにて、學科の内容を知るを得べければ、別に説明せず。

第四項 司法

軍人軍屬にして非違の行爲あるときは、軍法會議に於て此を糺彈す、其裁判所に三種あり、甲は軍隊付の裁判官を以て組織し、乙は若干區域内の軍隊の犯罪を檢斷するもの、丙は高等なる裁判をなすものとす、第一は輕罪を取扱ひ、聯隊長判士を任命す、第二は軍隊の士官以上及び相當官を所斷す、高等裁判所は國都に常設

し、國事犯、謀逆罪及び宗教家の犯罪には、皇帝の勅裁を仰ぐ、有事の日には事務の神速を計るが爲めに、機宜の處置をとらしむ、懲罰の種類には、死刑、銃殺、懲役、シベリア、遠島、要塞禁錮等あり。

第五項 雜

(一)衛生 軍隊の爲めに常設病院あり、各地には特に病舎をたて、應急の處置として、は軍隊に假收容所を置く、此等の監督は軍醫の關係する所にあらず、士官の方寸による、又病兵の爲めに、カフカズ地方に轉地療養所を設く、戰時には野戰病院を設け、傷者の收容をなし、軍隊病舎を建て、若くは戰爭の方向に従ひて移動すべき病院あり、後方には豫備病院を置く、要塞には臨時要塞病院あり、又混成病院を開くことあり、負傷者收容の爲めには、特別の擔架部隊を設け、輸送を便ならしむる爲めに、負傷者運搬列車を置く、此外慈善家僧尼の手になれる看護隊も編成せらるると云ふ。

軍醫は、ペテルブルグの軍醫學校、其他に於て教育せられ、軍隊附となれる後、一定の服裝をなし、軍人と區別し易からしむ。



給養

(二)給養 軍人の給養は、内實はとにかく表面頗る潤澤なるが如く、其服制宿舍の如き漸ねヨーロッパに模擬し、防寒と便利とを兼ね、頗る輕便なる服裝をなす、其服制の如き之を略す。

武器

(三)武器 武器は一役毎に進歩し、今日頗る精巧なるものありと稱するも、もともと秘密に屬するが故に明言すること難し、且つ目下交戦中なるを以て、實地に之を檢するの便多かるべければ、之を略す。唯頗る精巧なるものを用ふる傍ら、古式を混用するは注目すべき所なり。其他拳銃、長刀、キンナル等を帶び、コサックの用ふるピカなる長槍は長さ一丈餘(三メートル一)重さ七百餘(二、八七キログラム)にして、ステップに在住する一隊の特有武器なり。

輸送

なほロシア軍隊は其教育に於て、闕くる所あるか爲めに斥候として用ふべきものは、特別の教育をうけたる敏捷の兵士に限る。以て其いかなる性質の軍隊たるやを知るべし。砲兵は近來精銳を極むと稱し、ヨーロッパ各國みな之を畏る。  
(四)輸送 戦時には特別なる部隊をして輸送を司らしむ。鐵道に由る輸送は列車の運搬力乏しきが爲め甚だ神速ならず。また軍隊に秩序なきにより、停車其他

軍隊生活

に少からざる時間を要す。ドイツ武官の言によれば、二十四時間の中、停車其他の爲めに費さるべき時間数は實に九時間の多きに及ぶといふ。然れどもロシア人間の公言する所にては、出發命令到着の日より十四日間に二百五十里の外に至るを得べしと稱す。軍隊の動員は皇帝の勅命により、參謀本部此を内務大臣に傳へ、内務大臣は之を地方官に達し、州知事は之を管内の警察に達し、警官は之を在郷の軍人に命す、召集を受けたる後二十四時間内に指定の軍隊に入る。

(六)軍隊生活 ロシアの兵士は一般國民よりなるといふも、其實は盡く農民にして、遠く父母の地をはなれて軍隊に入るを例とす。故に歸休の外は親故の安否を知ることなく、一般教育の普及せざる爲に無學なるもの多きを以て自ら書を裁するを得ず。入營後始めて教育係につきて算筆を習得す。故に故郷との音信全く絶え、望郷の念已み難しといへども、如何ともする能はず。從て其思想頗る沈鬱となり、活氣少く、柔順羊の如しといへども、然も命令者なくんば、獨斷するを得ず。されども炊事より始めて、日常整家の術に熟せざるなく、其行動の忠實にして、細心なる實に婦人に似たり。女野郎の異名を生ずる洵に其謂れあり、亦他郷にある



が故に土地のものと親密の交際なく其同情を得ること絶無にして時としては甚だしく嫌惡せらるゝことあり(ポーランドに駐在するロシア兵士其一例なり)また隊内にも常に異人種多く互に相凌轢し、ポーランド人、小ロシア人の如きは大ロシア人の凌辱を蒙りドイツ人、ユダヤ人等は一般の撥斥する所たり、之を以て彼等は皆自暴自棄の餘あらゆる蠻行をなし、火酒に酔ひ勤務を怠り時としては軍機を失するに至る、又金錢に窮すること多きにより竊盜をなすもの多く然も其無邪氣なる寧ろ憐むに堪へたり、此に於て兵士に定期外出を許し勞働するを許す、自由勞働と稱するもの是なり、されば軍服を着けたる兵士農家の作男と共に田圃に耘り、停車場等に於て荷物の運搬をなし官立の工場に出入して勞銀を受く人、以て怪とせず、國家も亦一種の便法となす、邦人の滿洲或は東シベリアを旅行するもの此を目撃して直ちに軍紀の紊亂せるとなすは其當を得たるものに非ず、また兵士は支給品を節約して之をのみ代に替ふことを許さるゝを以て往々被服其他の雜品を私して附近の商人に賣り拂ふことあり、然れども此等の兵士到底高等なる娛樂をなすを得ず、益々野卑に沈まんとす、是に於て之が

救済方法として上官は幻燈を示し音樂を以て其耳を娛ましむ、世話係特置の必要此に存ず、ロシア人は元來寺院に於て養成せられ音樂に巧に俗語頗る行はれよく歌ひよく舞ふ、此を以て軍營の無聊を醫するが爲め休息時間を以て舞踏會を催し音樂演奏會をひらき軍樂に調和して夜を徹すること數々なり、是れ兵士が最も樂しとする良夜にして軍隊内常に競ひて妙謠の者を出さんとす、夜色軍營をとざし紫髯綠眼の健兒相集まりて胡笳を吹くの風情は他國軍隊に於て到底拘すべからざる趣ありと云ふ、兵卒は専心上官を畏敬すといへども此等調和機關の存在と天賦の愛他心とによりて其間頗る圓滿なるものあり、ロシア軍人は一方に於て甚だ厭世的觀念を有すといへども事に當りては刻苦勵精其平日の持論と頗る相反す、蓋し大ロシア人の特質たり、また頗る宗教心に富み事物に無頓着にツールに對する忠誠の念厚きが爲め死を輕んずることヨーロッパ軍隊の比に非ずとは識者の常に認むる所とす、軍隊には必ず隊附の僧侶ありて其地位甚だ重く其言常に最後の斷案たる勢力を有すれども、時としては其弊に流れ却て害毒を生ずることあり、將校は所謂交際場裡の華にして貴族多く此に當る



が故に軍人としてよりも交際家としての技倆を具ふるもの多しといふ。

結論

ロシア軍隊は一八九八年特殊の改革を施し武器を始として百般の事物に改良を加へたれば頗る完全の稱ありき其正確なる兵員の数は明言しがたもき三百五十萬乃至四百萬なるが如しロシア官邊にては五百萬と稱するも信ずべからず唯軍隊に供給すべき人口多きが故に幾何をも徴集し得べけれども克く教練し得るや否やは疑問に屬す然して國內の兵士を悉く動員するもなほ十分なる壯丁を有するは疑ふ可らず然れども大軍を輸送したる曉に於て果して十分に之を使用し得るや否は頗る疑ふ可きものなり蓋し其財政の根底何程の出費を支ふべきや明らかならざればなり現に平時一人に要する一日の費用七十九コペク(陸軍大臣の公言に據る)なりとすれば戦時は其倍額を要すべきは兵家の認むる所加之交戦地の距離により莫大の物資輸送費を要すべしさればかりに五百五十萬人を養はんには一日に八百八十九萬ルーブルの巨費を要し半年を支へんには十七億近くの大金を要す然るにロシアは目下公債の利子として支拂

はるべき金額二億より三億の間に在り其大兵を誇るは蓋し虚喝の手段にすぎずとは西ヨーロッパ人の等しく認むる所なり。

第二章 海軍

史家みな海軍の創始をペテロ大帝の業となす海さらひの國民茲に海軍の必要を覺り其擴張を計りしかども真に之を以て政治的雄飛の具となしたるはクリム戰役以後に在り殊にトルコ戰役は失敗に終りヨーロッパの事到底得る所失はれし所を償ふに足らざるを知りシベリア經營と滿洲の并呑とを策し太平洋を以て其將來雄飛の場となさんとせるに始まる觀るべし其軍艦製造事業のシベリア鐵道と相ならびて營まれつゝありしことを。

第一項 官制

海軍最上の權力を有し皇帝の命をうけて總攬するものを海軍總督とす其下に海軍大將十人、中將二十八人、少將三十七人ありフランスを模範として將校局を置く海軍内の法制官憲諸作業の監督等すべての事項を總管し海軍行政の總理



露國の實相

理たる海軍大臣を助けて事務をとらしむ。此會に於ける決議は海軍大臣といへども變更するを得ず。海軍大臣は總督の下に立ち、海軍の事務を督す。また海軍高等裁判所なるものあり、特に重大なる疑問を斷す。海軍省の事務規定は別に軍令部に於て此を定む。軍令部は定員凡そ四十人。學術に關し、若くは軍艦の配置、人物の銓衡等を司る。水路の事務は水路部に於て之を管す。造船事業は造船局の關するところにして、艦裝構成等を監督し、主計局は海軍の費目を検査し、月報を諸方より徴收して出納を監す。また設計局あり、諸種の新器械を案出す。海軍技術會議は、造船機、造兵、水雷、港務、要塞の委員より成り、海軍大臣の命を奉じて重要な事務を決す。平口は各部獨立して、將官を以て組織し、又各部に長官あり、其他海軍大臣に從屬するものは、秘書官、記録課員あり、重要な文書を取扱ふ。

第二項 軍港及艦隊

軍港は分ちて、二等となす。第一等はクロインスタット、ペテルブルグ及びニコライエフにして、第二等はレバル、スベアボルグ、ウラヂポストク、セバストポリ、ム、バク、イナリ。また近頃旅順口を租借し、防禦を嚴にせり。クロインスタット、ニコラ

第八編 海軍	黑海		バルト海		其他海		艦種	今艦種及び構造等を左に表示すべし。
	中裝艦	成完	中裝艦	成完	中裝艦	成完		
2	1	7	2	艦	戰	1	イエフウラヂポストクは、司令官同時に其行政を兼攝す。艦隊は、バルト流及び他の諸部と、黒海との二大艦隊に分る。黒海艦隊はセバストポリを中心とし、他はバルト海を中心とし、其大部は目下東洋にあり。カスピ海には、小艦隊をバクにおきて、バルシア海岸を壓す。海員は分れて二十團となり、黒海地方に十團、ウラヂポストク、旅順に、各一團あり。皆據根地に集まれり。	
—	1	—	3	艦	上	2		
—	—	—	3	艦	洋巡	3		
—	2	—	2	艦	戰	3		
—	—	—	1	艦	洋巡	4		
—	5	—	2	艦	戰	5		
—	—	—	3	艦	洋巡	6		
—	—	—	3	艦	防	7		
2	—	2	8	艦	洋巡	8		
—	—	—	4	艦	洋巡	9		
2	—	2	2	艦	上	10		
—	4	—	3	艦	砲雷	11		
7	6	20	20	艦	逐驅	12		
—	—	—	—	艇	雷	13		
—	—	?	2	艇	航	14		



露國の實相

合計	完成	中絶	計設
3	4	3	4
4	3	4	1
7	3	—	—
10	4	—	—
2	7	—	—
26	27	—	12
53	—	—	—
2	?	—	50

此等の諸艦をして海上の防禦に當らしむるが爲めに、年々一億圓以上の大金を投じつゝあるは其意の何れに在るかを推知するに難からず。此諸艦隊中バルト海に在るものは、クロインスタットを根據地とす。然れども、ンラント灣は、十一月より翌年四月までは氷結するが故に、近來バルト海沿岸の不凍港リババを以て、冬期の碇泊地となし、將來は此を以て海軍根據地の不足を補はんとするが如し。

黒海艦隊は、トルコの實力弱きが爲め、さまで留意するに足らずとなし、専ら其力を裂きてシベリア艦隊の増加を計り、また近く建造中のバルト艦隊の大部も東方に派遣せんとす。

第三項 教育機關

教育機關

教育機關としてはカタリナ二世始めて海軍幼年學校を置き志願者の教育をなさしめたり。是より先きペテロ大帝、ロシア人の天性に反し強て海軍々人を作りしかども、國民甚だ之をいとひ、良軍人を得る能はざりしを以てなり。然れども十九世紀の初めに在りても海軍の要職を占むるものは多くイギリス人、オランダ人、デンマルク人等にして、ロシア人は唯其命に服従するのみなりき。然るに國家獎勵其宜しきを得たりしにより、海員の技術漸く進み、一八九四年に至り幼年學校の制度を改正せり。新學制によれば在學年限を六ヶ年とし前三ヶ年は海員に必須なる普通學を教授し後三ヶ年は特殊の教育をなす。其入學の資格を有するものは、海員若くは海軍に關係あるものの子弟となす。修學の費用はすべて官給にして、時としては貸費の學生あり。また海軍豫備校をさき十六歳以上の少年を入學せしむ。其學科の程度幼年學校と大差なし。卒業の學生は、十七ヶ月間遠洋航海をなし、始めて將校に列せらる。

又將校の技倆を完からしむるが爲め、ニコラ海軍兵學校を置く。水路航海、造船造機の四部よりなり各自科目を選びて此に入學す。更にまた高等なる機能を要す



るは場合には、特選學生として海軍參謀部附屬のニコラ大學の講義に出席聴講するを得しむ。

下士以下の養成につきても、また特別の教育所を設けたること、我國に異ならず

第四項 雜

將校

海軍々人は軍務に従事するもの、及び文事に關係するもの、二あり、第一級に屬するものには、航海を司るもの、砲煩を司るもの、船舶の運用をなすもの、造船を司るもの、及び幹部所屬の五となし、第二級には主計、軍醫、藥劑官あり。

將校の階級には、大將、中將、少將の外に、總督、大將あり、佐官以下には大佐、少佐、大尉、中尉、少尉等あり、其俸給は將校の最下級は五〇四ルーブルにして、最高級は四九三二ルーブルなり。

補充

海兵及び下士の補充は、一般志願者を以てし、其船中の勤務は我國と大差なきを以て、之を省く、海軍々人は將校を合せて其數凡そ六萬とす。

義勇艦隊

常備の海軍の外若干の艦船を有する義勇艦隊あり、平日は商船旗の下に營業し、有事の時には直ちに巡洋艦となる。オデッサ、ウラヂボストク及び旅順口の諸港

を往復し、軍隊の歸休駐屯に便ならしめ、またパツトム、オデッサ間を往來して茶の輸入、乗客の便を計り、其業漸く盛大となり、一八八六年政府より莫大の保護金を得たり、船舶は皆海軍總督の管理に歸したりしも、會社として自己の資本を以て營業するを本來の原則となす、現今船數十五、其武器は會社に於て蓄藏するもの、あれども、舊式のもの多く物の用をなすべくも見えず。

しはしは繰り返せるが如く、ロシア人は海軍に甚だ迂遠なる國民にして、最近のロシア軍人といへども、海軍擴張の無意義なるを論じ、其價値を認めざるものありといへども、ニコラ二世即位せらるゝやシベリア鐵道の完成と共に大海軍を以て東洋の經營を窺め、前後廿餘億ルーブルの費用を投じて船艦の建造、軍港の修築を計り、遂に世界屈指の大海軍國となるに至れり。

此大擴張に伴ひて起れるは、船渠の擴張にして、今日實用をなしつゝあるものは、ネブスキ、海軍船渠、カレルニ島、ベテルブルグ、クロンスタット、リバ、レバル、セバ、ストボル、ニコライエフ、旅順口及びウラヂボストクの官用船渠及びバルト造船所、ベテルブルグ、ヨトラ、オーボ、ニコライエフの半官船渠是なり、また大連灣



には近ころ船渠を建船しつゝありき。  
またフィンランド灣、ウラヂボストクの氷を破り船舶の通航を自由ならしむるが爲めイギリス其他に於て碎氷船を造らしめ其結果として或程度まで航海の自由を得つゝあり。

### 第九篇 學 藝

#### 第一章 文 學

##### 第一項 古代文學

ロシアに學術の多少輸入せられたるはノルマンの到着以後にして殊にギリシア正教の傳播以後にあり。これより先きロシア人は東ローマと交通條約を結び

たることあれども其文字の傳はれるはブルガリア僧侶のキエフに布教したる以後の事なり。ブルガリア僧侶は自國語によりてキリスト教の教理を説き、亦日用の事務を辨せしかばブルガリア語は自らロシア本來のストラブ語に代り、學者社會の專用語となりぬ。而して西ヨーロッパに行はれたるラテン語は、ギリシア正教と氷炭相容れざるローマ舊教の用語たるを以て、ロシアの文物に莫大の影響を與へたりし。ポーランド文化の輸入せられし時にもラテン語及び舊教の宗儀は國內に入るを許されざりき。さればローマ皇帝が計畫せられたる二教合同の事も遂に目的を達せずして已みにき。ロシア人は、亦國人の海外に出づるを禁ずること頗る嚴なりき。蓋しギリシア正教の他宗と合同せんことをおそれたればなり。されば、ロシア人の文化は、ペテロ大帝の時代に至るまで、直に西ヨーロッパの文化と接觸せず。ロシアの文化は、遂に孤立の姿となりて、唯東ローマの文化に浴したるのみ。文化の性質かくの如くなれば、其文學も十六世紀以前に在りては、單調にして、時代的發展の跡なく、俗間に行はれたる雜說稗史の外、擧げて言ふに足るものなし。其口傳へ文學なるものも、前世紀の中頃に至り、始めて學者の手に依



りて蒐集筆記せられたるに止まり、其他の文字にあらはされて存在せしものは高僧の説法、明君の訓戒、又はシルベステルの定め書きの類のみにて、千篇一律、みな古文學の偏狹なる規矩を脱せず七百年の間同一の形式なりき。然るに十七世紀以後ポーランドの僧侶、キエフに來り頻りに法論を試みしかば、モスクバの僧侶は之によりて遂に啓發せられ昏睡的態度一變して、高度の活氣を起したり。ペテロ大帝の時に至りて、屈指の大家出て、十九世紀に及びては、ブラトンの如き善知識を出せり。此等の時代において、バイブルの記事廣く世に行はれ、なほ當時西ヨーロッパに物語として持ては、やされし、アレキサンデル大王物語、トロヤ戦争記の如き、古英雄の事蹟話も、ギリシア文學の輸入に伴ひて、漸く一般に行はれたれども、西ヨーロッパに於けるか如く、之に基因する叙事詩を出すに至らざりき。但しかる外來の物語と相ならびて、國內の昔物語も亦た行はれたり。元來ロシアは多神教のスラブ種族その大部を占め、キリスト教の輸入せられたる後も、固有の迷信は頑然として勢力を有しキリスト教に於て頻にその退轉をはかりたるに拘らず、根柢甚だ強固にして、一神を信ずる傍、依然たるチウンの信者となり、亡

靈の存在を疑はず。一神教は毫も多神教と融和せられず。スラブ本來の傳説は比較的完全に村民の口碑に存じ、且つロシア人は天質頗る談話に長ずるが故に、神話、傳説、雜説は、かたり繼ぎ言ひ繼ぎもちて、十九世紀に至りしが、此世紀の初め、フランスのブセウドクラシク風潮に對抗して勃興せる、ルッソ、フィールの主義、文學界にも波及し、國民文學の價値をみとめ、學者頻に其蒐集に従事したり。然るに此文學はその本質に於て古文學そのものと、毫末の差なかるべきも之を書き傳へたるは、當時の言語なれば、語學としての價値は、到底本邦の記紀萬葉にあらはるゝ古語と比ぶべらず。然れども、之を内容によりて區別すれば、其要領先づ次の七種となるべし。

- 一、古英雄の事蹟
- 二、キエフ太公ブラデミルに關するもの
- 三、ノブゴロドに關するもの
- 四、モスクバに關する英雄傳
- 五、コサックに關するもの



## 六、ペテロ大帝に關するもの。

## 七、最近時代に關する英雄傳。

此英雄傳の民間に行はれつゝあるの時、朝廷に於ては、外國文學の輸入につとめたるも、其進歩の見るに足るものなかりしとはいへ、外國模倣の氣風さかんなるにロシアのとなれば、國民的文學は、讀書人の注意を惹かざりき、其蒐集の十九世紀に至り始めて着手せられたるを觀て、其消息を窺ふ可し。然るに十九世紀の初め、小説界の泰斗といはれ、ロシア史界の大立物たるカラムジン出づるに至り、始めてロシア文學の重んずべく、スラブ語の價値、西ヨーロッパ言語に劣らざるを覺れると、當時クラシクに對抗したるローマンチックの影響甚だ強かりしに、因り一八〇四年國民文學集始めて成れり。此集は十八世紀の頃コサック人キリル、ダニコフの集めたりし文學に基けるものにて、其翌年ドイツのライプチヒに於て、此集中の數篇の翻譯出でたり。此第一集は僅に百五十頁にすぎざる小冊なれども、ロシア國文學にとりては、古文學の保存上大功あり。此集中に見ゆる國民文學にして、今日既に其傳を失へるものあり。此より後其業をつぐもの續いてあらはれた

り。今此等俗文學集の内容を紹介せんに、第一類のものは、自然界の偉大なる顯象をうたひたるものにして、山川禽獸に關する咏歌ありて、趣味最も多し。第二類はロシアにキリスト教を輸入せる、キエフ大公ブラヂミルに關せるものにして、其物語の主人公として、屢々出るは、イリアムロメツにて、勇武絶倫、軀幹長大、不可思議の力量をそなふ。第三類のノブゴロドに關するものは、富商バシル、ラエビチ及びサトコロを主人公として、當時ハンザ同盟の東方中心たりし、ノブゴロドの情況をのべたるものなれば、當代を追想するに、屈竟の史料たり。第四類のモスクバに關するものは、新興の強國モスクバの政治、又は社會の情況を誌したるものにして、當時に於てもモスクバの意氣既に、全ロシア平原を呑むの概ありしを追懷せしむ。又北卷中にカザン退治、エルマクのシベリヤ侵略、イバン四世の事業及び其寵臣ミリウタ、スクブラトビチの事蹟をのべたり。此等の事蹟中、特に注意を拂ふべきは、イバン四世の殘忍なりしことを記せども、毫も怨嗟の情を洩さざることは、是なり。此等の諸傳説の中、或る種類のものは、當時モスクバに滞在せし、イギリス使節に因りて、外國語に翻譯せられるものあり。なほ此時代のもの、中最



スカズキ

も人を感動せしむるものは、ボリスゴヅノフの女ヘニアの事蹟にして、シベリア  
 拓殖の先驅たるエルマクの傳も、亦感慨深く、イバン四世の他界の如きも、注目す  
 べき作なりとす。第五類のペテロ大帝事蹟の歌は、ロシア人の最も趣味を感ずる  
 ものにして、其事業多く歌咏の材料となれり。アゾフの占領、近衛兵の壓伏、ペテロ  
 の崩殂の如きは、其白眉といふ可きなり。なほ最近時代のものには、ナポレオンの  
 事業に關するもの甚だ多し。右諸種の外、コサックに關するものは、小ロシア語に  
 てもせられ、トルコ、モンゴル等の侵入の狀況ガイダマクの事を擧げたる摸樣  
 又はコサックの自由制度の破滅せられたるもの少なからず。  
 以上諸文集の外に、ロシアに行はれたる昔物語に、スカズキと稱するものあり。  
 純粹の俗諺にして、今日は比較神話學の材料となるべきもの少からず。國民文學  
 の外に古代のロシア文字に依りてあらはされたるものは、ノブゴロドの市長オ  
 ストロミルの命を奉じて、グレゴリオと稱する僧侶の編纂せる、オストロミル記  
 を最古の純ロシア記録とすべく、其内容はロシア語にて記せる經典なり。其成書  
 となりしは、紀元一〇五六年より一〇五七年にわたれる年代なり。後幾もなく一

記録

遺訓

英雄傳 (271)

○七三年に至り、スピトストラフの雜誌なるもの出づ。ジアンと稱するスピトストラ  
 フの歸依僧がスピトストラフの爲めに作りたるギリシア辭典に基ける類纂(イズ  
 ホルニク)とす。後種々の宗教的記録出てたり。  
 記録は、テストルを初とし、代々の記録年次に編纂せられ、アレキシス・ミハイロビ  
 チの時まで殆んど脱落なし。ネストルの記録以外に、ノブゴロド、キエフ、ウオリニア  
 等にもまた其記録あり。此等の記録は、年代記たるのみならず、種々の言ひつたへ  
 を交へたること、本邦の古事記に似たり。古代の編述に係ること、是によりて察せ  
 らる。年代記の外に紀行の傳はれるものあり。ダニエロの十一世紀の聖地巡拜  
 記、トウル商人の一四七〇年の、インド紀行の如きは最も珍とすべきものなり。  
 遺戒の書としては、ブラヂミルが其子に訓へたものあり。記録の一部となりて存  
 じ、スラブ上代の情況を明かにするを得べし。  
 當時宗教的精神旺盛なりしより、神學に關する文章頗る多く、高僧の法話集及び  
 高僧傳の類、遍く世に行れたり。散文に就ては、當時の英雄物語たるノブゴロドの  
 君イゴルがトルコ種族ボロプト討伐事業をうたへるものあり。其原本はもとヤ



ロシアの寺院に傳はりしを、一八一二年ナポレオン侵入の時モスクバに於て焼失したりしかど、幸に版本ありしかば、湮滅を免れたり。此物語中にはキリスト教義と多數國民の國教たりし多神主義と相混合して傳はり古文に免れざる單調の弊なく、詩想としても、觀るに足るものあり、またよく譬喩を用ひたり。又一三八〇年モンゴルを破りたるドミトリ・ドンスコイの軍物語は讀むものをして、おもしろく愛國の情を起さしむ。

## 古法典

ロシア法典はバイブルをブルガリア文より翻譯せしめたる、ヤロスラフ太公の編次せし刑法ルスカヤラダを以て嚆矢となす。其成文となりし年代は十一世紀の初半期にして、スカンデナヴィアの古法典若くはアングロサクソンの法典と似たる所少からず。のち屢之に増補を加へたりと見ゆれども、其原則に於てはスカンデナヴィアと同じく贖罪の法、審問の手續、巡國裁判官の設定の目ありて、古代ロシアはゲルマニ種族と極めて密接の關係ありしを證す。後モンゴルの侵入あり。ロシアの内情全く西ヨーロッパと絶縁するに至れるにより、其原則も自ら變りたり。其最も有名なるはイバン三世の法典にて一四九七年の編纂とす。一五五

## 印刷術

〇年イバン四世は之に補足し祖太公の業を完くしたり。翌年イバン四世また僧侶をして、戒律百條を定め、出家の行狀を抑制せしめたり。又アレキシスは法典を作りて、峻刑を行ひ、拷問、生ウメの刑を用ゐ、其他慘憺なる罰を以て、罪人を處分したり。中に煙草禁制の條もあり、犯すものは剝刑をうくる定なりき。されども其後をうけたる君主は、却て喫煙を獎勵せり。

活字印刷の法ドイツに於て發明せられしより後百年、漸く一五五三年を以て、ロシアに輸入せられ、又十年を経て始めて版本出づ。而て此新器械によりて、世に紹介せられたるは、時人の渴望せる自由研究の福音たる、新進の文學に非ずして、全く中世的なる、宗教上の説法集なりき。以て當時のロシアはいかほどの文化を有し、西ヨーロッパの文化と何程の差異ありしかを推測すべし。然るに筆耕の徒、其業務を失はんとす。それ、百方印刷業を妨害し、僧侶も經典發行の業を喜ばざりしかば、ツァールが西ヨーロッパより招きたる職工等、之にたえずして西に歸りぬ。されど幾もなく、事業復興せられ、一五八一年始めてスラブ語にてバイブルを發行し、モスクバに於ては一六〇〇年頃より、新活版所興り、書籍の出版漸く多かりき。



イバン四世の時また家庭管理法出づ。ロシア當時の社會の裏面手にとるが如し、  
歸依僧シルベステルの作なり。またアシデルブルスキ公あり。文學を以てイ  
ハン四世に重ぜらる。後亡けて國外にあり。エヌイタ僧侶と争ひてギリシア正教  
の維持に盡瘁し、また書をイバン四世に上りて其亡狀を訴ふ。クルブスキ、轉軻  
志を得ず。世人之を惜む。其他十六世紀の事業中に數ふべきは、系圖及びツァーレン  
エオドル、イバノビチ傳の出版とす。十七世紀に及びセルギウス、クバソフの年代記  
あり。

ロマノフ朝に至り亦た數多の記事文あり。殊にコトシキン警援なるを以て鳴  
り、無智殘酷、迷信等全國を風靡せる當時のロシア事情を描き盡して餘蘊なし。其  
文はイバン四世の整家の書と相ならびて、ロシア古代の内情を審らかにするに  
つき、無二の寶典たり。またクリサニチあり。スラブ種族の言語を研究し、其共通な  
る語法を定め、スラブ種族をして悉く此に據らしめんとせり。後事によりてシベ  
リアに放たれ、ドボルスタに於て、スラブ語法書を完成せり。其說百五十餘年の後、  
コツラーの唱ふる所となりぬ。ロシア古代文學と近代文學との間に跨がるもの

にボロツキあり。小ロシアに生れ西方文化を知り、モスクバに移りてフエドル  
帝の師となり。西方文化の輸入につきては、隱然先驅者となりぬ。然れども其文多  
くは宗教と關係あり。亦た當時の思潮を代表せらるものなり。

第二項 近世文學

近世に至り、單調低平なるロシア社會を震盪する大變動は、皇帝の手によりて起  
され、事物皆新ならざるはなく、學藝亦一朝にして舊套を脱し、宗教的趣味歴史的  
傾向は消え失せ、零細なる事實を綴れる年次記は西ヨーロッパに行はれたる主義  
ある國史となり、衣服の末に至るまで、盡く西方を慕せり。當時ペテロ大帝を輔  
けて國民教育の事に當りしは、フエオファン、プロコピチにして、國內に行れたる迷信  
を根本的に芟除せんと欲し、頗る論難する所ありき。然るに國粹論の主張者たり  
し、ヤボルスキは、ルーテル、カルピン等の主義を詭駁して止まざりき。是時外國  
文學漸く世人に知られ、新古の名著次第にロシア文に翻譯せられたり。ロモノソ  
フ(一七一—一六五)國文を以て名あり。もと漁夫の家に生れ、幼にして能く書を嗜  
んじ、年十七モスクバに出で、後新京に移る。尋て海外留學を仰付けられ、專工業を



學び、餘暇を以てドイツ文學を研究し、最もキントルの作品を景仰し、歸朝の後ベテルブルグ大學の教授となり、化學を擔當し、遂に榮進して國務大臣に任じ、五十四歳にして歿せり。氏は畢生、生理學の普及につとめ、之に關する著述數ふるに違あらず。また語法家、音韻學者、詩人としても世に知らる。然れども當時外國模擬の風盛なりしかば、其作れる詩歌の如きは、未だ佳作と稱するを得ず。唯國粹を忘れざりしを多とするのみ。

タチステ

史家に於ては、當時タチステフを推さざる可らず。氏は國務大臣として治績あり、公餘筆をとりて古今の大事を叙す。編纂或は備はらざる點なきに非れども、ロシア文學に特殊の時期を作れるものといふべく、カラムジン、ソロビヨフ、コストマロフ等の其後をうくるに及び、ロシア史始めて完成せられたり。

ペテロ崩じ、エリザベタ立つ、文學漸く進み、外國文學に於てはフランス文最も行れたり。一七五六年始めてベテルブルグに新劇場を建て、從來の宗教劇に代りて西ヨーロッパの脚本を演ぜしめたり。カタリナ十二世(一七六二)の時、朝廷の文學漸く昌なり。然れども温室にさき出でたる花の如く、美にして艶なりといへども、香

フォンビ

デルザイ

少きの憾なき能はず。女帝は數多の大文學者を養成せんと欲したれども、遂に効果を收むる能はず。ヘラスコフの如きは、二大長篇を作り、着想觀るべきものなきに非るも、今日は殆んど讀書界に忘れられんとす。詩人にボクタピチあり、ロシア語を以て韻文を作らんとせしも、古文學の模擬に止まり、作品として價値なし。其他おとぎ話を作らんとせしものあり、外國文に摸して脚本を作らんとせしものもありしも、皆成功せざりき。然るにフォンビジン(一七四五)あり、國民的思想を喜劇に上せ、ロシア社會の裏面を描きて、其不作法を置りたり。彼はまたフランスに遊び、フランス革命の將に起らんとする當時の狀を記す。又紀行文家として成功せり。然れどもカタリナ時代第一流の詩人としては、デルザイピン(一七四三)を推さざる可らず。其作品の多趣多面なること、其用語の豊富にして、着想の秀拔なるは、當代の明星たるに耻ぢず。其作品にしてヨーロッパに傳はれるもの二三に止まらず。國民文學者として、優に後世に傳ふるに足れり。

カタリナは治績を擧げ、國民の福祉を進むるに頗る意を用ひたりしも、會々フランス革命起りしかば、女帝は之に鑑み、急に其計畫を一變し、嚴厲なる思想を抱



するに至れり。之が爲めに奇禍を買ひたるものを、ラチスチエフとなす。彼は土地附農民の窮状を觀て同情禁ずる能はず。モスクバ紀行を著して、其抱負を發表せしかば、當局の忌諱にふれてシベリアに放流せられき。後宥されて國に歸りしも、また國民教育の必要をとまへ、過激の言を用ゐたるに因り、女帝の怒にふれて、獄に投ぜられ女帝の崩後に至り始めて赦されたり。パウロ一世祚を踐むや、また文學の發達を阻害し、檢閲官は國文外國文を問はず、公安に害ありと認定せるものは、盡く之を沒收し、文學の範圍漸く縮少せられんとせり。然るにパウロ一世統せられアレキサンデル一世立つに至り、また文學者を近づけ、詩人、小説家、評論家、史家の資格を兼備せるカラムジン(一八二六)をして、ロシア史を撰定せしめたり。カラムジンはオレンブルグ州ヨハイロフカ村の人なり。父はタ、ル血統をうけ軍籍に在り、其子のまた軍人とならんを志せ、早くモスクバに遊學せしめ、またペテルブルグに遣したり。カラムジンは二十四歳のとき、イギリス、フランス、ドイツ、スウイス等の諸國に遊び、歸りて後其紀行を公にし、また頻に小説を新聞紙上に掲載せり。後文界を退きて、ロシア史を著せしが、この事天聽に達し、書成りて其八巻を

上れり。ナポレオンの亂平ぐや、ペテルブルグに移りて編輯を續く。帝其稿を了りたるものにとりて、共に閲讀せらる。一八二五年其第十一卷成り、上代よりミカエル、ロマノフの賤祚に至る。カラムジンのロシア史として傳はれるものは是なり。彼はなほ稿を起さんとして果さず、竟に病に罹りぬ。此年アレキサンデル一世崩し、其弟ニコラ一世立つや、カラムジンをして、轉地療養をなさしめんと欲し、乗船の艤装を命せしが未だ成るに及ばずして、一八二六年五月二十二日(ロシア曆)に病歿せり。カラムジン出で、始めてロシアに國史あり。その材料蒐收の周到なる、其の注脚に引用せる史料の該博なる、其行文の明快なる、共に他人の企及ぶ能はざる所なり。されど關點を擧ぐれば、妄りに傳説を取り、古代の狀況を飾りたることは是なり。なほ此大作の出でたる後、考古學、人類學、言語學等の研究大に進み、或點に於ては今日此書を以て、基本の歴史と稱するを得ざれども、記述の方法につきは、ロシア史界古今獨歩の稱あり。氏又批判家として、國家に貢獻せる所少なからず。評論壇に西ヨーロッパ風を輸入したるは、全く此時に在り。詩は其長處に非ざるも、着想の穩健なるにより、健全なる讀書界に適せり。



カラムジンと時を同くして、プラトンと稱する僧あり、博學多才殊に説法に巧にして、其名聲遠く西ヨーロッパに聞えたり。アレキサンデル一世の即位式にのべたるもの最も名あり、其他ドミトリエフ、オゼロフ、クリロフ等韻文に劇詩に皆巧手たり。殊にクリロフは國情の描寫に妙を得、その文は頗る人口に膾炙せり。詩人としてアレキサンデル一世時代を代表せるは、ズコウスキーにして、此人の後始めてロシアに、ローマンチック主義あり。一八〇二年グレンのモレジを翻譯せしが直ちに全國に行はれたり、其他外國文學の氏の手に由りて、讀書社會に紹介せられたるもの少なからず、其作品としては、母國の戦争（オーストリアナポレオン戦争）最も名あり、ズコフスキーマた外國文學の精華を國文學に紹介せんと欲し、マハーバラタ、シアナーナメー、オデッセー等の秀篇を拔譯したりき。此時グネデヒは、イリアッドを翻譯し、成功の譽高かりき。其他に詩人輩出せしも、アレキサンデル、ブシキン出づるに及び、悉く其光を蔽はれたり。ブシキン（一七九七）は、武士の家に生れ、母はペテロ大帝に寵遇せられたる奴隸ハンニバルの裔なり。こゝを以て氏の容貌に、多少國人と異るところあり。ブシキン幼にして、乳母アリナ・ロチオボナの懷にありて、常に明快なる物語を聞

き他日の素養、此時に成れり。十二歳にして學校に入りしが、放逸にして學ばず、唯韻事にのみ耽り、卒業試問に答ふるに、創作の詩を以てしたり。彼は卒業の後、直に外務省に仕へ、身を交際場裡に投じて、血氣の勇に走りしことも少なからざりしも、亦文事を捨てず。されど時人は、彼が將來を卜して、輕薄才子となり終らんと推察するものありき。後、自由の頌を出すに至り、時人賞玩して、かかず、政府之を忌みシベリアに放たんとせしが、彼はベッサラビアに仕官の途を求め、僅かに謫居の刑を免るゝことを得たり。然るに南方好學の士氏の名聲をきゝて、蜩集し、ブシキン亦閑居に歌詠する所頗る多かりき。後カフカズ地方に移り、風物の偉大なるに感化せられ、カフカズの俘をものし、クリムに移りては、又、ペフチサライの泉の作あり。又、ギブシリスと稱する、東洋流の戀愛小説を作れり。巫女イフイゲニア、イフイゲニア、オニギンを創作せんとおもひ立てるも、此時に在り。蓋しブシキンが詩材を獲たるは、カラムジンの著述に負ふ所多し。一八二四年故郷に歸りしも、人の勧めに従ひ、再び都に移り、是よりロシアの内情を描くにつとめ、自己の理想たる、バイロン流を交へ、國父ペテロ大帝の傳を著はせり。一八二五年、ニコラ一世帝を喜ば



ざるもの相集り、コンスタンチン大公を奉じて事を擧げたり。フシッキンの知人多く之に與し、フシッキンもまた多少之に預りしも、事の成らざるを察し、關係書類をやさすて、事なきを得たり。尋て氏は、ボルタバを出だせり。こは、ペテロ大帝及びカロー十二世の交戦記にして記述の妙を極む。一八二九年、再びカフカズに遊び、小説を以て紀行に換ふ。中、カフカズ、ドン地方の記事、最も白眉と稱せらる。翌々年、ナタリア・ゴンチアロフ嬢と結婚し、再び外交官となれり。此間カタリナ二世を苦めたる、ブガチエフの事蹟を述べんと欲して、其史實を調査し、傍ら、士官のむすめを作り、また、みこイフィゲニアを完結したり。韻律美麗にして、詩中の人物皆純粹のロシア氣質をあらはせり。一八三七年、家内不和の事より、オランダの名もなき一壯年と決闘し、二月十日を以て斃る。享年僅に三十七。フシッキンはロシア文學界に立ちて、韻文の泰斗とあほがれ、外國慕倣の弊をうけず、純粹の國民的詩人として、其詞調遠く前代の詩聖を凌ぎ、又バイロンに私淑すといへども、毫も其口吻を學ぶことなし。其作ボリス・ゴッノフを悲曲の王とすべきも、全軀より評すれば、みこイフィゲニアは傑作たるべく、讀もて行くに、冷想熱情交も至り、殊に自然を描寫するの

ドクリホエ

バラチンスキ

レルモン

妙筆は、思はず案をうたしむるものあり。氏は散文家としても、其作品決して中等以下に下らず、士官のむすめを讀みて、其筆力の雄勁なるを知るべし。また新聞雜誌に載せたる書簡は、頗る興味あり、亦た文界の珍たり。氏は實に小説家、叙情詩人、劇曲作者の資格を兼備し、世界文壇に立ちて、禍を争ふに足り、吾人をして深く其遺風を景慕せしむるものあり。

喜曲作者には、グリボエドフあり、亦外交官たり、閑を偷みて筆硯を友とし、知餘りて悲み來るをものして、劇場に上せたりき。後テヘランに駐在中、暴民の殺す所となりぬ。

フシッキンと同時代にバラチンスキあり、フィンランドに駐屯して、幽邃偉大なる湖沼地方の風物に對し、諷詠するところ少なからず、殊に淒涼の狀を叙するに長じ、言ふべからざる悲想は深く人の尊ぶ所なり。

フシッキンと時を同ふしてレルモントフ(一八一四)あり、叙情を善くし、その詩常に悲哀の調あり。氏幼にして聰敏ならず、容貌も亦舉らざりしかば、同窓の弄ぶ所となれり。是より自ら世をいとひて、閑靜なる生活を愛し、讀書三昧に耽ける。氏の讀



みたる所は、氏の第二の天性とならんとせし、退隱主義の僧傳に非ず。又た野心に  
 みたされたる英雄傳にも非ず。却て狷介自ら高しとせし、イギリスの詩人バイロ  
 ンの著作なりき。後大學に入りしも、業半ばにして退校の處分をうけたることあ  
 り。然るにプシキン歿後彼は遂に韻文界の牛耳をとり、其活動人目を聳動し、詩聖  
 の逝去なる短篇は、頗る人心を動かし、爲めに非常の政治的、社會的運動をなさん  
 とするものを生せしかば、レルモンツフ奇禍にかゝりて、カフカス地方に謫居し  
 たり。後、イバン・パンシリエビチの賦をなせしが、雷名頓に擧り、プシキンの頭に在り  
 し、月桂冠は氏の上に加へられぬ。氏また小説を以て一世に鳴る。其謫居中に見聞  
 せるカフカズ、グルジャ地方の風景、文章の大部を占め、讀者をして其境に入るの  
 感あらしむ。氏事に困りて再びカフカズに放たれ、部下の將校と争ひ、決闘して身  
 を殺し、は文學界の大恨事なりき。當時ヨーロッパは、フランス大革命の影響を蒙  
 り社會の震盪甚しく、上下頗る多事なりしも、一たび氏の手になれる詩文を諷誦  
 せば一種の悲想心中に湧き、恍然自失、亦た世の煩累を意とせざらしめたりと云  
 ふ。レルモンツフは、バイロンを師宗とし、只管之に及ばざらんことを恐れたりと

いへども、博愛主義を鼓吹せず、また政治的野心を起さざりしは、蓋し、時と處を異  
 にすればなり。

コツロフ  
ニキチン

コツロフは、田舎の生活をうつすに妙を得、亦た抒情詩に巧にして凡そロシア美  
 文集、中氏の作をのせざるはなし。氏と類似したるものをニキチンとす。ニキチン  
 家貧しく、父酒を嗜みて家産を盪盡す。氏よりて種々の職業を求めて、其一家を養  
 ひしも、其樂をかへざりき。

ザゴシキ  
ン

ロシア純粹の時代小説は、ザゴシキン及びラゼチニコフより始まれり。ザゴシキ  
 ンはロシアより放逐せられたるポーランド人を描きユリ・ミロスラフスキを  
 作りしが當代の情況目前に躍出するものあり。然れども其事物の記載に時を重  
 んぜざりしを憾む。ラゼチニコフ、又異教者、氷の宮の作あれども、ザゴシキンと同  
 じく、ウォルタースコツト模擬したるのみ。此等諸家の用語多く大ロシア語なり。其  
 今日官用語たる根抵此に成る。

ラゼチク  
ニコフ

ゴリ  
(285)

此等外國模擬の後をうけて、歴史小説の大家といはるゝは、ゴリ(一八五〇)な  
 り。父は舍田芝居の座主にして、祖父はコサツクのザボログなり。常にコサツクの



古事を語りて、其愛孫を慰諭訓戒したりしが、氏中學に在るの時は、毫も課業にとめず、唯繪畫と小供芝居の周旋とをなし、時としては自ら短き喜劇を作り、又定期刊行物を出ししことありき。氏は業を求めて得ざりしかば、文筆を以て世に立たんとし、ハンヌスリップヘルガルテンを發行せしが、批評家の言頗る意に満たざりしかば、自から之を絶板せり。是より小ロシア史の研究に従事し、有名なる、チガンカ附近草野の夕を著はしたり。是より名聲頗る擧り、知友頻に加はり、フシキン、ズコフスキの如き、また其中にあり、ゴゴリ史家を以て自から任じ、其郷土の沿革小ロシア史を編せんとせしも、考證批判に非常の辛苦をなすが如きは、其得意の業にあらず。故に其得たる所も、僅に小ロシア叙情詩の編集に止まりき。また大學教授として、教壇に立ちしも、程なく失敗を以て退かざるべからざりき。然れども氏は無能の才に非ず、筆をとりて物語を草するや、文辭湧くが如く、忽ちにして大篇をなし、讀者をして思はず巻を覆はしむ。氏はまた喜曲を善くし、作る所少からず。タラスブルバは、コサック及びポーランド間の争鬪記にして、實にロシア氣質の模範たり。氏また自然の美をうつすや、技神に入り、ロシア文界に氏ありて後、始

て自然派を生ぜり。氏の著作中、詞章の典雅を以つて最も名あるものを、死せる精靈とす。而も其第一巻出て、一種の幽鬱狂に罹り、爲めに其著作の大部を滅ぼさんとのためたりき。作者の懺悔は、其發病の初期に成りしもの之を絶筆とす。ゴゴリの前に小説なく、また自然美をとなへたるものを見ず。氏此荒蕪をひらき、ナチャリスムの種子を下すや、忽にして麗華をひらき、芳香をはなてり。然もゴゴリの詞調いまだ圓熟せざるの時に當り、よく此を指導して、文界の大立物たらしめしは、ペーリリンスキの功最も多きに居る。氏は一八一一年貧困の家に生れ、モスクバに出て、シグスピア、ゲーテ、シルレル、ホフマン等を受讀し、大學を出てたる後も、清貧自ら安んじ、外國文學の慕倣を事とせんと欲したるも、シェリングの勸告を守り、批評家として遂に一家をなし、ペテルブルグ評論壇の牛耳をとれり。氏は新進文學者ゴゴリの才を擧げ久しく、藝文界を睥睨せしが、一八四八年病を以て歿せり。限するの前年、ロシア文界一年間（一八四七）の評論は、氏が畢生の精力になれる大作にして、ロシア人にして、文字を解するもの、此を暗せざるは稀なりと云ふ。ゴゴリ、文壇に國粹をとなへてより、グラシツク崇拜の風、俄かに改



まり、ロシア文學界に、才筆みち、スラボフィル風に化せられたるもの、アクサコフ  
ボミアコフあり。或は地方の風景を描き或は力を宗教に用ひたり而して此國粹  
主義に反抗し、優等なる西ヨーロッパ文化の輸入をとなへたるものをヘルツェン  
(ハセー)及びオガレフ(ハセー)となす。ヘルツェン(ロシア名ゲルツェン)は、大地主  
の家に生れ、母はドイツの人、亦ヘルツェンと云ふ。其いまだモスクバ大學に在る  
の時、コペルニクスの研究法の史的発展と題する論文を草して、銀牌を得たるこ  
とありき。日常ドイツ文學を愛し、グーテ、シルレル等を熟讀し、卒業の後官に仕へ  
たりしが、智識に渴したる青年は、氏の人となりを慕ひ、其學說をさかんが爲めに  
集まれるもの數を知らず、氏また之に接する極めて懇篤なりしかば、常に青年の  
中心たりしこと、毫も其在大學時代に異ならざりき。ヘルツェン、ペテルブルクに  
ありて、進歩主義の嚮導たり。其意見また自由主義に傾きたれば、政府の忌む所と  
なり。ペルム州に放たれ、後宥れて國に歸り、再び逃れてフランス、イタリアに遊び、  
遂にイギリスに止れり。其間、誰か罪等の著あり、また外國文の著述頗る多く、匿名  
スカンイデルを用ふ。氏はまた立憲政治及び内治改良主義の機關として、ロシア

文雜誌ココル(鐘)を發行せしが、其文辭頗る婉雅にして、讀者みな其說に酔ひ國  
内に堆積せる弊害の掃蕩を切望せりと云ふ。ヘルツェンかつてペルム州に幽せ  
られし時の回顧録を作れり。是れシベリア幽囚記にして、東部ロシア當時の情況  
紙面に溢るるものあり。またフランス文にて、ロシア人民及び其社會主義なる篇  
を草せり。書簡牒にして、著者の抱負明白に記さる。

時にロシアに於ては土地附農民處分の問題、識者の間に喧しく、極東探檢の業益  
々其歩を進め、アムル河流の占領將に事實とならんとす。是秋に方り筆をのせて  
ロシア使節に伴ひ、東方を周航し、遂に我國情を精察し、其紀行文を發表して、ロシ  
ア紀行文の白眉と稱せられたる小説家あり。名つけてイバンアレキサンドロビ  
チ・ゴンチアロフ(ハセー)と云ふ。もと富家に生れ、モスクバ大學の教育をうけ、後身  
を文界に投じ、一八五二年、海軍省の招きに應じ、バルラダ號に搭じ、世界一周の航  
海をなし、國人未到の地を歴遊し、フリカット・バルラダと稱する紀行を作れり。氏  
また閑をぬすみて、永く胸中にたくはへ來れる感想を吐露し、オプロモフ篇をな  
せり。此篇はロシアの現状を徹頭尾受働的の少年の往事追想にたとへ、土地附農



ツルゲネ

民解放に對して世人のいだけの希望の全く反對の結果を生ずべきを説破し、無爲の少年、一事をも遂げずして、世を終る狀を以て、ロシア國民の歴史にたとへ外部の改良はいかに善美の目的を有するも何等貢獻する所なかるべきを説けるなり。故に此篇を味へばロシア國民史の神髓をうがちたりと云ふを得べきなり。ゴンチャロフ、一八五八年を以て、此書を出版するや、忽ち讀書界の呼び物となり、苟も文字を解するものは、之を手にせざるを耻ぢとせりと云ふ。其文章は精緻にして、氣力をそなふ故に其繁なるを忘れ、思はず卷をおほはしむ。

周密の點に於て更に此にすぎ、而も遂に大名を成したるものをツルゲネフ（一八八一）となす。ツルゲネフ資性温雅なり。ペテルブルグ大學を卒へて、ドイツに遊學したり。此間文を草したれども、人多く此を稱ざりしが、バラシアを著はすに及びて氏の雷名は忽ち文界に轟けり。後、農民の狀況を寫して、モロコフの日記をものするや、肉食者社會始めて農民の實狀を知り、土地附農民解放の聲漸く湧きツルゲネフの名聲亦た從て擧れり。當路の人此を喜はず、一八五二年小説界の泰斗、ゴリ歿するや、ツルゲネフ此に諷詞を贈りしが、ゆくりなくも官府の怒にふれ、國

ポロンス  
ドストエ  
フスキ

外に放たれたり。是より氏の精緻なる文筆は、稍々一轉せんとせしも、思想は益々深くして清く、咳唾玉をなすの概あり。一八六二年、親と子の大作なれり。ツルゲネフは常に小説が亡國の具とせらるゝを愧ぢ、之によりて、文化に後れたる國民を啓發せんと欲せり。されば自己の腦中にうかべる世界を、作中にあらはるゝ人物の舞臺となし、著者理想の社會を以て、其活動する社會たらしめ、ストラポフ、主義一貫せる民福増殖を以て、唯一の目的となせり。ツルゲネフが壯年の文章は綿密を以て鳴りしも、時としては煩にたへざるの感なきに非ず。されど其用語の豊富にして、着想の高雅なる誠に、大家の稱に耻ぢず。晩年に至り、稍々悲哀の調を帯べることも亦た一般の認むる所なり。

艶麗なる小詩を以て、名を博くせるは、ポロンスキなり。人情の極致を詠じて無量の感慨を起せしむるは、頗るプーシキンに似たり。ロシア樂譜に上り、人に愛好せらるゝ小詩中には、氏の筆に成れるもの頗る多く、また詩壇一方の雄と云ふべし。寫實派の中に立ちて、情緒を主とせしは、ドストエフスキなり。氏は曹長の家に生れ、文事に耽り、遂に自己の官職をすて、専ら文士に交はれり。其用辭或は熟せ



ざる所なきに非るも、情緒の發動殊に病的精神を描く技倆に至りては、他人の及ぶ所に非ず。蓋し日常多病なりしによりしものか。

トルゲネフと多少趣きを異にすれども、農民の教育を以て、畢生の目的とし、自から農具をとり、晴耕雨讀遂に世界を攪動する主義を立てたるものを、トルストイ伯となす。伯はツィラ州の貴族にして、一八二八年を以て生れ、カザン大學に學び、一八四八年ベテルブルグの法科大學を終へたり。氏は後身を軍籍におき、カフカズに駐在せしが千八百五十一年セバストポルの軍に従がひ、軍中紀行を著はせり。役終るや都に入り、屢々書を著せしがその文中にて現社會の其意に充たざりし跡あるを認むべし。既にして妻をめとりて故山に歸臥し、農民の教育を以て、畢生の事業となし、教育雜誌を發行して、大いに革進的意見を吐けり。然れども世の所謂進歩開明に對しては、伯は消極的態度をとるを以て、其本領となし、一八六五年より六十六年にわたり、戦争と平和と題する大作を出し、亦農民の爲めに、數多の小説をものし、一八七五年、アンナ・カレニンを作れり。又自己の懺悔を發行して、宗教に對する私見をとけり。皮想の文化を非認する輩皆其説を喜び、暴主を助け

て暴を遂ぐるの徒を惡むものも亦翕然其主義に従がひ、遂にトルストイ派と稱する一團體を生ぜり。蓋し氏の宗教に對する見解は、全くバイブルを文字的に解し、イエスの言行を以て、日常の軌範とし、毫も之に違ふなからんことを期するなり。故に社會の行動、宗教家の品性、みな其意に充たざるを以て力を極めて之を排斥し、遂にロシア國體と衝突するを憚らず。之が爲に伯は其國より追放せられたれども、しかも其國を忘れず、戀々たる情思を、文詞によす。伯領内に在るの日粗衣をまとひ、耒耜をとりて自ら耕し、取らるゝを拒まず、自ら奪はざるを以て主義となす。蓋し言行一致する伯の如きは、殆んど稀なりと云ふ可し。こゝを以て農民の伯を慕ふこと慈父の如く、伯もまた此に對する赤子の如く、誠にヨーロッパ社會の異彩たりと云ふ可し。

プーシキン、レルモンツフの後、最も名ありし詩人を、ネクラソフ（一八七七）とす。氏は貧農の家に生る。母はポーランド生れの人、よくネクラソフを愛育せり。氏常に古語及び數學を好み、後ベテルブルグ大學に入りしが、學資意の如くならざりしにより、業を廢して、ソウレメンニク雜誌の主筆となりなき。一八五六年以後、ネク



オストロ  
フスキー

ランフ頻に新作を出せしが情歌悲詩はブーシキに似たり氏はまた諷刺に巧にして活氣に富めりその國風を詠するや詩題を諸方面にとりしが殊に之を農民の間に求めしもの多く其風趣いかにもロシア的にして用語もまた純粹の國語なり故に一たび其詩を誦するものは望郷の念禁ずる能はずといふ。

劇曲に於て最もロシア風をあらはしたるはオストロフスキー(一八三六)なり其家もと古風を尊ぶこゝを以て氏は純粹のロシア風を吸收せり後年氏の作中に前人未發の見解あるもの主として之に因る商務局に奉職し時に脚本を著はしが警官の怒にふれ不測の難にあひぬ後再び起られてゴゴリの役終るや種々脚本を作りて大に富豪を攻撃しよく時勢に投合せり世人また其説を賞して措かず遂に脚本作者會の會長となりまたモスクバ劇場の主宰となれり。

近ごろ本邦讀書界に知られたる文人にして名聲トルストイ、ツルゲネフ等と伯仲せるものあり此をゴルキー(一八七一)とす本名をアレクセイ・マクシモビチ・エウシコフと云ひ、ゴルキーとは其雅號なり父は貧しき家具商なりしかば氏は

ゴルキー

初等教育を終るや直ちに靴工とならんとせしが成らずのち彫刻者、畫工、料理人等を試み遂にリンゴ賣となりなき然れども氏は平生讀書の樂みをすてず手にしたる書物は通覽せざるなく諸方を漂ひてニジニノブゴロドに至り一法律家に仕へたり氏の志を立てたるは實に此時に在り然れども主人の訓戒に従はず再び渡り奉公人の群に入り一八九三年カフカズに於て始めて小説をものし翌年ニジニノブゴロドに歸りコロレンコに會ひ其指導によりて文學者の列に加はりぬ氏は寫實を以て自己の主義となし過去の歴經を叙するに毫も蔽隠するなく而も筆力先聲をしのぎ思想澁滞せず殊に風景の描寫に至りては一種の怪腕をそなへ南ロシアの村落寂漠たるステップ沿海の漁村殷盛なる埠頭等の狀誠に目前にあらはるゝの思ひあり。

今や上述の諸名家多くは故人となりまた大家なしアプーフチン、マイコフ等の情歌をよくするものもあるも前人に及ばざること遠し故に之を略す。

第二章 科學及び刊行物



(一)言語學 文學の發達と共に言語學漸くさかんに、スラブ語調査及び古文神話學研究の爲めに、方言調査會成り、辭書また編纂せられ、ロシア以外のスラブ語の研究また從ひて起れり。加之外國の事物は國人の注意をひき之に關する多少の新研究あり。殊に中アジア、シナ等に關する研究は、政治と相關聯して近年益々さかんにアジア研究に従事するもの遂にロシア語を度外視する能はざるに至れり。

(二)科學 哲學には、大家少く、數學にはオストロクラツトスキーあるのみ。博物學は研究の目的物豊富なるに因り、ヨーロッパ、アメリカの大家に拮抗するものありて有爲なる學會往々其手に成れるものあり。

歴史はカラムジシの後忽ち隆盛にむかひ、ペロウイ、ソロビヨフ、コストマロフ等の大家ありき。ソロビヨフは新發見の史料に因りて、ロシア史二十九卷を著し、上古よりカタリナ二世の晩年に至るまでの事實細大もらさず、現今ロシア史最上の好著とす。コストマロフはロシア史料により種々なる傳記を編次し、ペテルブルグ大學の教授ベスツシエリウミンは、一八七二年ロシア史第一卷として史籍解

題を出せり。其他ビルバソフのカタリナ二世に關する史料、ゴルビンスキーのロシア教會史の著述等最も名あり。なほ外國史の研究なきに非れども擧げて言ふに足らず。

(三)刊行物 藝術の進歩に伴ひて、定期刊行物盛に起り、文學雜誌としてはウエストニク・エウロプイあり、ロシア文學の精華を蒐むと稱す。史學の同伴としては、イストリチエスキー・ウエストニクあり、ロシア古史に關するものには、スタリナあり。近代史に關するものには、ルスキーアルヒブありて、十八九世紀に關する史料を收む。其他専門に關する刊行物枚舉に遑あらず。

新聞事業は、ペテロ大帝の命に因り、一七〇二年モスクバに於て刊行せられたるを嚆矢とす。而して今日最も古くペテルブルグに行はるゝは、ウヰドモスチにして一七六六年初號を出せり。今日政治機關として、最も有力なるは、ノボウレミアにして、政府の意志常に此に發表せられ、ウヰドモスチは民黨の機關紙たり。ロシア新聞紙の數無慮三百に出で、シベリアの大都巨邑にも特殊の刊行物あり。また外國に報告する便宜を計りて、ペテルブルグにジウルナル・ド・サン、ペテルブルグあり。



國外のロシア人を顧客とするロシア新聞あり、總計新舊二都を通じて五十七地方を通じて二百三十有七シベリア地方此外に在り。

ロシアのバイブルは古スラブ語とブルカリア語とを交へたるツェルコフノストラビンスキ語にて記載せられ僧侶以外には此を解するもの少く、人みな其説明をまちて神諭をさとり因習十九世紀に至りしが、國民的自負心及びヨーロッパ主義の増進せる結果一八一六年皇帝の勅諭により之が反譯に着手し幾もなくして世に行はる。今日民間に行はるゝロシア語バイブル是なり。

### 第三章 音樂

音樂

ロシアの國教たるギリシア正教に於ては樂器を使用せず唯唱歌のみにより儀式をたすけたれば西ヨーロッパに於けるが如く寺院は音樂の中心たりしこと會てなかりしも西方の文化波及するに至り樂器の使用も亦始まれり十七世紀の中葉以後ポーランド、リトワニアの貴族多くロシアに移りし時遊戯の術また從て輸入せられたり。ペテロ大帝立つに及び益々西方文物に心酔し從來の習慣を

トフォルスキ

破りて樂器を愛し音樂を重んじ後にオペラを設けて國外より巧妙の樂手を招致しければ文學者は樂譜に上るべき歌謠を作り、作曲家また外國樂譜を輸入すると同時に創作をつとめ、トルストフスキの如き大家を出せり、其オペラ、アスコルドのふくつきは頗る世人の喝采を博せり、此時代の作全く西方大家の作と同じからざれどもなほ之が慕倣たりしは争ふ可らず、然るに國民的感愴漸く湧き百般の事物みな外國模擬の型を脱し音樂もまた國民固有の趣味を尊び從來唱歌の間に其影を潜めたりしロシア氣質はあらゆる方面に溢るゝに至れり、此時に方り政治界に於ては、ナポレオン一世の威全くヨーロッパを壓せしもロシア國民は地利に乘じ率先して其銳鋒を挫き、遂に全ヨーロッパをひきゐて此を逐ひたれば國民的自負心は其極度に達し、大にロシア氣質の増長を促せり、且つロシアの勢力國境外に波及すると共に海外との交通頻繁となり其文化に刺激せられて自國文化の發揮をはかり文學に哲學に藝術にみな之と拮抗せんとするに至れり、文界ブッキンを出せるも實に此時にあり、ギリシカは文名やゝ之に劣れりと雖も音樂界に於ては實に國樂の祖と稱すべく、またドイツの樂祖モツァルト



に比するを得べし。グリーンカー一八〇四年を以てスモレンスクに生る。性音楽を好み技を海外に練り一八三四年國に歸りてオペラの創作に従ふ。世人賞讃しておかず其人心に影響ありしこと量る可らず。然れども其作れる所あまりに多からず。ルストラン及びルデミラ、賓祚、カマリンスカヤの如きは最も有名なり。後寺院の讃歌を編まんが爲めベルリンに遊學し。嗣らず病に罹りて不歸の客となり。其計畫亦水池に歸しぬ。グリーンカの死後音楽界の大家となりしはドラコミグスキーにして喜劇に伴はるべき音楽を善したれどもまたオペラ、ルサルカ等に於ても非凡なる技倆を示せり。後オペラの改良論をとなへ舊慣に拘泥せずして新曲を起さんとせしかばロシア音楽家多く之を迎へ斯界爲めに大に振へり。セーロフ此氣風をうけ亦ドイツ作曲家ワグネルを紹介せり。ロシア人のワグネルあるを知らるは此に始まる。而して其作曲明にグリーンカの風をうけ極端なる寫實主義にながれたることは争ふべらざるが如し。而して當時音楽を以て身を立てんとするものは多く外國の教育をうけたれば自から其風を國內に輸入し國樂と明白なる區別をなさんとし。往々國風を以て夷狄の聲となし相ひさむて之を破壊

せんとし一八五九年以來演奏會に協會設立に其主義を鼓吹せり。此派の主張者にアントニオルビンスタイン、ニコラールビンスタインの二人あり。アントニオはペートーフ、メンデルスゾーン等ドイツ大家の影響をうけ之に東洋的趣向を交へ其ペルシア歌は最も傑作と稱せらる。またレルモントフの傑作「惡魔」中の一節を譜に上せたるものあり。ルビンスタイン以後絃樂の作者としてはダビドフあり。また樂界の一傑とす。血氣の少年樂家はグリーンカの風を慕ふもの多く國風を稱揚して外國樂に代らしめんとし。極端に走りたる觀なきに非れども一八六一年モスクバに自由音樂學校を立て有爲の青年を教育しバラキレフ其主幹となりスタツフ、セザル、クイー等熱心に事業の擴張を計りて遂に一新派を起せり。イスラメイ、タマラ等の名手此より出て大詩家の名吟の曲に上りしもの實に少からず。クイーは名作の神髓を得てこれに絶妙の音調を付け又創作のオペラ世人の喝采を博せり。ムツソルグスキーは時代小説を舞臺に演ぜしむるに巧にして情常に神に入る。人以てグリーンカと伯仲の間に在りとなす。然れども物盛なれば必ず衰ふるが如くロシア音楽界また反動的風潮を生じチアイコフスキー此に乗



じて大飛躍を試みたり。

一八七九年以後は國粹論者と外物輸入主義との間に多少調和の傾向を生じク  
 イーは國歌にフランス主義を交へ他の諸家また國樂に不備の點あるを悟り之  
 が改善に盡力し唱歌演奏並に妙手を出せり中にリムスキー、コルサコフあり俱  
 に天才と稱せられ其新作常に賞讃を博し、チアイコフスキーは奏樂の妙を以て  
 雷名世界に轟きたり。ロシア音樂界是より新氣風を起しオペラはモアルト風を  
 交ふ其作曲みこイフゲニアは音調の深さを以て名あり。又ピアノ伴奏たるロマ  
 ンス及び小品の如き實に音樂界の巨壁と稱すべし。チアイコフスキーは今代音樂  
 界の中心となり之と同時代のものなほ生存せるもの多ければいかなる事業を  
 のこすべきかはいまだ明言するを得ずといへども技能及び多作を以てしては  
 グラズノフの上に出づるものなくタネエフは絃樂に長じアレングスキーはピアノ  
 に巧に亦オペラの作者として一方の雄たり。ナブラブニクは唱歌及び短曲をも  
 のし。リアドフはピアノに伴はるべき曲をものせり。其他リアヌーノフ、ソコロフ、ピト  
 ルの如きみな少壯新進の技術家にして今なほ修養につとめつゝあるを以て其

チアイ  
フスキー

將來測り知るべからず。

### 第四章 美術

(一) 繪畫　ギリシア正教は教義に於てはアイコン(御影畫)として御影を寺院に安  
 置するを許したり。されどロシアは東ローマ文化をうけたるを以て御影畫も中  
 世風の形式畫に止まり、いまだ以て美術と稱するに足らざりき。加ふるに當時は  
 畫材乏しく畫家も亦た未熟にしていまだ佳作を出だすに至らず。諸美術が一般  
 不振の状態に在りしは時勢の然らしめたる所なり。されどペテロ大帝外物の輸  
 入を啓くに至り従來宗教家の不淨視せし諸美術の渡來と共に技術家も亦た招  
 聘せられ近代美術の基礎茲に成れりといへどもなほ此後百五十年間は研究の  
 時代にしてロシア美術が獨得の技能を發揮せるはナポレオン一世の大亂以後  
 の事なり。

ペテロ大帝ヨーロッパの技術を導きし後エリザベタ女帝の時ロコトフあり。アレ  
 キサンデル一世の時レピツキ、ポロビコウスキーの二人あり。其技並にヨーロッパ



美術學  
美術(304)

スキレン  
スキレン

ベネチア  
ソフ

パの大家に譲らず肖像畫家としては優にイギリスの畫伯と拮抗するを得べし  
されど十八世紀の初半はなほ幼稚の時代たり一七五七年ベテルブルグに美術  
學校を置き從來外國の技術家をして宮闕の壯麗をかざらしめたるをやめ國人  
をして此に代らしめんとしたるも技術は固より天才にまつべきものにして教  
育の力には到底ラファエロサンチを作り出すべきに非らずされば研究所の設  
立後も作家唯クラシックの粹美を摸したるのみ中にキブレンスキなるものあ  
りオランダ畫伯リッペンスの畫風に摸して遂にロシア畫界の一傑たる力量を示  
せり十八世紀の未葉に及んでは文學に摸古の弊盛にして國粹主義地をはらひ  
たるが如く美術また先人の糟粕を珍とし作品みな生氣なかりしかば反動の勢  
は活動を生じ排外の精神は事物の美を國內に求めんとするに至れり此に於て  
オランダの寫實主義を移しロシア田舎を畫さしものにタンコフ、イバノフ、ツビ  
レフ等あり皆其名をなせしもベネチアンソフ出づるに及び遂に一機軸を出しロ  
シア畫風茲に起れりベネチアンソフ修養の際世に知られず氏もまた名を賣らん  
が爲めに技をふるふを好まず美術學校一派の群をはなれて獨り其道を研究し

フリッロ  
フリッロ

フエドフ  
フエドフ

(305)

専ら國風發揚を主眼とせり其書くところ農民小作人の妻牧童寒村の如き平凡  
にして可憐なるものなりといへども云ふ可らざる一種の氣韻をそなへ之に對  
するもの皆口を極めて其技を稱す  
是に於て田舎の生活漸く畫題となる氣運に向はんとしたるに美術學校の尙古  
主義又流行しフリッロは一八三〇年より三五年にわたりボンベイ市の最後  
を畫題として大畫を成し一時盛名を博したり今日より之を見れば非難すべき  
點少なからざるも擬ローマネスク風は世の呼物となり似て非なるもの、流行  
時代に此事あるは當然なりとす然るに革進主義の文學に起れる影響により全  
く外國の風を脱する能はざりし畫風も漸く一變するの機に達しベネチアンソ  
フに比すれば多少輕妙の趣をそなへたるフエドフあり氏は大家の資をそなへた  
りしも不幸にして早死せり又ペロフは一層の活氣を以て丹青を凝らししが多  
少社會に安んぜざるの趣なきに非ず實に氏の最盛時代一八五〇―七〇はロシ  
ア國民がクリムの敗後深く國力の薄弱なるを自覺しまさに大革新を企圖しつ  
ゝありし秋にして氏の周圍みな煩悶の狀あり故に氏の畫風亦多少社會的趣味



イバノ

マコフス

シエ

スリコフ

を帶ぶ。當時イタリアに在りてロシア畫風の比較研究に従事しつゝありしはイバノフにして、キリストの出現なる畫題を設け心をこめて誠心正意この聖者を表出せしがその着想と畫風とは優にロシア畫家の牛耳をとるに足れり。ペロフの後其諷刺畫に擬して名を成せるものあり。ペレンチアーキン及びマコフスキは是なり。前者は主義極めて平和にして社會的思想を溫和なる手段によりて發展し、以て其目的を達せんとし、後者は平民の状況を筆にするを以て自己の特技となし、が之に従ふもの次第に増加し遂に一畫風を起せり。マコフスキの弟も亦畫を善くし殊に歴史畫に巧に古ロシアの文物は其好んで畫く所たりまた兄に似て諷刺畫に長ぜり。

理想畫の殆んど極致とも稱すべきはシエ氏の筆なり。其宗教畫にはトルストイ伯の主義最もよく表顯せられ莊重なる氣韻の畫幅に溢るゝは最も敬すべき所とす。また新畫風を以てロシア畫界に大變動を起さしめたるソコロフ、マキシモフ、スベルチャコフ等あり、皆重きを寫實におき田舎生活常に此派の畫題たり。バストネソフはシベリアの山水若くはロシア古都を畫きて名あり。前世紀末に於て

バストニ

建築外國

ワスツレ

チエルバ  
キンスキ

はスリコフ、バストニ、ソフの二人を以て最も有名とす。スリコフは希有の天才にして力を歴史畫に用ひ、ペテロ大帝時代に起れるラスコル派の情狀を畫くを殊に得意とせり。バストニ、ソフは宗教畫を善くし近世の宗教思想を代表して其技頗る熟せり。唯外貌をかざるに過ぎたるを憾みとするのみ。

之を要するに近代に下るに従ひ、畫風全く外國模擬の風を脱し、全く國粹主義に遡ふの傾向あり。然れども他の美術に至りてはなほ外國の影響を脱する能はず。且つ尙古慕倣の風盛にして未だロシア國粹主義の表顯を認めざるなり。

(二) 建築　ロシアに建築術あるは新都(今日のモスクワ)設置以來のことなり。當時外國技師を招聘して大建築を起さしむ。皆ルイス十四世時代に行はれたるロココ式にしてラスツレリを最も良匠となす。氏はエリザベタ女帝に奉仕し、其命によりて冬の宮(ツアルスコエ・セロ)、スモルナ律院、及びキエフのアンドレ寺を建てたり。又たペテルブルグのサンニコラ教堂はチエルバキンスキの設計せし所なり。カタリナ二世の宮殿及びバゲノフの居宅また宏壯を以て聞ゆ。アレキサンデル一世の時ミカエル堂、アレキサンデル劇場、市長の官宅等は皆イタリア人ロジの手に



露國の實相

成り其他の大建築また十九世紀の初に起れり。ニコラ一世立つに至り愛國の情願るさかんにして、建築また外國式にのみ遊據せず、ロシア式と稱する一様式を出せり。是れトン氏の事業にして氏は古建築家より出て、其缺點をさとり遂に一新機軸を出し、かば新進有爲の徒多く其門に集まり其様式忽にして國內にひろまりぬ。尙ほまた西ヨーロッパ建築を研究するの諸家相會して建築學會をひらき遂に今日の盛況を呈するに至り通邑大都多くのヨーロッパ式の建築を有するに至れり。

彫刻

(三)彫刻 彫刻は教義上より古代の偶像崇敬の遺風なりと見做され堅く禁ぜられしかば技術の進歩甚だおそかりき。ペテロ大帝以來の西ヨーロッパ同化主義に伴ひ多少の影響を被らざるに非るもなほ微々として振はず其國內に存在を認めらるゝに至りしは廿五年以來にして作品も従うて多からず。ランセル、リベリヒの如き彫刻家あれども與に大家とするに足らず。

度量衡換算表

貨幣

ルーブル	一圓二錢八厘	ガロン	二升五合二勺 (液體)
コペック	一錢一厘	ブッシェル	二斗一合 (固體)
ポンド	九圓七十六錢三厘	グラム	二百六十七々目
フラン	三十八錢七厘	キログラム	二分六厘七毛
度量衡		ハンドレッドウェイト	十三貫五百四十七々目
メートル	三尺三寸	ト	二百六十八貫八百目
キロメートル	九町八間四尺	ブロード	四貫三百六十分
マイル	十四町四十九間	エークル	四反二十四歩

度量衡換算表



露國の實相終

明治三十七年九月廿三日印刷  
明治三十七年拾月十日發行

定價金七拾錢

躬行會藏版



著者 堀竹雄

著者 竹村尙次

發行者 大橋新太郎

印刷者 石川金太郎

印刷所 株式會社 秀英舍

發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館



法學士須崎芳三郎君著 法學士須崎芳三郎君著 法學士原田豊次郎君著

### 現代露西亞

- 緒論 露西亞—俄露戰外世一
- 第一章 表面の露國
- 第二章 露國の露國
- 第三章 露國の宗教
- 第四章 社會の組織
- 第五章 政治
- 第六章 革命の氣運
- 第七章 革命黨
- 第八章 中央政界
- 第九章 國際に於る露國
- 第十章 露國の外交
- 第十一章 露國の財政
- 第十二章 露國の陸軍
- 第十三章 露國の海軍
- 第十四章 露國の海軍
- 第十五章 露國と他國の外交に六

全一冊洋裝大判四二〇頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

### 露國侵略史

- 緒言 露國に對する我主張〇日露と滿洲〇露國の歴史外に八
- 第一章 露國小史
- 第二章 ツアの急襲〇スラブ族本據等
- 第三章 露國の西進
- 第四章 露國の東進
- 第五章 露國の南進
- 第六章 露國の北進
- 第七章 露國の西進
- 第八章 露國の東進
- 第九章 露國の南進
- 第十章 露國の北進
- 第十一章 露國の西進
- 第十二章 露國の東進
- 第十三章 露國の南進
- 第十四章 露國の北進
- 第十五章 露國の西進
- 第十六章 露國の東進
- 第十七章 露國の南進
- 第十八章 露國の北進
- 第十九章 露國の西進
- 第二十章 露國の東進
- 第二十一章 露國の南進
- 第二十二章 露國の北進
- 第二十三章 露國の西進
- 第二十四章 露國の東進
- 第二十五章 露國の南進
- 第二十六章 露國の北進
- 第二十七章 露國の西進
- 第二十八章 露國の東進
- 第二十九章 露國の南進
- 第三十章 露國の北進
- 第三十一章 露國の西進
- 第三十二章 露國の東進
- 第三十三章 露國の南進
- 第三十四章 露國の北進
- 第三十五章 露國の西進
- 第三十六章 露國の東進
- 第三十七章 露國の南進
- 第三十八章 露國の北進
- 第三十九章 露國の西進
- 第四十章 露國の東進
- 第四十一章 露國の南進
- 第四十二章 露國の北進
- 第四十三章 露國の西進
- 第四十四章 露國の東進
- 第四十五章 露國の南進
- 第四十六章 露國の北進
- 第四十七章 露國の西進
- 第四十八章 露國の東進
- 第四十九章 露國の南進
- 第五十章 露國の北進
- 第五十一章 露國の西進
- 第五十二章 露國の東進
- 第五十三章 露國の南進
- 第五十四章 露國の北進
- 第五十五章 露國の西進
- 第五十六章 露國の東進
- 第五十七章 露國の南進
- 第五十八章 露國の北進
- 第五十九章 露國の西進
- 第六十章 露國の東進
- 第六十一章 露國の南進
- 第六十二章 露國の北進
- 第六十三章 露國の西進
- 第六十四章 露國の東進
- 第六十五章 露國の南進
- 第六十六章 露國の北進
- 第六十七章 露國の西進
- 第六十八章 露國の東進
- 第六十九章 露國の南進
- 第七十章 露國の北進
- 第七十一章 露國の西進
- 第七十二章 露國の東進
- 第七十三章 露國の南進
- 第七十四章 露國の北進
- 第七十五章 露國の西進
- 第七十六章 露國の東進
- 第七十七章 露國の南進
- 第七十八章 露國の北進
- 第七十九章 露國の西進
- 第八十章 露國の東進
- 第八十一章 露國の南進
- 第八十二章 露國の北進
- 第八十三章 露國の西進
- 第八十四章 露國の東進
- 第八十五章 露國の南進
- 第八十六章 露國の北進
- 第八十七章 露國の西進
- 第八十八章 露國の東進
- 第八十九章 露國の南進
- 第九十章 露國の北進
- 第九十一章 露國の西進
- 第九十二章 露國の東進
- 第九十三章 露國の南進
- 第九十四章 露國の北進
- 第九十五章 露國の西進
- 第九十六章 露國の東進
- 第九十七章 露國の南進
- 第九十八章 露國の北進
- 第九十九章 露國の西進
- 第一百章 露國の東進

全一冊洋裝大判二七六頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

### 最近外交史

- 第一章 維納會議
- 第二章 神聖同盟
- 第三章 反動時代
- 第四章 希臘の獨立
- 第五章 クリミア戦争
- 第六章 伊太利統一
- 第七章 普佛戦争
- 第八章 普奧戦争
- 第九章 露土戦争
- 第十章 柏林會議
- 第十一章 三國同盟
- 第十二章 露佛同盟
- 第十三章 露佛同盟
- 第十四章 露佛同盟
- 第十五章 露佛同盟
- 第十六章 露佛同盟
- 第十七章 露佛同盟
- 第十八章 露佛同盟
- 第十九章 露佛同盟
- 第二十章 露佛同盟
- 第二十一章 露佛同盟
- 第二十二章 露佛同盟
- 第二十三章 露佛同盟
- 第二十四章 露佛同盟
- 第二十五章 露佛同盟
- 第二十六章 露佛同盟
- 第二十七章 露佛同盟
- 第二十八章 露佛同盟
- 第二十九章 露佛同盟
- 第三十章 露佛同盟
- 第三十一章 露佛同盟
- 第三十二章 露佛同盟
- 第三十三章 露佛同盟
- 第三十四章 露佛同盟
- 第三十五章 露佛同盟
- 第三十六章 露佛同盟
- 第三十七章 露佛同盟
- 第三十八章 露佛同盟
- 第三十九章 露佛同盟
- 第四十章 露佛同盟
- 第四十一章 露佛同盟
- 第四十二章 露佛同盟
- 第四十三章 露佛同盟
- 第四十四章 露佛同盟
- 第四十五章 露佛同盟
- 第四十六章 露佛同盟
- 第四十七章 露佛同盟
- 第四十八章 露佛同盟
- 第四十九章 露佛同盟
- 第五十章 露佛同盟
- 第五十一章 露佛同盟
- 第五十二章 露佛同盟
- 第五十三章 露佛同盟
- 第五十四章 露佛同盟
- 第五十五章 露佛同盟
- 第五十六章 露佛同盟
- 第五十七章 露佛同盟
- 第五十八章 露佛同盟
- 第五十九章 露佛同盟
- 第六十章 露佛同盟
- 第六十一章 露佛同盟
- 第六十二章 露佛同盟
- 第六十三章 露佛同盟
- 第六十四章 露佛同盟
- 第六十五章 露佛同盟
- 第六十六章 露佛同盟
- 第六十七章 露佛同盟
- 第六十八章 露佛同盟
- 第六十九章 露佛同盟
- 第七十章 露佛同盟
- 第七十一章 露佛同盟
- 第七十二章 露佛同盟
- 第七十三章 露佛同盟
- 第七十四章 露佛同盟
- 第七十五章 露佛同盟
- 第七十六章 露佛同盟
- 第七十七章 露佛同盟
- 第七十八章 露佛同盟
- 第七十九章 露佛同盟
- 第八十章 露佛同盟
- 第八十一章 露佛同盟
- 第八十二章 露佛同盟
- 第八十三章 露佛同盟
- 第八十四章 露佛同盟
- 第八十五章 露佛同盟
- 第八十六章 露佛同盟
- 第八十七章 露佛同盟
- 第八十八章 露佛同盟
- 第八十九章 露佛同盟
- 第九十章 露佛同盟
- 第九十一章 露佛同盟
- 第九十二章 露佛同盟
- 第九十三章 露佛同盟
- 第九十四章 露佛同盟
- 第九十五章 露佛同盟
- 第九十六章 露佛同盟
- 第九十七章 露佛同盟
- 第九十八章 露佛同盟
- 第九十九章 露佛同盟
- 第一百章 露佛同盟

全一冊洋裝大判三二二頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

版 藏 館 文 博

文學博士 高山林次郎君著 (九版)

### 世界文明史

- 序論 文明史とは何ぞや
- 第一編 非文明的人類
- 第二章 原始文化
- 第三章 自然民族
- 第四章 東洋の文明
- 第五章 歐羅巴の文明
- 第六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第二十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第三十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第四十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第五十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第六十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第七十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第八十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十一章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十二章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十三章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十四章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十五章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十六章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十七章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十八章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第九十九章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力
- 第一百章 古代西人文化に及ぼせる東洋人文化の勢力

全一冊洋裝大判三五八頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

法學士山内正暎君著

### 世界殖民史

- 第一編 總論
- 緒言 殖民の意義 殖民の種類 殖民の利害 殖民の要件 人類の發展 マーカントニスマ 労働問題
- 第二編 古代史
- 埃及 東方諸國のイニシヤ カルセーシ 希臘 羅馬
- 第三編 中世史
- アムルイとヒザ フロレンス
- 第四編 近世史
- 緒論 葡萄牙 西班牙 和蘭 佛蘭西 英吉利
- 第五編 結論
- 附録 近世殖民史年表

全一冊洋裝大判三〇〇頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

法學士山本信博君著

### 政治地理學

- 第一章 國家 國家の概念 國家の領土と人民 國家の領海
- 第二章 國家の種類 國家の區別 國家の政體
- 第三章 國家の政體 國家の政體の區別 國家の政體の政體
- 第四章 君主 君主の君主 君主の君主
- 第五章 共和國の元首 共和國の元首
- 第六章 議會 議會の議會 議會の議會
- 第七章 司法 司法の司法 司法の司法
- 第八章 財政 財政の財政 財政の財政
- 第九章 軍備 軍備の軍備 軍備の軍備
- 第十章 教育 教育の教育 教育の教育
- 第十一章 人口 人口の人口 人口の人口
- 第十二章 國地 國地の國地 國地の國地

全一冊洋裝大判三二八頁  
特製正價五拾五錢 郵稅拾錢  
並製正價四拾錢 郵稅八錢

版 藏 館 文 博



伊藤侯、松方伯、桂伯、題字、大隈伯序文

伊東祐毅君著 世界年鑑

洋裝上製、總シロ、金、字、入、正價、金、四、圓、貳、拾、五、錢、小包、送、料、參、拾、錢

列國の關係日に密にして世界各國の事情を知るの必要益々痛切なり。而かも最も精確にして且つ趣味多きものは、各國最近の形勢を明かにする書甚稀なり。伊東祐毅侯は、専ら統計學の編纂方法を研究し、三年に成れるものも、研究したる所を實地に應用するは、我國に於て唯一なる最新統計學者なり。其吾國に於ける無比の世界年鑑たるや、固より論なし。

海軍機關總監 工學博士 宮原次郎君校閱

工學士 增田知藏君著 軍艦詳說

總シロ、金、拾、圓、貳、拾、錢、郵、稅、金、拾、圓、貳、拾、錢、特、製、錢、本

第一章	軍艦の類別	第二章	軍艦の發達の沿革	第三章	軍艦の任務	第四章	軍艦の構造	第五章	軍艦の機件	第六章	軍艦の防禦	第七章	軍艦の運用	第八章	軍艦の製造	第九章	軍艦の修理	第十章	軍艦の燃料	第十一章	軍艦の衛生	第十二章	軍艦の通信	第十三章	軍艦の兵器	第十四章	軍艦の乗組員	第十五章	軍艦の管理	第十六章	軍艦の歴史	第十七章	軍艦の未來	第十八章	軍艦の附屬	第十九章	軍艦の試驗	第二十章	軍艦の附屬
-----	-------	-----	----------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	--------	------	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	-------




# 露西亞全圖

一千九百五十七年

0 100 200 300 400 500


——— 國境及政治區劃      ——— 鐵道  
- - - - 交通道路      - - - - 未成及計画中ノ鐵道



露國之實相附圖(其二)


日本橋區本町三丁目








露國之實相附圖(其二) 日本橋區本町三丁目 博文館藏版

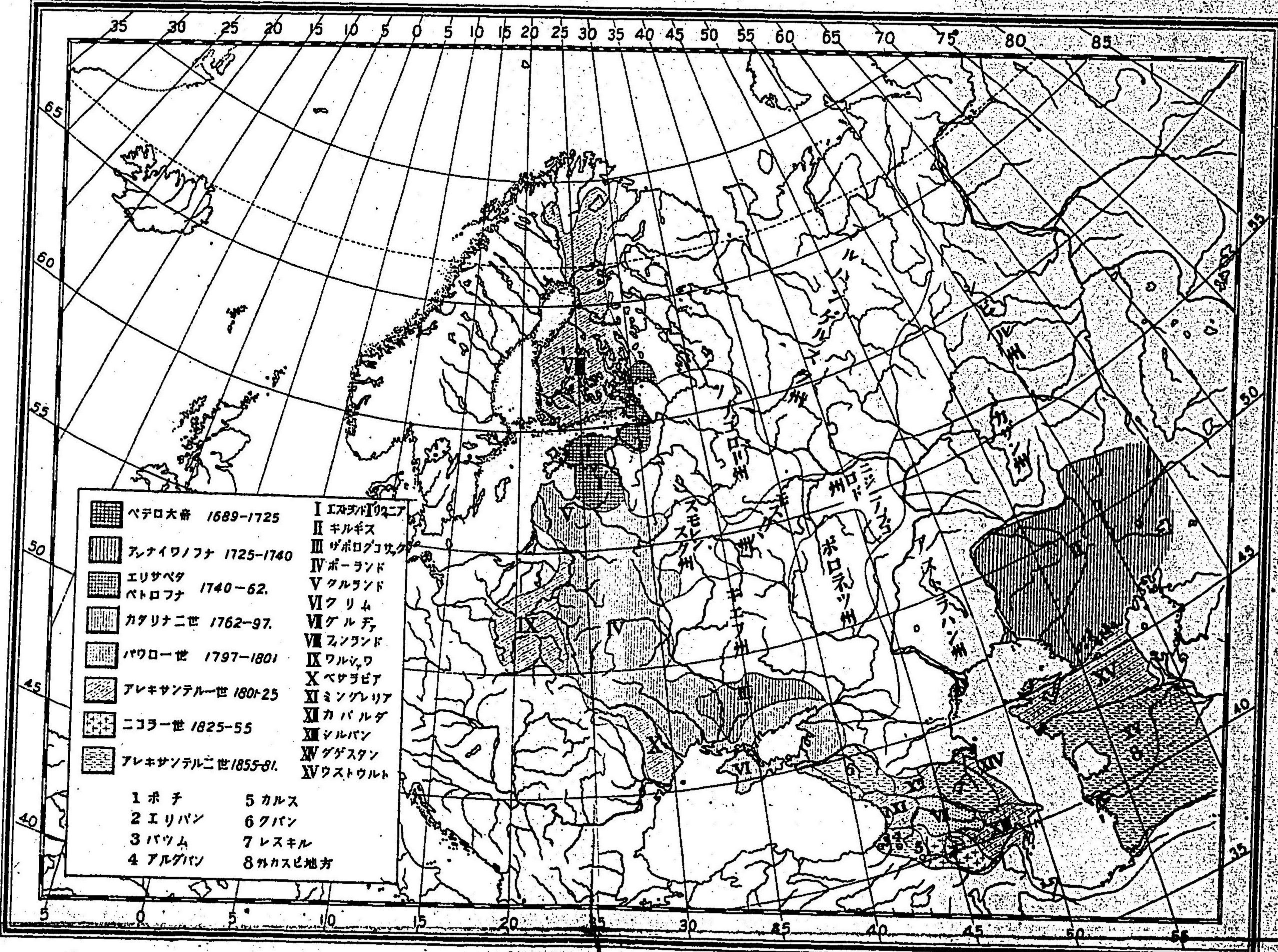








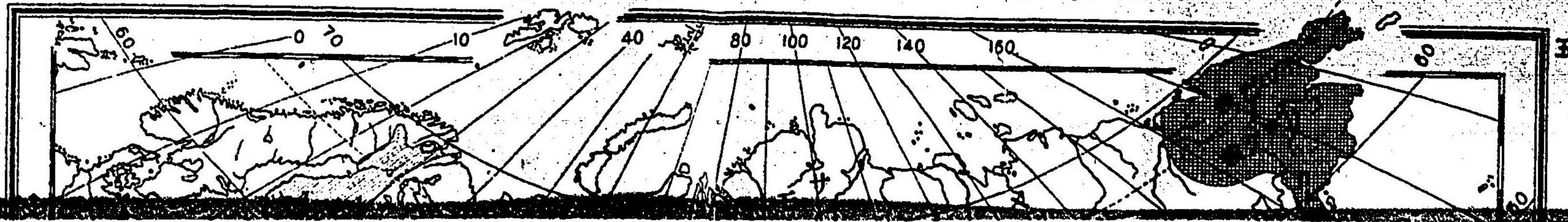
テマ代近リヨ紀世七十



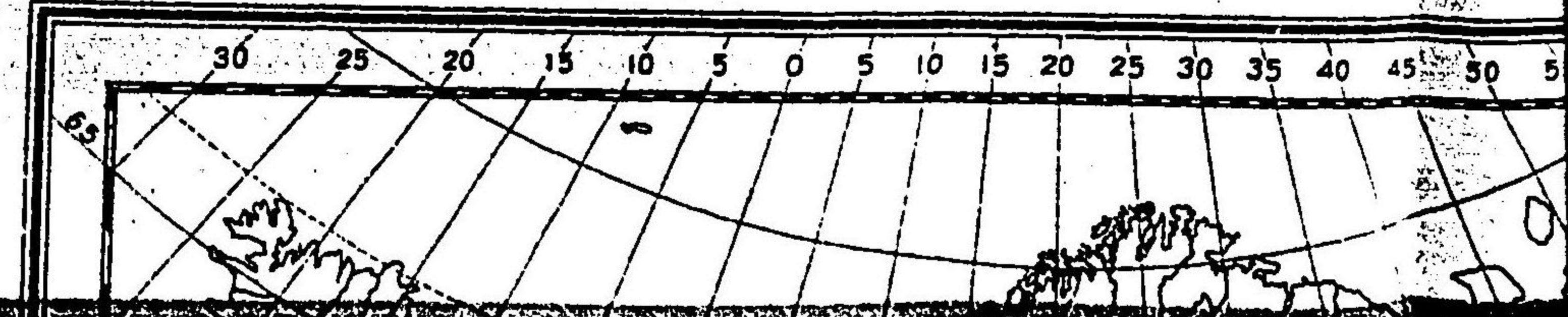
圖布分種人士本ア



圖吞併アシアル至ニ日今リヨ紀世七十

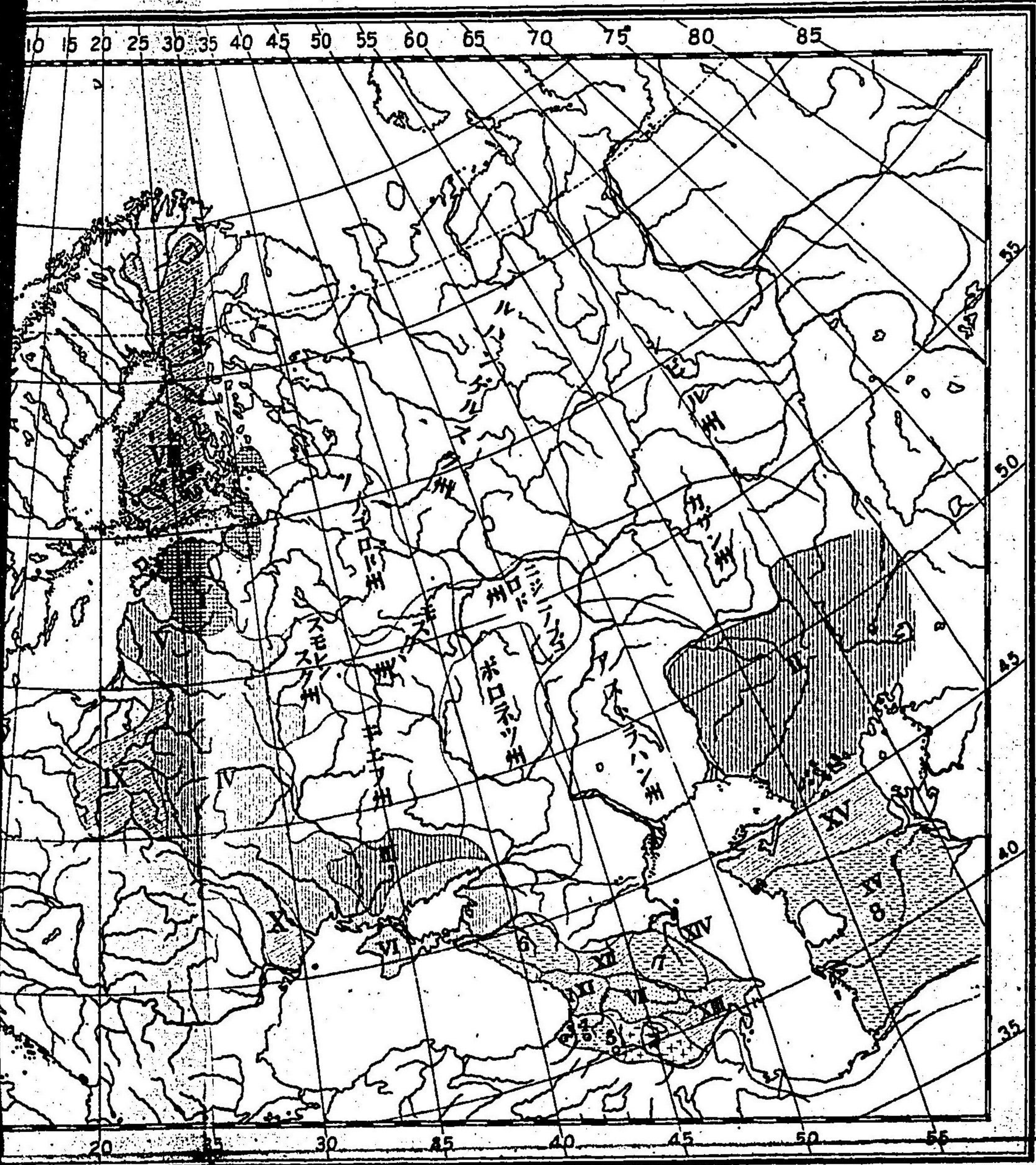


頃年二十六百九元紀ス  
圖裂分土國ア



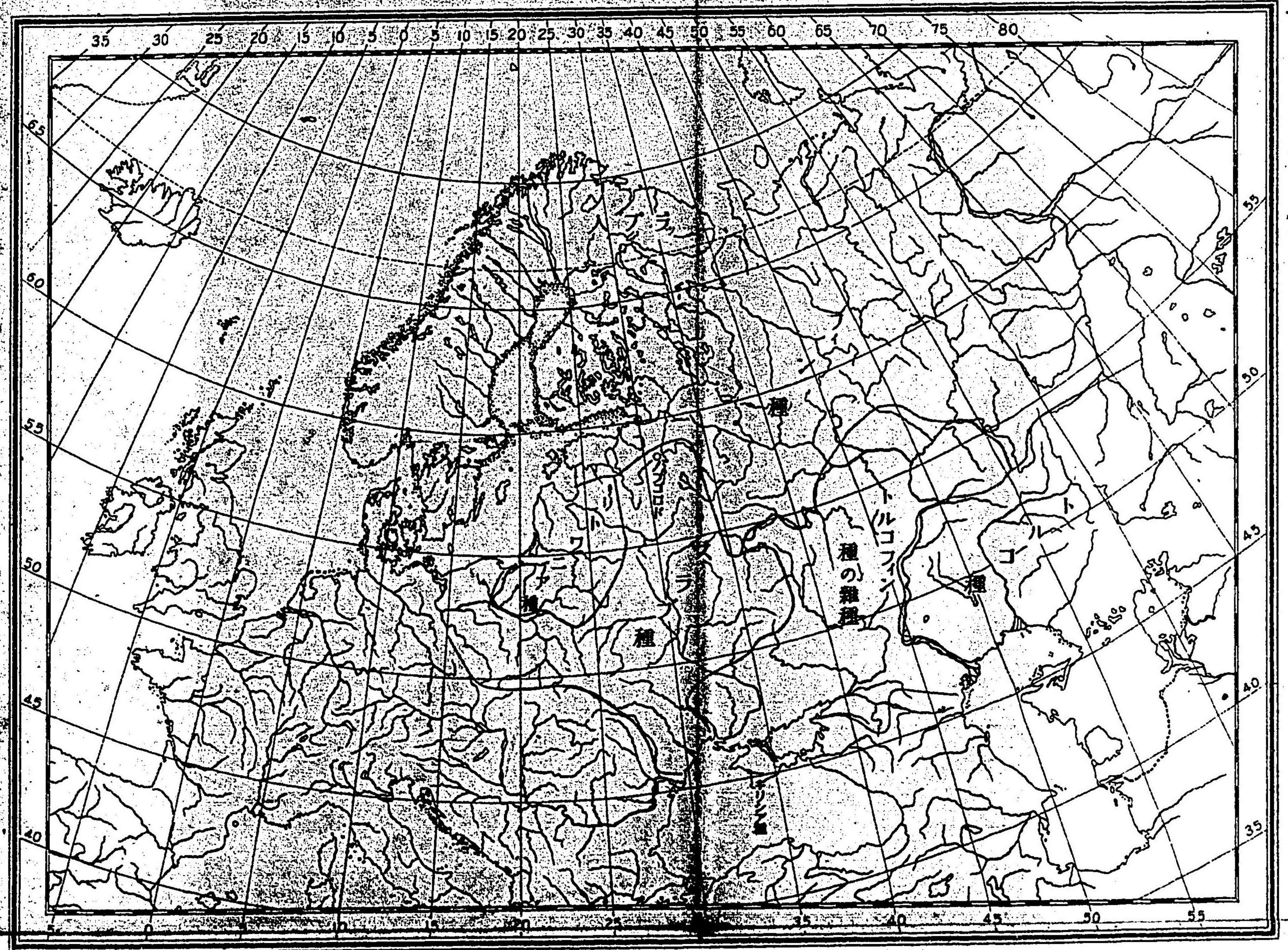


代近リヨ紀世七十



四

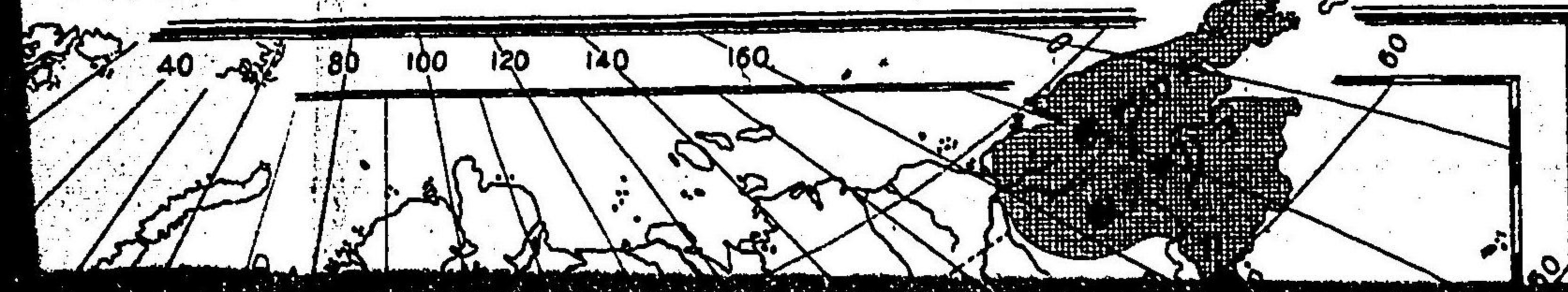
圖布分種人土本アシロの頃紀世九



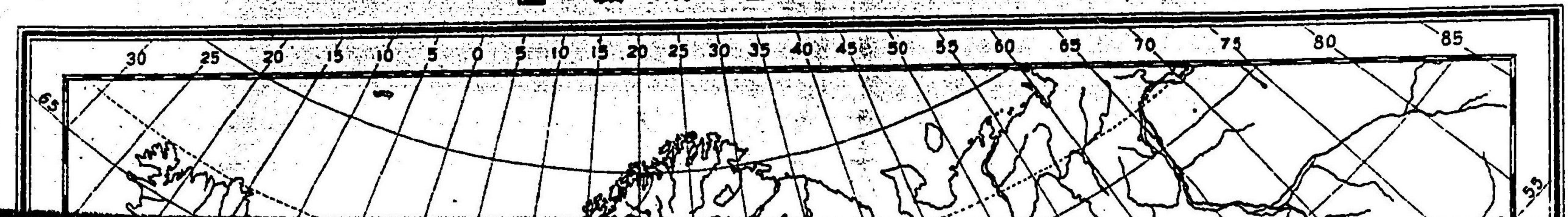
項年二十六百九元紀スエイ

圖裂分土國アシロ

アシアル至ニ日今リヨ紀世七十

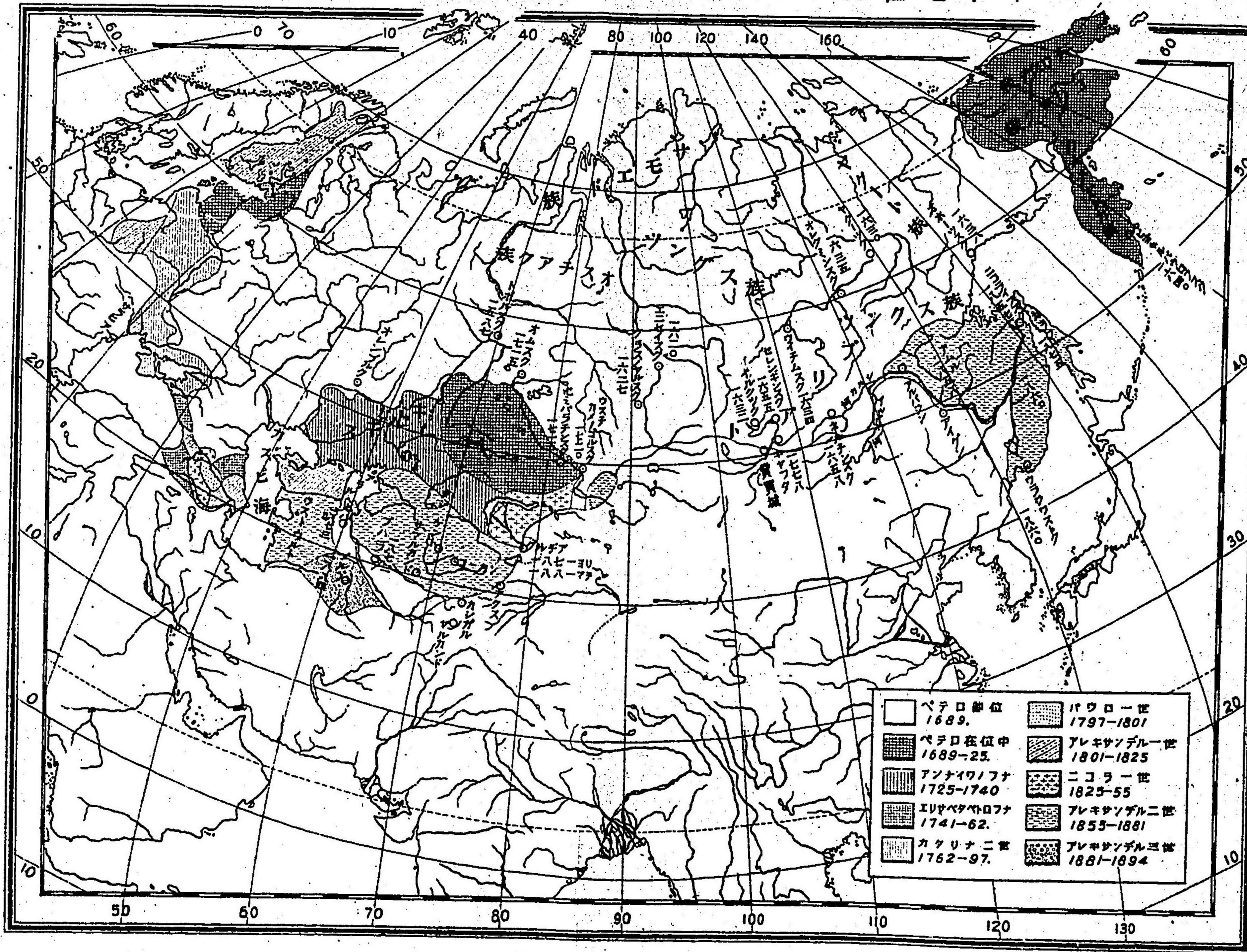


五

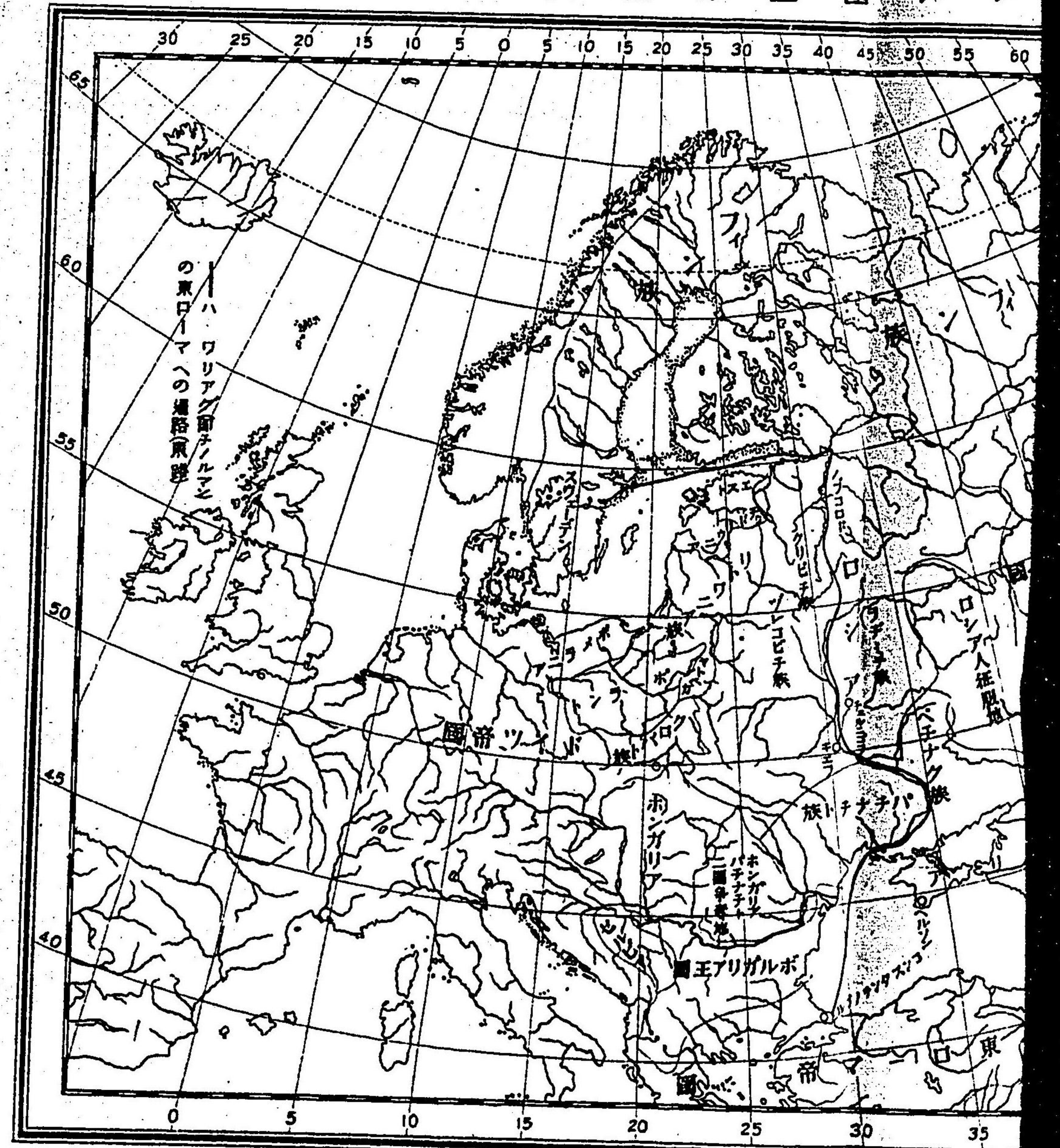




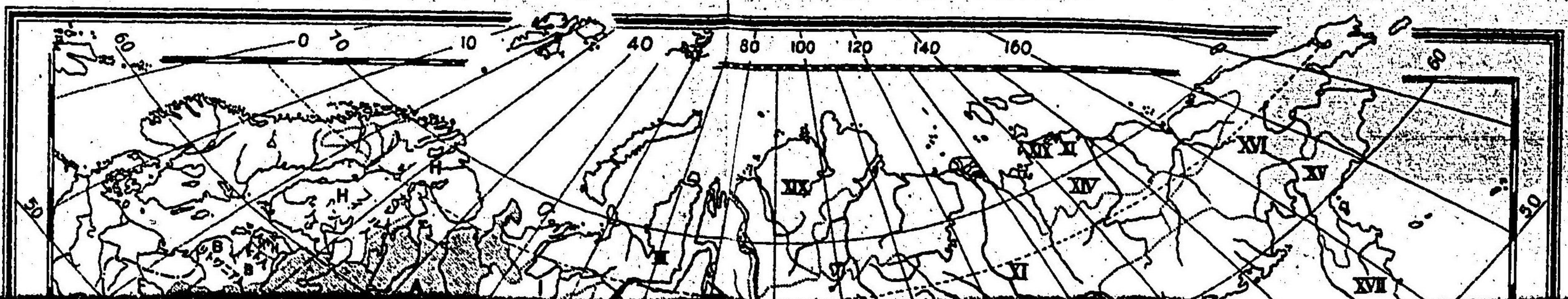
圖吞併アシアル至二日今リヨ紀世七十



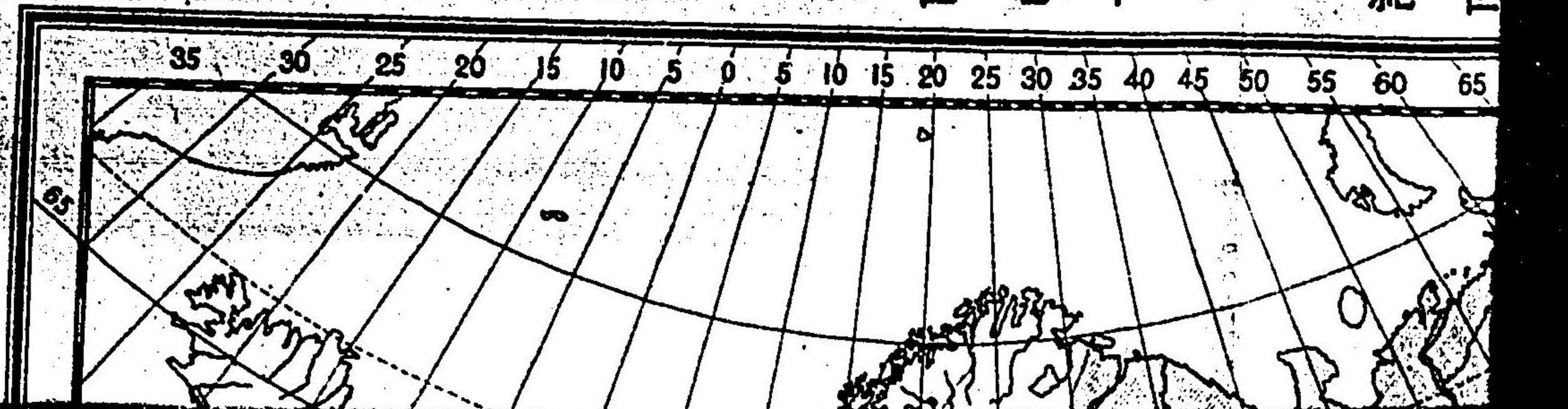
項年二十六百九元紀スエイ  
圖裂分土國アシ



圖種人アシロ代現



テマ紀世七十リヨ紀世



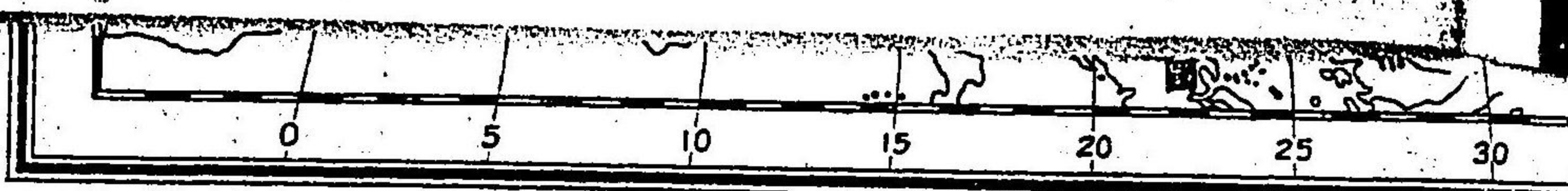
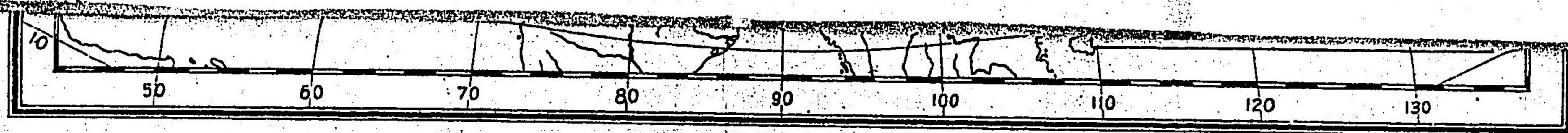
露國之實相附圖(其二)



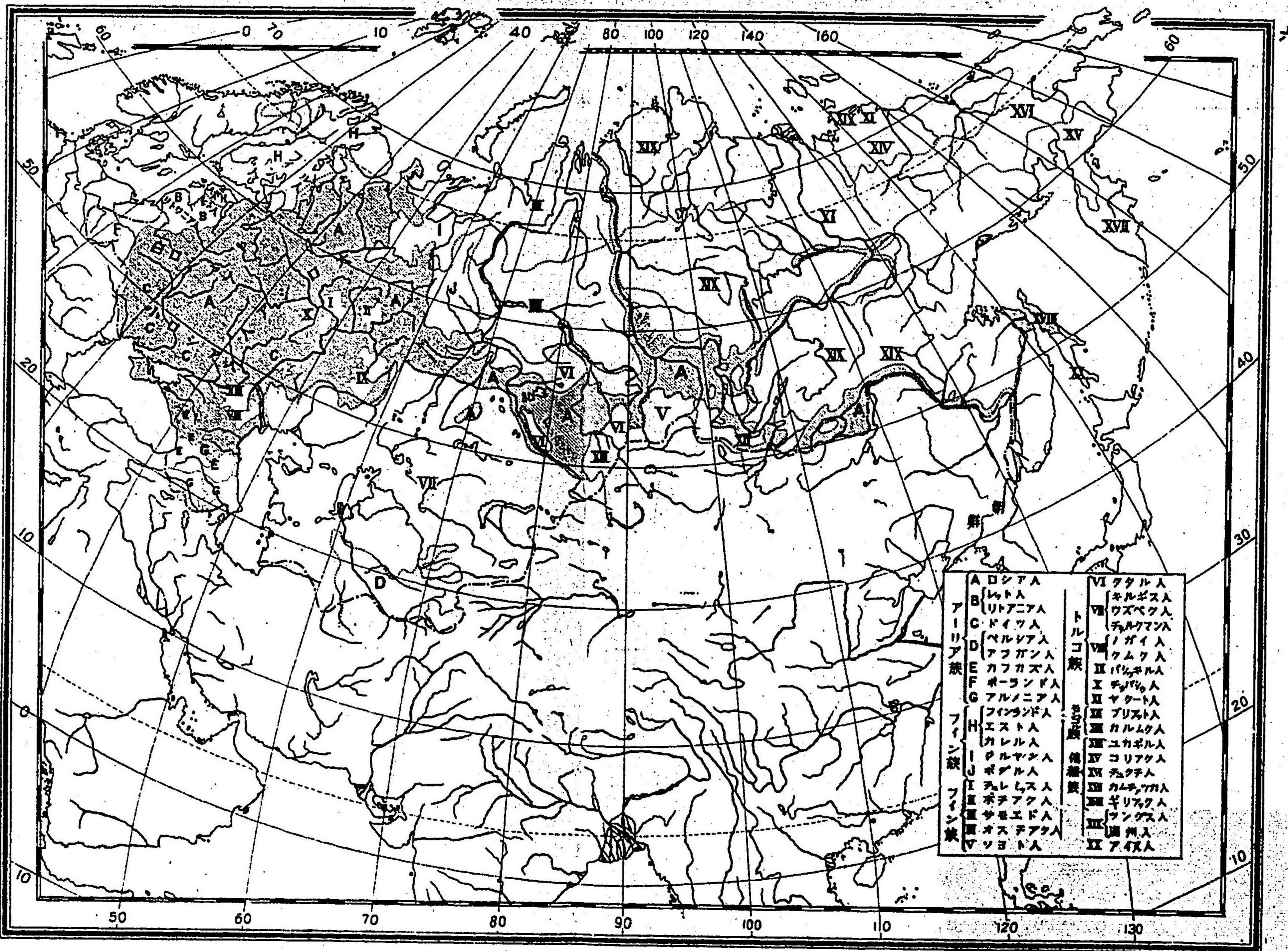




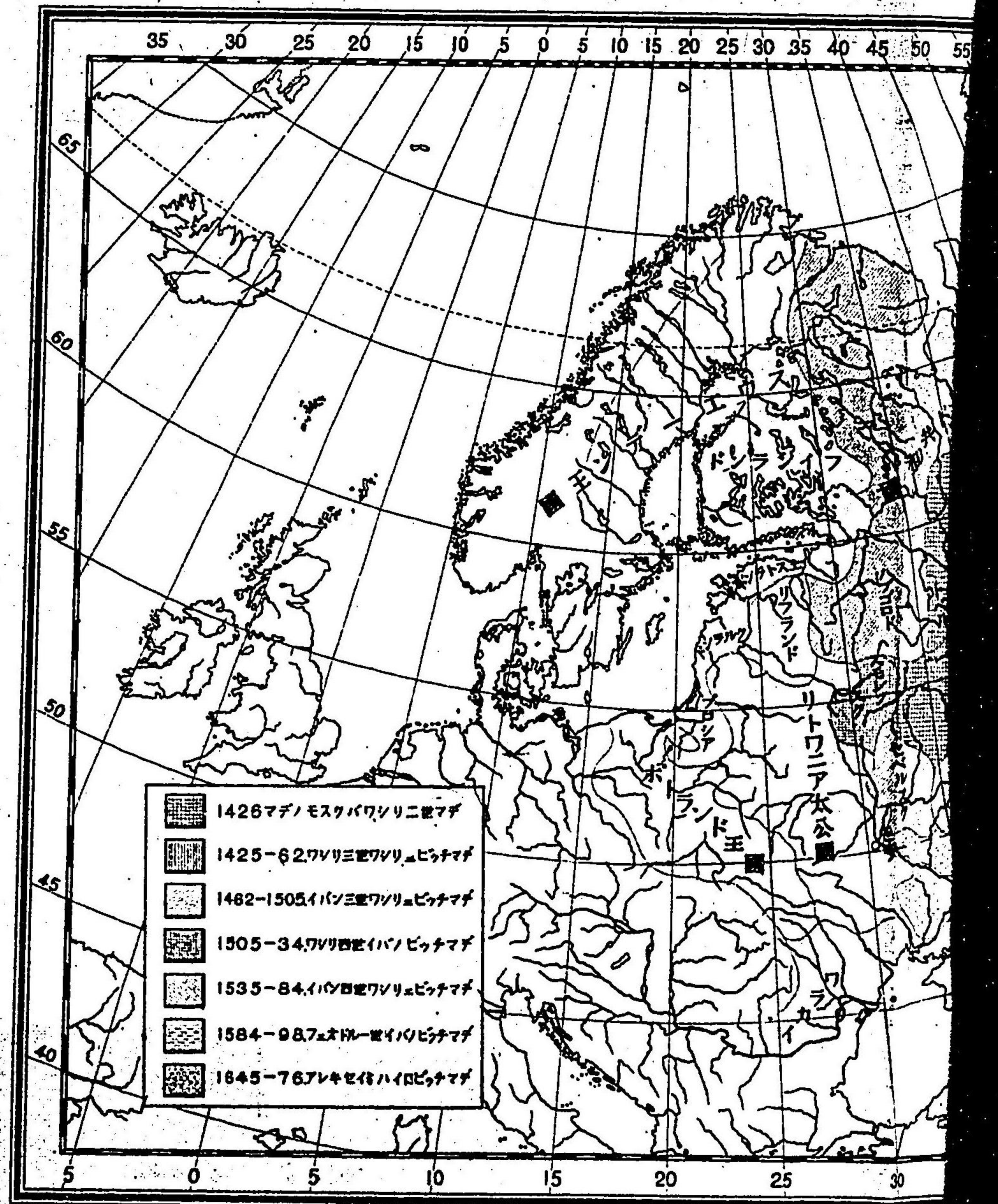
露國之實相附圖(其二) 日本橋區本町三丁目 博文館藏版



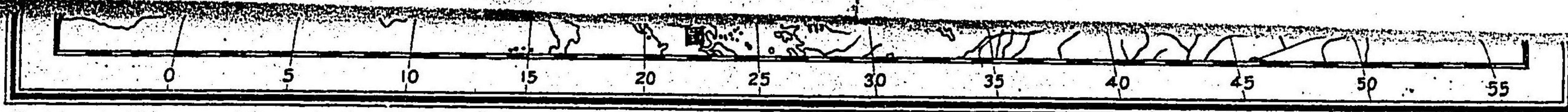
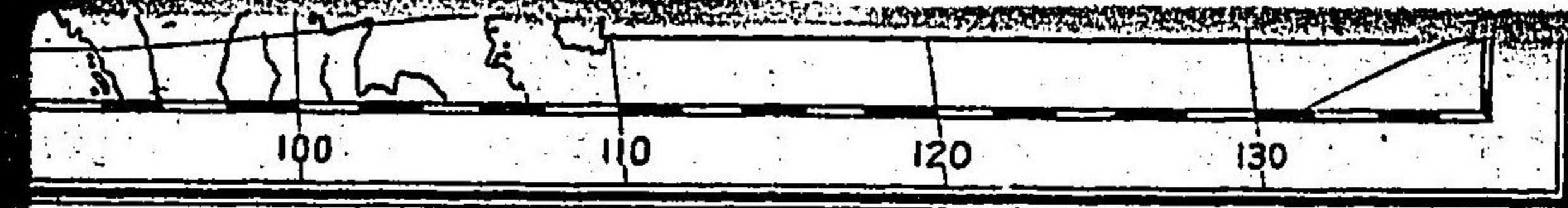
現 代 日 本 人 種 圖



ヨリ七世紀マテ

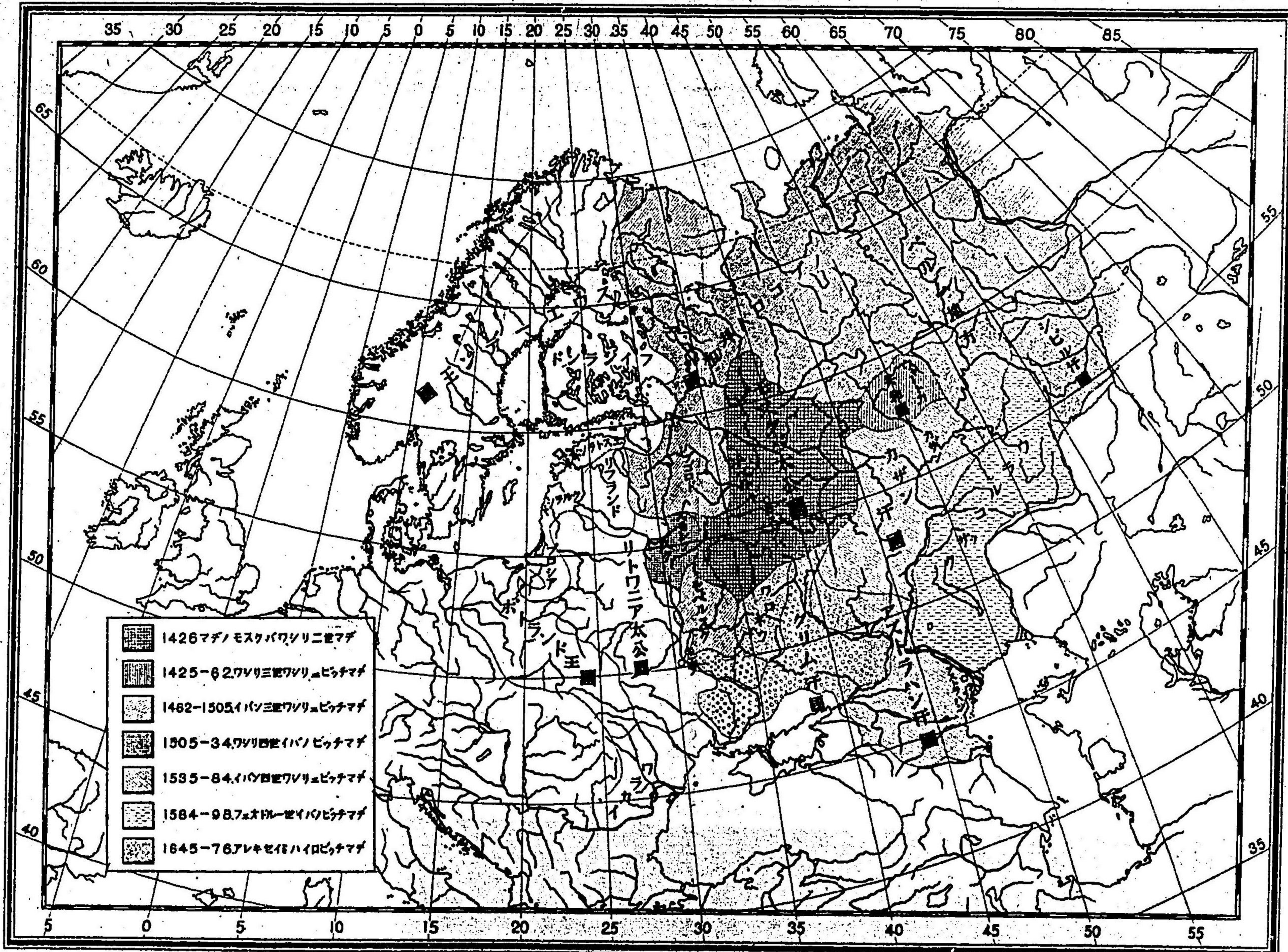
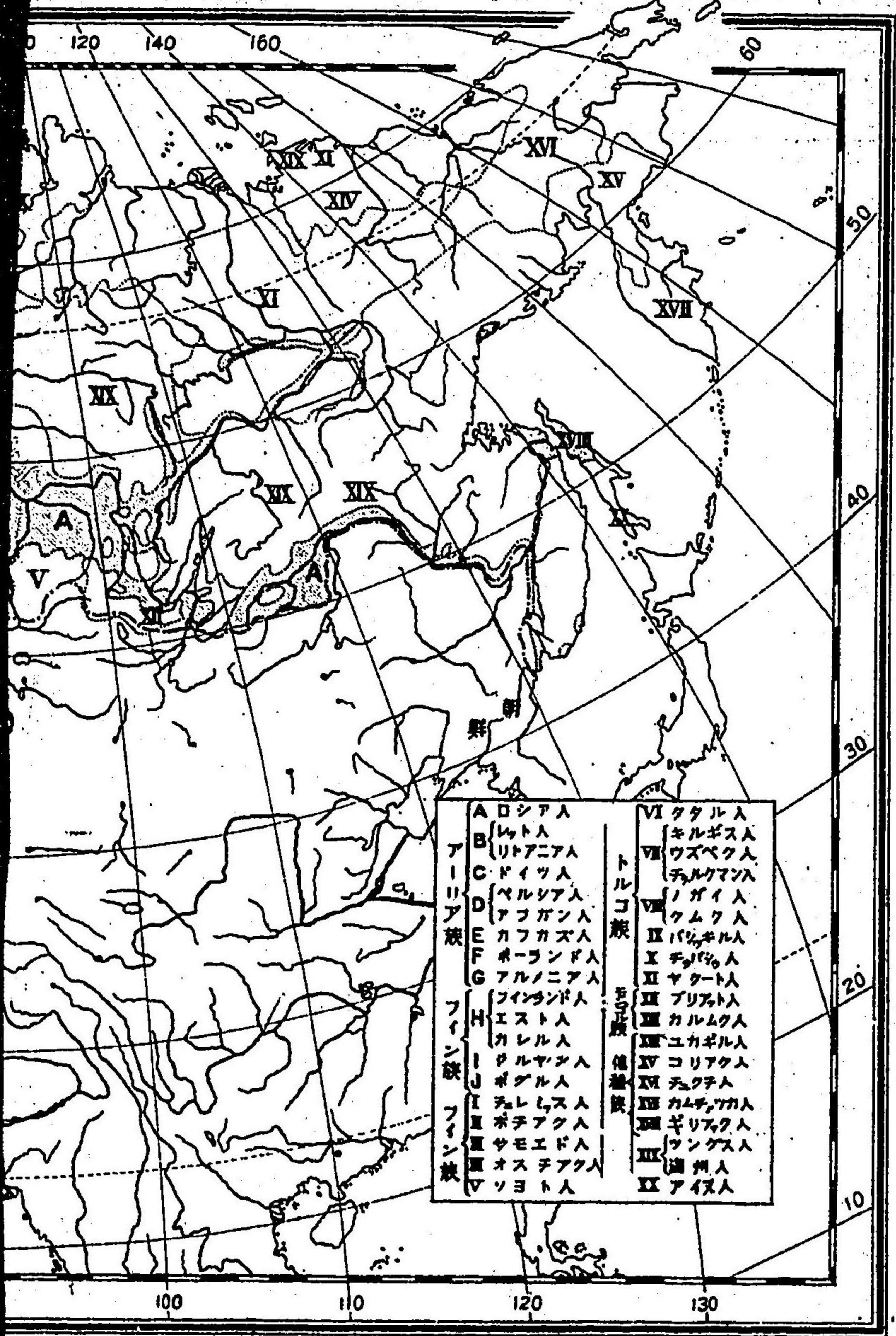






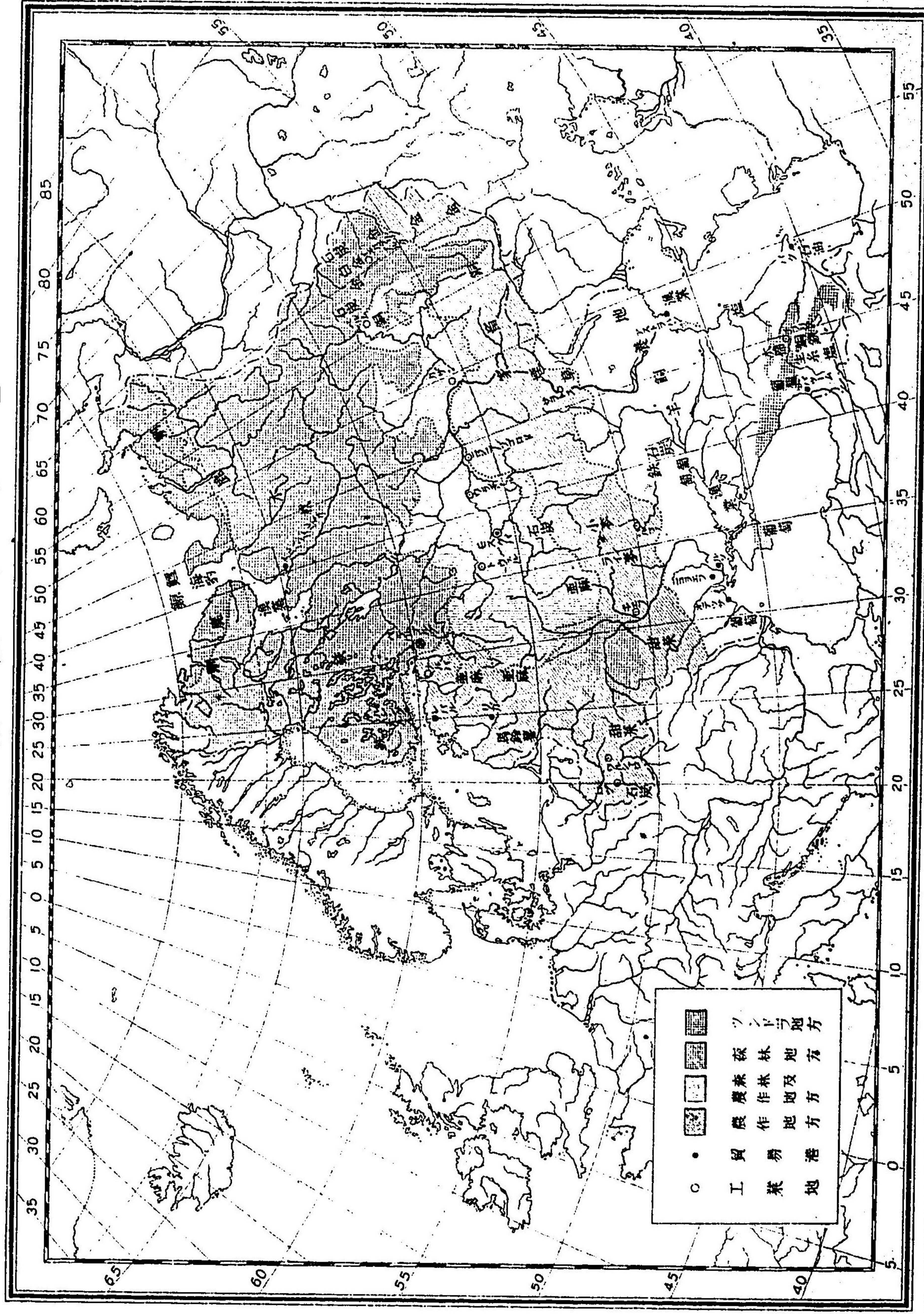
シ 口 代 現

テ マ 紀 世 七 十 リ ヨ 紀 世 五 十

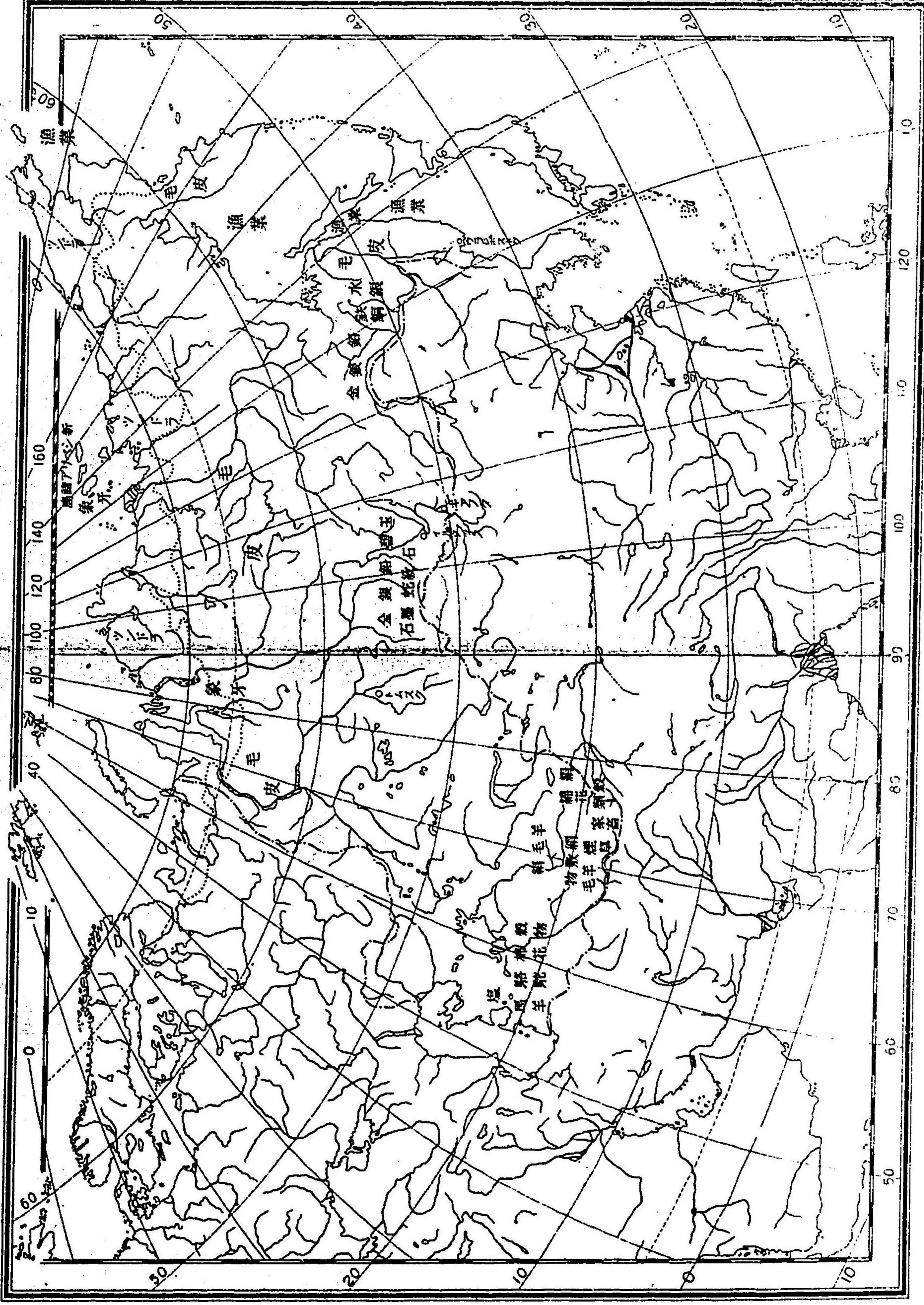




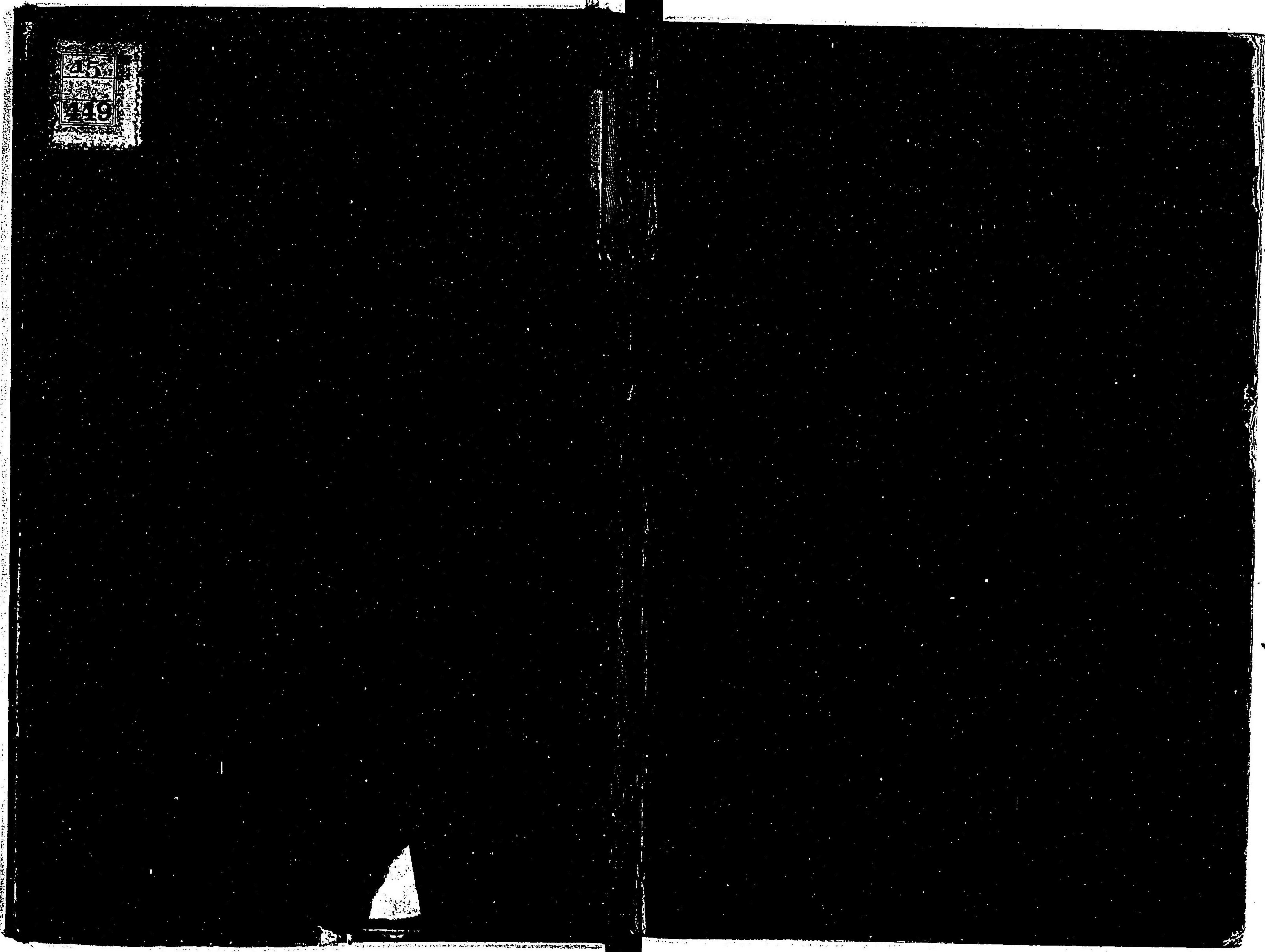
口 沙 亞 業 地 圖



ア 沙 亞 物 產 略 圖

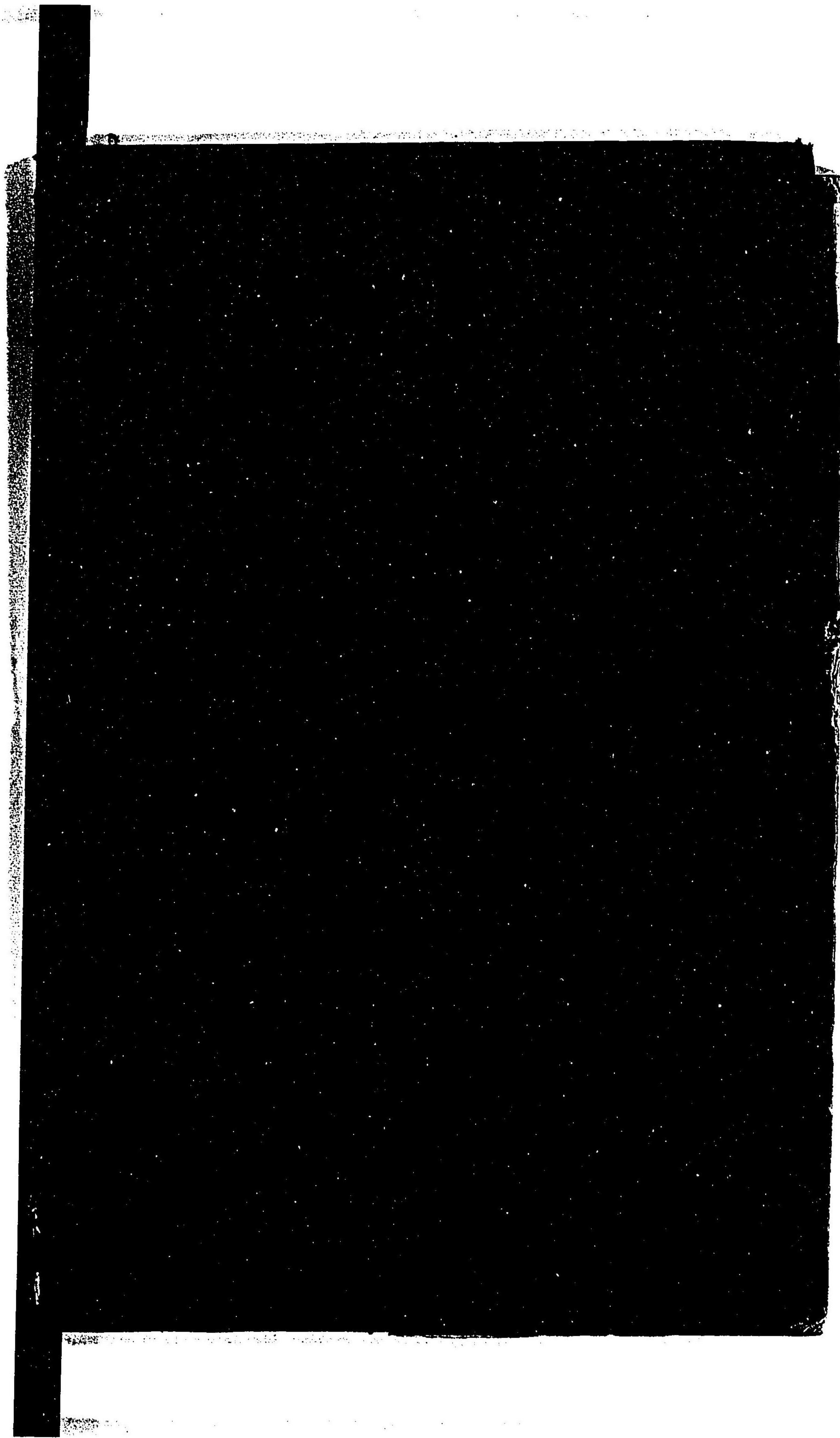






49







45  
449

026871-000-1

45-449

露国之実相

堀 竹雄

竹村 尚次 / 著

M37

ADF-0053





